

1 第192回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

安倍内閣総理大臣は平成28年8月3日、内閣改造を行い、第3次安倍第2次改造内閣が発足した。

そして、第192回国会(臨時会)が9月26日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。

国会の会期は、当初、11月30日までの66日間であったが、11月29日の衆議院本会議において、12月14日までの14日間延長することが議決され、さらに、12月14日の衆議院本会議において、12月17日までの3日間延長することが議決され、最終的な会期は計83日間となった。

(院の構成)

参議院では、召集日当日の本会議で、議席の指定が行われた後、10常任委員長(総務、法務、外交防衛、財政金融、文教科学、厚生労働、農林水産、環境、予算、決算)の辞任、12常任委員長の選挙(欠員中の行政監視、議院運営含む)、7特別委員会(災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA、消費者問題、震災復興)の設置、3調査会(国際経済、国民生活、資源)の設置等が行われた。また、10月21日の本会議で、新た

に1特別委員会(T P P)が設置された。

衆議院では、召集日当日の本会議で、10特別委員会(災害対策、倫理選挙、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力、地方創生、T P P)が設置された。

(平成二十八年度第2次補正予算)

召集日当日、未来への投資を実現する経済対策を内容とする平成二十八年度第2次補正予算が衆議院に提出された。

同補正予算は、衆議院では、10月4日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、10月5日から予算委員会では質疑が行われ、同11日に同補正予算を可決した。

10月11日の本会議においても、同補正予算は可決され、成立した(衆参での審査等の概要は、後述2(1)参照)。

(所信表明演説等・質疑)

召集日当日、衆参両院の本会議で、安倍内閣総理大臣の所信表明演説及び麻生財務大臣の財政演説が行われ、これに対する質疑(代表質問)が、衆議院で9月27日及び28日、参議院で同28日及び29日にそれぞれ行われた。

2 予算・決算

(1) 平成二十八年度第2次補正予算

平成二十八年度第2次補正予算3案は、9月26日に衆議院に提出された。

衆議院では、予算委員会において、9

月29日に趣旨説明を聴取し、翌30日から質疑を行った。10月4日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算3案を可決すべきものと決定した。

10月4日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、10月5日に趣旨説明を聴取し、同日及び同6日に総括質疑を行い、同11日に集中審議及び締めくくり質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算3案を可決すべきものと決定した。

3 法律案・条約・決議

(審議の概況)

内閣提出法律案は、今国会提出19件、継続11件のうち、24件が成立した(成立率80.0%)。

参議院議員提出法律案は、今国会提出113件のうち、5件が成立した(成立率4.4%)。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出13件、継続54件のうち、12件が成立した(成立率17.9%)。

条約は、今国会提出2件、継続1件のうち、2件が国会の承認を得た(成立率66.7%)。

決議案は、今国会提出3件のうち、1件が成立した(成立率33.3%)。

(1) パリ協定

気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化することを目的として、温室効果ガスの削減に係る取組、その実効性を確保するための措置等について定めるパリ協定の締結について承認を求めめるための「パリ協定の締結について承認を求めめるの件」(閣条第1号)が、10月11日、

10月11日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算3案は可決され、成立した。

(2) 平成二十七年度決算

平成二十七年度決算外2件は、平成28年11月18日に提出された後、参議院では、同28日の本会議で概要の報告及び質疑を行い、同日の決算委員会で概要説明を聴取した。

参議院に提出された。

参議院では、10月19日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同件が付託された外交防衛委員会で、同20日に趣旨説明を聴取し、同25日より質疑を行った。同27日に質疑を終局し、採決の結果、同件を承認すべきものと決定した。

10月28日の本会議において、同件は承認され、衆議院に送付された。

衆議院では、10月28日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同件が付託された外務委員会で、11月2日に趣旨説明を聴取し、質疑を行い、採決の結果、同件を承認すべきものと決定した。

11月8日の本会議において、同件は承認され、国会の承認を得た。

(2) 年金機能強化法改正案

公的年金制度の保障機能の強化を図り、年金制度に対する国民の信頼を高めるため、9月26日、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のため

の国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」(閣法第6号)が衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された厚生労働委員会で、10月21日に趣旨説明を聴取し、同26日より質疑を行った。同28日に民進が提出した修正案及び共産が提出した修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び両修正案について質疑を行った後、質疑を終局し、採決の結果、両修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

11月1日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、11月2日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同8日に趣旨説明を聴取し、同10日より質疑を行った。同15日に質疑を終局した後、民進及び希望が共同提出した修正案の趣旨説明を聴取し、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

11月16日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(3) 外国人技能実習法案、出入国管理法改正案

第189回国会の平成27年3月6日、外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るための「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」(閣法第30号)、介護の業務に従事する外国人の受入れ等を図るための「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」(閣法第31号)は、それぞれ衆

議院に提出された。

第189回国会において、衆議院では、平成27年9月3日の本会議で閣法第30号の趣旨説明を聴取し、質疑を行った後、同法律案が付託された法務委員会で、同4日に趣旨説明を聴取した。その後、同24日に閣法第31号が同委員会に付託され、同25日に両法律案の閉会中審査の申出をすることを決定した(同日、衆議院本会議において閉会中審査を決定)。

第190回国会は、衆議院法務委員会において、平成28年4月6日に第189回国会閣法第30号の質疑を行った後、同15日に第189回国会閣法第31号の趣旨説明を聴取し、同日より第189回国会閣法第30号及び同31号の質疑を行った。同26日には、法務委員会、厚生労働委員会連合審査会において質疑を行った。5月11日に自民、民進及び公明が共同提出した第189回国会閣法第30号に対する修正案の趣旨説明を聴取し、同日より両法律案及び修正案について質疑を行った。その後、6月1日に同委員会は、閉会中審査の申出をすることを決定した(同日、衆議院本会議において閉会中審査を決定)。

第191回国会は、8月3日に衆議院法務委員会において、閉会中審査の申出をすることを決定した(同日、衆議院本会議において閉会中審査を決定)。

今国会は、衆議院法務委員会において、10月21日に自民、民進及び公明が共同提出した第189回国会閣法第30号に対する修正案(技能実習計画の記載事項及び同計画認定基準並びに外国人技能実習機構の業務に係る各規定等を修正するもの)の趣旨説明を聴取し、両法律案及び修正

案について質疑を行った。質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、第189回国会閣法第30号を修正議決すべきものと、第189回国会閣法第31号を可決すべきものと決定した。

10月25日の本会議において、第189回国会閣法第30号は修正議決され、第189回国会閣法第31号は可決され、参議院に送付された。

参議院では、10月28日の本会議で第189回国会閣法第30号の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された法務委員会で、11月1日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同10日には、法務委員会、厚生労働委員会連合審査会において質疑を行った。同17日に法務委員会で質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案を可決すべきものと決定した。

11月18日の本会議において、両法律案は、いずれも可決され、成立した。

(4) 税制抜本改革消費税法等改正案、 税制抜本改革地方税法等改正案

世界経済の不透明感が増す中で新たな危機に陥ることを回避するため、消費税率引上げの実施時期の変更及びこれに関連する税制上の措置について所要の改正を行う「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案」(閣法第3号)、地方税に関し所要の施策を講ずる「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」(閣法第4号)は、

9月26日、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、10月18日の本会議で2法案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。

その後、閣法第3号については、財務金融委員会に付託され、10月26日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。11月1日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第4号については、総務委員会に付託され、10月25日に趣旨説明を聴取し、同27日より質疑を行った。11月1日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

11月8日の本会議において、閣法第3号及び同第4号は、いずれも可決され、参議院に送付された。

参議院では、11月9日の本会議で2法案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。

その後、閣法第3号については、財政金融委員会に付託され、11月10日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同17日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第4号については、総務委員会に付託され、11月10日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同17日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

11月18日の本会議において、閣法第3号及び同第4号は、いずれも可決され、成立した。

(5) TPP協定、TPP協定整備法案

第190回国会の平成28年3月8日、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、幅広い分野で新たなルールを構築するための法的枠組みについて定める環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるための「環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件」

(閣条第8号)、環太平洋パートナーシップ協定を締結し、これを実施するため、必要な関係法律の規定の整備を総合的、一体的に行うための「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」(閣法第47号)は、それぞれ衆議院に提出された。

第190回国会において、衆議院では、4月5日の本会議で両案件の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両案件が付託された環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会で、同6日に趣旨説明を聴取し、同7日より質疑を行った。その後、同委員会は6月1日、閉会中審査の申出をすることを決定した(同日、衆議院本会議において閉会中審査を決定)。

第191回国会は、8月3日に衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会において、閉会中審査の申出をすることを決定した(同日、衆議院本会議において閉会中審査を決定)。

今国会は、衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会において、10月14日より質疑を行った。11月4日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、第190回国会閣条第8号を承認すべきものと、第190回国会閣法第47号

を可決すべきものと決定した。

11月10日の本会議において、両案件について討論の後、第190回国会閣条第8号は承認され、第190回国会閣法第47号は可決され、参議院に送付された。

参議院では、11月11日の本会議で両案件の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両案件が付託された環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同14日より質疑を行った。12月9日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、第190回国会閣条第8号を承認すべきものと、第190回国会閣法第47号を可決すべきものと決定した。

12月9日の本会議において、両案件について討論の後、第190回国会閣条第8号は承認され、国会の承認を得、第190回国会閣法第47号は可決され、成立した。

(6) 国民年金法等改正案

公的年金制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、第190回国会の平成28年3月11日、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」(閣法第54号)が衆議院に提出された。

第190回国会及び第191回国会は、同法律案が付託された衆議院厚生労働委員会で、閉会中審査の申出をすることを決定した(委員会後、衆議院本会議において閉会中審査を決定)。

今国会は、衆議院において、11月1日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、厚生労働委員会で、同2日に趣旨説明を聴取し、同4日より質疑

を行った。同16日に自民、公明及び維新が共同提出した修正案（短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進に関する規定の施行期日を修正するもの）の趣旨説明を聴取し、同18日より原案及び修正案について質疑を行った。同25日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

11月29日の本会議において、同法律案は、討論の後、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、12月2日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同6日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同13日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

12月14日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、成立した。

（7）IR推進法案

特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、第189回国会の平成27年4月28日、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（衆第20号）が衆議院に提出された。

第189回国会、第190回国会及び第191回国会は、同法律案が付託された衆議院内閣委員会で、閉会中審査の申出をすることを決定した（委員会後、衆議院本会議において閉会中審査を決定）。

今国会は、衆議院内閣委員会において、11月30日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。12月2日に質疑を終局した後、自民及び維新が共同提出した修正

案（法案提出後に関係法律が改正されたことに伴う技術的修正）の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

12月6日の本会議において、同法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、12月7日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、同8日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同13日に質疑を終局した後、自民が提出した修正案（ギャンブル依存症等の防止を政府が講ずべき必要な措置として明記するほか、施行後5年以内を目途とした見直し規定を追加）の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

12月14日の本会議において、同法律案は、討論の後、修正議決され、衆議院に回付された。

衆議院では、12月15日の本会議において、参議院回付案は、参議院の修正に同意するに決し、成立した。

（8）決議案

参議院では、北朝鮮による五度目の核実験に対する抗議決議案が可決された。

4 その他

(1) 国会同意人事案件

今国会に提出された国会同意人事案件は、11機関27名であり、全て両議院の同意を得た。

(2) 党首討論

国家基本政策委員会合同審査会(党首討論)が12月7日に開会され、蓮舫民進党代表、志位和夫日本共産党中央委員会幹部会委員長及び片山虎之助日本維新の会共同代表と安倍内閣総理大臣との間で討議が行われた。

(3) 憲法審査会

11月16日、憲法に対する考え方について意見交換を行った。

(4) 情報監視審査会

9月28日及び10月5日に、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」に関する各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府から説明を聴取した。

また、10月5日、同19日、11月2日及び12月16日に、情報監視審査会の「平成27年年次報告書」における指摘事項について政府から説明を聴いた後、質疑を行った。

2 参議院役員等一覽

役員名		召集日(28. 9. 26)	会期中選任	
議長		伊達 忠一 (無)		
副議長		郡司 彰 (無)		
常任委員 長	内閣	難波 奨二 (民進)		
	総務	横山 信一 (公明) ※		
	法務	秋野 公造 (公明) ※		
	外交防衛	宇都 隆史 (自民) ※		
	財政金融	藤川 政人 (自民) ※		
	文教科学	赤池 誠章 (自民) ※		
	厚生労働	羽生田 俊 (自民) ※		
	農林水産	渡辺 猛之 (自民) ※		
	経済産業	小林 正夫 (民進)		
	国土交通	増子 輝彦 (民進)		
	環境	森 まさこ (自民) ※		
	基本政策	柳田 稔 (民進)		
	予算	山本 一太 (自民) ※		
	決算	岡田 広 (自民) ※		
行政監視	佐藤 信秋 (自民) ※			
議院運営	山本 順三 (自民) ※			
懲罰	溝手 顕正 (自民)			
特別委員 長	災害対策	若松 謙維 (公明) ※		
	沖縄・北方	藤井 基之 (自民) ※		
	倫理選挙	有田 芳生 (民進) ※		
	拉致問題	山谷 えり子 (自民) ※		
	O D A	野村 哲郎 (自民) ※		
	消費者問題	石井 みどり (自民) ※		
	震災復興	櫻井 充 (民進) ※		
			林 芳正 (自民) 28. 10. 21	
調査会 長	国際経済		鴻池 祥肇 (自民) 28. 9. 29	
	国民生活		川田 龍平 (民進) 28. 9. 29	
	資源		金子 原二郎 (自民) 28. 9. 29	
憲法審査会会長		柳本 卓治 (自民)		
情報監視審査会会長		中曽根 弘文 (自民) ※		
政治倫理審査会会長		吉田 博美 (自民)		
事務総長		中村 剛	郷原 悟 28. 12. 14	

※召集日選任

3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

会 派	議員数	① 31.7.28 任期満了			② 34.7.25 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自 由 民 主 党	124 (19)	20 (5)	48 (4)	68 (9)	19 (5)	37 (5)	56 (10)
民 進 党 ・ 新 緑 風 会	50 (12)	8 (3)	10 (1)	18 (4)	11 (1)	21 (7)	32 (8)
公 明 党	25 (5)	7 (1)	4 (1)	11 (2)	7	7 (3)	14 (3)
日 本 共 産 党	14 (5)	5 (1)	3 (2)	8 (3)	5 (2)	1	6 (2)
日 本 維 新 の 会	12 (2)	3	2	5	4 (1)	3 (1)	7 (2)
希望の会 (自由・社民)	6 (3)	1	1	2	2 (2)	2 (1)	4 (3)
無 所 属 ク ラ ブ	4 (2)	1	3 (2)	4 (2)	0	0	0
日 本 の こ こ ろ	2 (1)	2 (1)	0	2 (1)	0	0	0
沖 縄 の 風	2 (1)	0	1 (1)	1 (1)	0	1	1
各 派 に 属 し な い 議 員	3	1	1	2	0	1	1
合 計	242 (50)	48 (11)	73 (11)	121 (22)	48 (11)	73 (17)	121 (28)
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
定 数	242	48	73	121	48	73	121

() 内は女性議員数

4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は平成31年7月28日任期満了、○印の議員は平成34年7月25日任期満了
また、()内は、各議員の選出選挙区別

【自由民主党】

(122名)

- | | | |
|----------------|----------------|----------------|
| ○足立 敏之 (比 例) | ○阿達 雅志 (比 例) | 愛知 治郎 (宮 城) |
| ○青木 一彦 (鳥取・島根) | ○青山 繁晴 (比 例) | 赤池 誠章 (比 例) |
| ○朝日 健太郎 (東 京) | 有村 治子 (比 例) | 井上 義行 (比 例) |
| 井原 巧 (愛 媛) | 石井 準一 (千 葉) | ○石井 浩郎 (秋 田) |
| 石井 正弘 (岡 山) | 石井 みどり (比 例) | 石田 昌宏 (比 例) |
| ○磯崎 仁彦 (香 川) | 磯崎 陽輔 (大 分) | ○猪口 邦子 (千 葉) |
| ○今井 絵理子 (比 例) | ○岩井 茂樹 (静 岡) | ○宇都 隆史 (比 例) |
| ○上野 通子 (栃 木) | ○江島 潔 (山 口) | 衛藤 晟一 (比 例) |
| ○小川 克巳 (比 例) | ○小野田 紀美 (岡 山) | 尾辻 秀久 (鹿 児 島) |
| ○大家 敏志 (福 岡) | 大沼 みずほ (山 形) | 大野 泰正 (岐 阜) |
| 太田 房江 (比 例) | ○岡田 直樹 (石 川) | ○岡田 広 (茨 城) |
| ○片山 さつき (比 例) | ○金子 原二郎 (長 崎) | 木村 義雄 (比 例) |
| 北村 経夫 (比 例) | ○こやり 隆史 (滋 賀) | 古賀 友一郎 (長 崎) |
| 上月 良祐 (茨 城) | 鴻池 祥肇 (兵 庫) | ○佐藤 啓 (奈 良) |
| 佐藤 信秋 (比 例) | 佐藤 正久 (比 例) | 酒井 庸行 (愛 知) |
| 山東 昭子 (比 例) | ○自見 はなこ (比 例) | 島田 三郎 (島 根) |
| 島村 大 (神奈川) | ○進藤 金日子 (比 例) | ○末松 信介 (兵 庫) |
| 世耕 弘成 (和歌山) | ○関口 昌一 (埼 玉) | ○そのだ 修光 (比 例) |
| ○高階 恵美子 (比 例) | 高野 光二郎 (高 知) | 高橋 克法 (栃 木) |
| 滝沢 求 (青 森) | 滝波 宏文 (福 井) | 武見 敬三 (東 京) |
| 柘植 芳文 (比 例) | 塚田 一郎 (新 潟) | ○鶴保 庸介 (和歌山) |
| 堂故 茂 (富 山) | ○徳茂 雅之 (比 例) | 豊田 俊郎 (千 葉) |
| 中泉 松司 (秋 田) | ○中川 雅治 (東 京) | ○中曽根 弘文 (群 馬) |
| ○中西 健治 (神奈川) | ○中西 哲 (比 例) | ○中西 祐介 (徳島・高知) |
| 長峯 誠 (宮 崎) | ○二之湯 智 (京 都) | 二之湯 武史 (滋 賀) |
| 西田 昌司 (京 都) | ○野上 浩太郎 (富 山) | ○野村 哲郎 (鹿 児 島) |
| 羽生田 俊 (比 例) | ○長谷川 岳 (北 海 道) | 馬場 成志 (熊 本) |
| 橋本 聖子 (比 例) | 林 芳正 (山 口) | 平野 達男 (岩 手) |
| ○福岡 資麿 (佐 賀) | ○藤井 基之 (比 例) | ○藤川 政人 (愛 知) |
| ○藤木 眞也 (比 例) | 古川 俊治 (埼 玉) | 堀井 巖 (奈 良) |
| 舞立 昇治 (鳥 取) | 牧野 たかお (静 岡) | ○松川 るい (大 阪) |
| ○松下 新平 (宮 崎) | ○松村 祥史 (熊 本) | 松山 政司 (福 岡) |
| 丸川 珠代 (東 京) | 丸山 和也 (比 例) | 三木 亨 (徳 島) |
| ○三原じゅん子 (神奈川) | 三宅 伸吾 (香 川) | ○水落 敏栄 (比 例) |

溝手 頭正 (広島)	○宮沢 洋一 (広島)	○宮島 喜文 (比例)
宮本 周司 (比例)	○元榮 太一郎 (千葉)	森 まさこ (福島)
森屋 宏 (山梨)	柳本 卓治 (大阪)	○山崎 正昭 (福井)
山下 雄平 (佐賀)	山田 修路 (石川)	山田 俊男 (比例)
○山田 宏 (比例)	○山谷 えり子 (比例)	山本 一太 (群馬)
○山本 順三 (愛媛)	吉川 ゆうみ (三重)	吉田 博美 (長野)
○渡辺 猛之 (岐阜)	渡邊 美樹 (比例)	

【 民進党・新緑風会 】

(50名)

○足立 信也 (大分)	相原 久美子 (比例)	○有田 芳生 (比例)
○伊藤 孝恵 (愛知)	石上 俊雄 (比例)	○石橋 通宏 (比例)
磯崎 哲史 (比例)	○江崎 孝 (比例)	小川 勝也 (北海道)
○小川 敏夫 (東京)	大島 九州男 (比例)	大塚 耕平 (愛知)
○大野 元裕 (埼玉)	風間 直樹 (新潟)	神本 美恵子 (比例)
○川合 孝典 (比例)	川田 龍平 (比例)	○小西 洋之 (千葉)
○小林 正夫 (比例)	○古賀 之士 (福岡)	○斎藤 嘉隆 (愛知)
○櫻井 充 (宮城)	○芝 博一 (三重)	榛葉 賀津也 (静岡)
○杉尾 秀哉 (長野)	○田名部 匡代 (青森)	○徳永 エリ (北海道)
○那谷屋 正義 (比例)	長浜 博行 (千葉)	○難波 奨二 (比例)
野田 国義 (福岡)	羽田 雄一郎 (長野)	○白 眞勲 (比例)
○鉢呂 吉雄 (北海道)	○浜口 誠 (比例)	浜野 喜史 (比例)
○平山 佐知子 (静岡)	○福山 哲郎 (京都)	○藤末 健三 (比例)
藤田 幸久 (茨城)	○舟山 康江 (山形)	○真山 勇一 (神奈川)
牧山 ひろえ (神奈川)	○増子 輝彦 (福島)	○宮沢 由佳 (山梨)
森本 真治 (広島)	○矢田 わか子 (比例)	○柳田 稔 (広島)
吉川 沙織 (比例)	○蓮 舫 (東京)	

【 公 明 党 】

(25名)

○秋野 公造 (比例)	○伊藤 孝江 (兵庫)	○石川 博崇 (大阪)
魚住 裕一郎 (比例)	河野 義博 (比例)	○熊野 正士 (比例)
佐々木 さやか (神奈川)	○里見 隆治 (愛知)	杉 久武 (大阪)
○高瀬 弘美 (福岡)	○竹谷 とし子 (東京)	○谷合 正明 (比例)
○長沢 広明 (比例)	新妻 秀規 (比例)	○西田 実仁 (埼玉)
○浜田 昌良 (比例)	平木 大作 (比例)	○三浦 信祐 (神奈川)
○宮崎 勝 (比例)	矢倉 克夫 (埼玉)	山口 那津男 (東京)
山本 香苗 (比例)	山本 博司 (比例)	○横山 信一 (比例)
若松 謙維 (比例)		

【日本共産党】

(14名)

井上 哲士 (比例)	○市田 忠義 (比例)	○岩渕 友 (比例)
紙 智子 (比例)	吉良 よし子 (東京)	倉林 明子 (京都)
小池 晃 (比例)	○田村 智子 (比例)	○大門 実紀史 (比例)
○武田 良介 (比例)	辰巳 孝太郎 (大阪)	仁比 聡平 (比例)
山下 芳生 (比例)	○山添 拓 (東京)	

【日本維新の会】

(12名)

○浅田 均 (大阪)	東 徹 (大阪)	○石井 章 (比例)
○石井 苗子 (比例)	○片山 大介 (兵庫)	○片山 虎之助 (比例)
儀間 光男 (比例)	清水 貴之 (兵庫)	○高木 かおり (大阪)
藤巻 健史 (比例)	室井 邦彦 (比例)	○渡辺 喜美 (比例)

【希望の会 (生活・社民)】

(5名)

○青木 愛 (比例)	○木戸口 英司 (岩手)	○福島 みずほ (比例)
又市 征治 (比例)	山本 太郎 (東京)	

【無所属クラブ】

(4名)

アントニオ猪木 (比例)	行田 邦子 (埼玉)	松沢 成文 (神奈川)
薬師寺みちよ (愛知)		

【日本のこころ】

(3名)

中野 正志 (比例)	中山 恭子 (比例)	和田 政宗 (宮城)
------------	------------	------------

【沖縄の風】

(2名)

○伊波 洋一 (沖縄)	糸数 慶子 (沖縄)
-------------	------------

【各派に属しない議員】

(5名)

○郡司 彰 (茨城)	伊達 忠一 (北海道)	○森 ゆうこ (新潟)
山口 和之 (比例)	渡辺美知太郎 (比例)	

5 議員の異動

第191回国会閉会後及び今国会（28. 9. 26召集）中における議員の異動

○会派名変更

「おおさか維新の会」

28. 8. 24 「日本維新の会」に変更

「日本のことを大切にすゑ党」

28. 9. 21 「日本のこゑろ」に変更

「希望の会（生活・社民）」

28. 10. 12 「希望の会（自由・社民）」に変更

○所属会派異動

－28. 10. 17 自由民主党に入会－

渡辺美知太郎君

－28. 11. 8 希望の会（自由・社民）に入会－

森 ゆうこ君

－28. 11. 18 日本のこゑろを退会－

和田 政宗君

－28. 11. 21 自由民主党に入会－

和田 政宗君

1 議案審議概況

閣法は、新規提出19件のうち、税制抜本改革消費税法等改正案及び税制抜本改革地方税法等改正案（消費税率10%への引上げの延期）、国民年金法等改正案（年金受給資格期間の短縮等）等18件が成立し、残る1件については、衆議院において継続審査となった。また、衆議院で継続審査となっていた11件のうち、TPP協定整備法案、国民年金法等改正案（年金額改定ルールの見直し等）等6件が成立し、残る5件については、衆議院において引き続き継続審査となった。

参法は、新規提出113件のうち、がん対策基本法改正案、ストーカー規制法改正案、鳥獣被害防止特措法改正案等5件が成立し、残る108件については、本院において審査未了となった。

衆法は、新規提出13件のうち、公職選挙法改正案（洋上投票の対象者の拡充）、再犯防止推進法案、官民データ活用推進基本法案等8件が成立し、残る5件については、衆議院において継続審査となった。また、衆議院で継続審査となっていた54件のうち、特定複合観光施設区域整備推進法案（カジノを含む統合型リゾート（IR）の整備）、休眠預金活用法案等4件が成立し、残る50件については、衆議院において45件が継続審査、1件が審査未了、4件が撤回となった。

予算は、3件提出され、いずれも成立した。

条約は、新規提出2件（本院先議1件を含む）のうち、本院先議1件（パリ協定）が承認され、残る1件については、衆議院において継続審査となった。また、衆議院において継続審査となっていた1件（TPP協定）は承認された。

承認案件は、新規提出1件が、衆議院において継続審査となった。

予備費は、衆議院において継続審査となっていた2件が、いずれも衆議院において引き続き継続審査となった。

決算は、新規提出の平成二十七年度決算外2件が継続審査となり、平成二十五年度NHK決算（第187回国会提出）及び平成二十六年NHK決算（第190回国会提出）並びに新規提出の平成二十七年度NHK決算は、いずれも審査に入るに至らなかった。

決議案は、3件提出された。このうち、北朝鮮による五度目の核実験に対する抗議決議案が可決され、議長不信任決議案が否決され、内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案は審査未了となった。

2 議案件数表

		提出	成立	参 議 院			衆 議 院			備 考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣 法	新 規	1 9	1 8	0	0	0	1	0	0	
	衆 継	1 1	6	0	0	0	5	0	0	
参 法	新 規	1 1 3	5	0	0	1 0 8	0	0	0	
衆 法	新 規	1 3	8	0	0	0	5	0	0	
	衆 継	5 4	4	0	0	0	4 5	0	1	撤回 4
予 算		3	3	0	0	0	0	0	0	
条 約	新 規	2	1	0	0	0	1	0	0	
	衆 継	1	1	0	0	0	0	0	0	
承 認	新 規	1	0	0	0	0	1	0	0	
予備費等	衆 継	2	0	0	0	0	2	0	0	
決算その他	新 規	4	0	3	0	1				
	継 続	2	0	0	0	2				
決 議		3	1	0	1	1				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の《修》は本院修正、(修)は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（30件）（継続11件を含む）

●両院を通過したもの（24件）（継続6件を含む）

- 1 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
- 2 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案
- 3 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案
- 4 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案
- 5 金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案
- 6 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 7 公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案
- 8 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案
- 9 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
- 10 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 11 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案
- 12 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
- 13 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 14 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案
- 15 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 17 教育公務員特例法等の一部を改正する法律案
- 18 割賦販売法の一部を改正する法律案
- 19 道路運送法の一部を改正する法律案

(第189回国会提出)

- 30 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案（修）
- 31 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

(第190回国会提出)

- 41 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案
- 42 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案
- 47 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案
- 54 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案（修）

●衆議院において閉会中審査するに決したもの（6件）（継続5件を含む）

- 16 商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案

(第189回国会提出)

- 63 民法の一部を改正する法律案
- 64 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 69 労働基準法等の一部を改正する法律案

(第190回国会提出)

- 33 人事訴訟法等の一部を改正する法律案
- 56 臨床研究法案

◎本院議員提出法律案（113件）

●両院を通過したもの（5件）

- 50 がん対策基本法の一部を改正する法律案
- 51 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案
- 52 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 53 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律案
- 54 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案

●本院において審査未了のもの（108件）

- 1 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 2 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 3 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 4 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 5 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 6 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 7 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 8 国家公務員の人件費の総額の削減の推進に関する法律案
- 9 衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 10 教育無償化等制度改革の推進に関する法律案
- 11 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 12 外国の国籍を有する国の行政機関の職員に係る欠格事由に関する特別措置法案
- 13 公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案
- 14 国会法の一部を改正する法律案
- 15 政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案
- 16 独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案
- 17 地方自治法の一部を改正する法律案
- 18 農地法の一部を改正する法律案
- 19 労働基準法及び労働安全衛生法の一部を改正する法律案
- 20 労働契約の終了の円滑化に関する施策の推進に関する法律案
- 21 地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備に関する法律案
- 22 大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案
- 23 地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案
- 24 児童福祉法の一部を改正する法律案
- 25 幹部職員の任免等に関する制度を改革するための内閣法等の一部を改正する法律案
- 26 国家公務員法の一部を改正する法律案
- 27 地方自治法の一部を改正する法律案
- 28 歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案

- 29 道州制への移行のための改革基本法案
- 30 消費税率の引上げの凍結及び消費税の軽減税率制度の廃止に関する法律案
- 31 電波法の一部を改正する法律案
- 32 医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案
- 33 医療法等の一部を改正する法律案
- 34 世代間格差を是正するための公的年金制度の改革の推進に関する法律案
- 35 災害からの復旧復興に関する被災地方公共団体の長による要請に関する法律案
- 36 地方教育行政改革の推進に関する法律案
- 37 国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案
- 38 森林法の一部を改正する法律案
- 39 合衆国軍隊等防護事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案
- 40 自衛隊法の一部を改正する法律案
- 41 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案
- 42 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案
- 43 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案
- 44 領域等の警備に関する法律案
- 45 原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案
- 46 原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案
- 47 発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関する法律案
- 48 電気事業法等の一部を改正する法律案
- 49 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部を改正する法律案
- 55 民法の一部を改正する法律案
- 56 中小企業に対する必要な事業資金の融通のための措置に関する法律案
- 57 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案
- 58 地方自治法の一部を改正する法律案
- 59 公職の選挙における開票の結果に関する選挙人等の請求に基づく得票数の調査に係る制度の整備に関する法律案
- 60 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案
- 61 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 62 裁判官弾劾法の一部を改正する法律案
- 63 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 64 労働基準法の一部を改正する法律案
- 65 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 66 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 67 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 68 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 69 公職の選挙に係るインターネットを利用する投票方法の導入に係る措置に関する法律案
- 70 公職の選挙に係る情報通信技術の利用による選挙運動用ポスターに記載される情報の提供に係る措置に関する法律案
- 71 労働基準監督行政の機能強化のための地方労働基準部局の効率的な業務運営の確保に関する法律案
- 72 個人情報保護に関する法律の一部を改正する法律案

- 73 公職の選挙に係る高等学校、大学等における期日前投票の促進に関する法律案
- 74 財政法の一部を改正する法律案
- 75 健康保険法の一部を改正する法律案
- 76 高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 77 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案
- 78 保育士給与の官民格差の是正に関する法律案
- 79 会社法の一部を改正する法律案
- 80 法人税法の一部を改正する法律案
- 81 金融商品取引法の一部を改正する法律案
- 82 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律を廃止する法律案
- 83 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案
- 84 国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案
- 85 児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案
- 86 特定土砂等の管理に関する法律案
- 87 土地の掘削等の規制に関する法律案
- 88 土砂等の置場の確保に関する法律案
- 89 生活保護法の一部を改正する法律案
- 90 当せん金付証票法の一部を改正する法律案
- 91 競馬法の一部を改正する法律案
- 92 自転車競技法の一部を改正する法律案
- 93 小型自動車競走法の一部を改正する法律案
- 94 モーターボート競走法の一部を改正する法律案
- 95 スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案
- 96 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 97 母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改正する法律案
- 98 違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案
- 99 国の財政運営における不要資産の活用、透明性の向上等に関する法律案
- 100 会計検査院法の一部を改正する法律案
- 101 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 102 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 103 独立行政法人労働者健康安全機構の組織及び業務の見直しに関する法律案
- 104 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案
- 105 地域再生法の一部を改正する法律案
- 106 まち・ひと・しごと創生法を廃止する法律案
- 107 国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案
- 108 雇用保険法の一部を改正する法律案
- 109 地方法人税の廃止に関する法律案
- 110 社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための措置に関する法律案
- 111 産業競争力強化法の一部を改正する法律案
- 112 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 113 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

◎衆議院議員提出法律案（67件）（継続54件を含む）

●両院を通過したもの（12件）（継続4件を含む）

- 1 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 2 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
- 3 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 6 再犯の防止等の推進に関する法律案
- 8 官民データ活用推進基本法案
- 9 無電柱化の推進に関する法律案
- 10 自転車活用推進法案
- 11 道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案

（第189回国会提出）

- 20 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（修）《修》（衆議院同意）

（第190回国会提出）

- 34 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案
- 43 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案
- 48 部落差別の解消の推進に関する法律案

●衆議院において閉会中審査するに決したものの（50件）（継続45件を含む）

- 4 労働基準法の一部を改正する法律案
- 5 第一線救急救命処置体制の整備に関する法律案
- 7 公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案
- 12 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案
- 13 平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案

（第189回国会提出）

- 1 政党助成法を廃止する法律案
- 10 放送法の一部を改正する法律案
- 13 農業者戸別所得補償法案
- 14 農地・水等共同活動の促進に関する法律案
- 15 中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案
- 16 環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案
- 17 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 19 国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案
- 30 原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案
- 31 歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案
- 32 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案
- 33 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案
- 34 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

（第190回国会提出）

- 3 国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案
- 4 領域等の警備に関する法律案
- 5 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案
- 6 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案
- 7 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律を廃止する法律案
- 8 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律を廃止する法律案
- 10 格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案
- 11 中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案
- 13 国家公務員法等の一部を改正する法律案
- 14 国家公務員の労働関係に関する法律案
- 15 公務員庁設置法案
- 22 保育等従業者の人材確保等に関する特別措置法案
- 23 政官接触記録の作成等に関する法律案
- 30 分散型エネルギー利用の促進に関する法律案
- 31 熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 32 国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案
- 33 エネルギー協同組合法案
- 37 民法の一部を改正する法律案
- 38 性暴力被害者の支援に関する法律案
- 39 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
- 40 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 41 東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案
- 42 東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案
- 50 幼児教育振興法案
- 52 消費税率の引上げの期日の延期及び給付付き税額控除の導入等に関する法律案
- 54 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
- 55 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案
- 57 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案
- 58 官民連携事業の推進に関する法律案
- 59 チーム学校運営の推進等に関する法律案
- 60 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案
- 61 公職選挙法の一部を改正する法律案

●衆議院において審査未了のもの（継続1件）

（第190回国会提出）

- 28 畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案

●撤回されたもの（継続4件）

(第190回国会提出)

- 27 労働基準法の一部を改正する法律案
- 51 道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案
- 53 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律案
- 56 特別養子縁組の促進等のための児童の養子縁組に関する法律案

◎予算（3件）

●両院を通過したもの（3件）

- 1 平成二十八年度一般会計補正予算（第2号）
- 2 平成二十八年度特別会計補正予算（特第2号）
- 3 平成二十八年度政府関係機関補正予算（機第1号）

◎条約（3件）（継続1件を含む）

●両院を通過したもの（2件）（継続1件を含む）

- 1 パリ協定の締結について承認を求めるの件

(第190回国会提出)

- 8 環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件

●衆議院において閉会中審査するに決したものの（1件）

- 2 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（1件）

●衆議院において閉会中審査するに決したものの（1件）

- 1 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（継続2件）

●衆議院において閉会中審査するに決したものの（継続2件）

(第190回国会提出)

- 平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

◎決算その他（6件）

●閉会中審査するに決したものの（3件）

- 平成二十七年度一般会計歳入歳出決算、平成二十七年度特別会計歳入歳出決算、平成二十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十七年度政府関係機関決算書
- 平成二十七年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成二十七年度国有財産無償貸付状況総計算書

●委員会に付託されなかったものの（3件）

- 日本放送協会平成二十七年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(第187回国会提出)

- 日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

キャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書
(第190回国会提出)

○日本放送協会平成二十六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

◎決議案（3件）

●可決したもの（1件）

1 北朝鮮による五度目の核実験に対する抗議決議案

●否決したもの（1件）

2 議長不信任決議案

●未了のもの（1件）

3 内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 28.10.4可決 参議院 10.6総務委員会付託 10.11本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、地方財政の状況等に鑑み、平成28年度分の地方交付税の総額について、平成28年熊本地震による災害に係る復興基金の創設のための特別の財政需要に対応するため、510億円を加算するとともに、東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、震災復興特別交付税に充てるための165億3,831万8,000円を加算する。
- 二、平成28年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例を改正する。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 28.10.28可決 参議院 10.31国土交通委員会付託 11.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、中央新幹線の速やかな建設を図るため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構について、当分の間、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付ける業務を行わせるための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、当分の間、中央新幹線の速やかな建設を図るため、中央新幹線に係る建設主体に対し、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付けるものとする。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 三 この法律は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】(28.11.10国土交通委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 政府は、中央新幹線が民間企業により推進されるプロジェクトであることを踏まえ、外部からの働きかけによってJR東海における「経営の自主性」が損なわれることのないよう、十分配慮すること。
- 二 政府は、JR東海が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から貸し付けられる資金を活用し、中央新幹線における東京・大阪間の開業年度の前倒しに向けて積極的に建設を推進できるよう、必要な環境整備に努めること。
- 三 政府は、国鉄時代に経営上の重要事項について政治的解決が図られることがあり、その結果として、一部の財政投融资が採算性が不確実な路線の建設等に用いられた過去の教訓を踏まえつつ、インフラ整備に対する財政投融资の活用には、政策的必要性や対象となる事業の採算性を十分考慮すること。
- 四 全国新幹線鉄道整備法に基づく建設主体は、引き続き労働災害の防止を始め、工事作業の安全性が十分確保されるよう万全を期すとともに、適宜施工状況の把握に努めつつ、実行可能な工事実施計画の履行に努めること。また、政府は計画の推進に関して、建設主体の安全性確保に係る判断を最大限に尊重しつつ、環境の保全や、安全かつ確実な施工に努めるよう指導・監督すること。
- 五 政府は、幹線鉄道ネットワークが地方創生に重要な役割を果たすことを踏まえ、既存の整備新

幹線計画に加えて、基本計画路線も含めた幹線鉄道ネットワークの構築に向け、努めること。あわせて、政府は、交通政策基本法の理念や総合交通政策の推進という観点から、公共交通全体を見据えた輸送の在り方について、主体的立場で地域と連携して検討を進め、地域の持続可能な移動・輸送手段の構築を図ること。

右決議する。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 28.11.8可決 参議院 11.9財政金融委員会付託 11.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、世界経済の不透明感が増す中、新たな危機に陥ることを回避するため、あらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、国税に関し、消費税率引上げの実施時期の変更及びこれに関連する税制上の措置について、所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、消費税率の引上げ時期の変更等

消費税率の10%（うち国分は7.8%）への引上げの施行日を平成29年4月1日から平成31年10月1日へ変更する等の見直しを行う。

二、消費税率の引上げ時期の変更に伴う措置

- 1 消費税の軽減税率制度の導入時期を平成29年4月1日から平成31年10月1日へ変更する。
- 2 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入時期を平成33年4月1日から平成35年10月1日へ変更する。
- 3 インボイス制度導入までの経過措置である売上・仕入税額の計算の特例について、中小事業者向けの特例の導入時期を2年6月延期するとともに、大規模事業者向けの特例は措置しない。
- 4 消費税の軽減税率制度の導入に当たっての必要な措置（平成28年度税制改正法附則第170条）について、平成28年度末までに安定的な恒久財源を確保するため歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずるとした時期を平成30年度末までに変更する。

三、住宅ローン減税制度の適用期限を平成31年6月30日から平成33年12月31日へ延長するとともに、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置（最大3,000万円）の適用期間を変更する等の見直しを行う。

四、地方法人税の税率の引上げ時期の変更

地方法人課税の偏在是正措置である地方法人税率の10.3%（現行4.4%）への引上げの施行日を平成29年4月1日から平成31年10月1日へ変更する。

五、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 28.11.8可決 参議院 11.9総務委員会付託 11.18本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方消費税率引上げ時期の変更等

地方消費税の税率引上げの実施時期を平成31年10月1日とするとともに、消費税に係る地方交付税の率の変更等を行う。

二、地方法人課税の偏在是正措置の実施時期の変更等

法人住民税法人税割の税率の引下げの実施時期及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止時期の変更等を行う。

三、車体課税の見直しの実施時期の変更等

自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更等を行う。

四、その他

1 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長を行う。

2 この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(28.11.17総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、地方公共団体の行政需要の増大、引き続き厳しい地方財政の状況等に鑑み、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方消費税率の引上げの再延期に当たっては、社会保障の充実に係る施策の実施に関し、国の責任において安定財源を確保し、地方公共団体の財政運営に支障を来すことのないよう、地方交付税原資分も含め、必要な財政措置を確実に講じ、地方に負担を転嫁しないこと。

二、地方税の税源の偏在是正については、不断に取り組むことが重要であり、必要な措置を講ずること。

三、地方消費税率の引上げ時に導入される自動車税及び軽自動車税の環境性能割について税率区分を設定するに当たっては、廃止される自動車取得税に見合う財源を確保し、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

四、地方税については、地方財政の自主性・自立性を保障するとともに、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。

右決議する。

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 28.11.17可決 参議院 11.21財政金融委員会付託 11.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するため、金融機関等の資本の増強に関する措置等の期限延長を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正

金融機関等が国の資本参加の申込みをする期限を平成34年3月31日まで5年間延長する。

二、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正

金融機関等が経営基盤強化に関する計画を主務大臣に提出する期限を平成34年3月31日まで5年間延長する。

三、保険業法の一部改正

生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府補助の特例措置を平成34年3月31日まで5年間延長する。

四、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正

銀行等保有株式取得機構が行う会員等からの株式等の買取り等の期限を平成34年3月31日まで、同機構の存続期限を平成44年3月31日まで、それぞれ5年間延長する。

五、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(28.11.24財政金融委員会議決)

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づく制度の運用に当たっては、中小企業金融の更なる円滑化に資するものとなるよう十分に配慮すること。

また、地域金融機関が積極的に資金供給を行い、その役割を十分発揮できるよう、担保・保証

に必要以上に依存しない地域密着型金融への取組を更に推進すること。

- 一 銀行等保有株式取得機構が保有する株式等については、市場の状況及び国民負担につながる損失回避等を勘案しつつ、その処分を早期に進めるよう最大限の努力をし、処分後において、同機構は、速やかに解散すること。

右決議する。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 28.11.1可決 参議院 11.2厚生労働委員会付託 11.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公的年金制度の保障機能の強化のため、老齢基礎年金等の受給資格期間の短縮に係る規定を早期に施行しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行期日を平成29年8月1日とする。
- 二 この法律は、公布の日から施行する。ただし、国の負担等に係る費用の財源に関する経過措置については、平成29年8月1日から施行する。

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 28.11.17可決 参議院 11.17政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 11.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、有権者が投票しやすい環境を整えるため、在外選挙人名簿の登録申請の方法の見直し、選挙人名簿の内容確認手段の閲覧への一本化、都道府県選挙の選挙権に係る同一都道府県内移転時の取扱いの見直しを行うとともに、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票の投票期間を延長するなどの措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公職選挙法の一部改正

- 1 在外選挙人名簿の登録制度について、その利便性を向上させるため、最終住所地の市町村の選挙人名簿に登録されている者は、国外転出時に、その市町村の選挙管理委員会に対し、在外選挙人名簿への登録の移転の申請を行うことができる。申請を受けた選挙管理委員会は、申請者が国外に住所を定めたことを外務省を通じて確認した上で、在外選挙人名簿への登録の移転を行う。
- 2 選挙人名簿の内容確認手段について、縦覧の件数が極めて少ないことや個人情報保護の要請が高まっていることなどを踏まえ、縦覧制度を廃止し、個人情報保護に配慮した規定が整備されている閲覧制度に一本化する。
- 3 都道府県選挙の選挙権について、同一都道府県内であれば、市町村を単位として2回以上住所を移した場合であっても、その選挙権を失わないこととする。

二、最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正

最高裁判所裁判官の国民審査について、期日前投票の投票期間を、衆議院議員の総選挙と同様、総選挙の公示日の翌日から開始する。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(28.11.25政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、各種選挙における投票率の向上を図り、また、国民の投票機会が公平かつ容易に確保されるよう、不在者投票については、確実な本人確認の実施などにより制度の安定性を担保しつつ簡便化を図る等、有権者が投票しやすい投票環境の向上を図るとともに、更な

る充実した不在者投票制度の広報及び周知の在り方について速やかに検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずべきである。

右決議する。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 28. 11. 1可決 参議院 11. 7経済産業委員会付託 11. 11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国企業による石油等の資源の確保を促進するため、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）について、海外における石油の採取に係る出資業務、探鉱権等の取得業務及び政府保証付き長期借入金等の対象の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構の業務について、次の業務を行うことができるようにする。

- 1 海外における石油の採取に必要な資金であつて、権利譲受け資金以外のものを供給するための出資
- 2 海外における石油等の探鉱及び採取をする権利を取得するために必要な権利等の取得
- 3 石油等の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶の貸付け

二、機構の業務の範囲から、石油等の探鉱に係る債務保証業務を削除する。

三、機構の業務規定の改正に伴い、経理の区分を変更する。

四、機構が行う長期借入金等について、海外における石油等の採取及び可燃性天然ガスの液化に必要な資金を供給するための出資に必要な費用を対象とする。

五、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(28. 11. 10経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）における案件の審査に当たっては、石油等の安定的かつ低廉な供給に資するという法の趣旨に厳格に従うとともに、当該案件の採択による現在及び将来の我が国国内の資源やエネルギー産業に対する影響、相手国の環境・社会面への影響等多方面から検討が行われるよう努めること。

二 海外資源会社の買収や産油国国営石油企業株式の取得等の新たに拡充する支援については、経済性の低い権利の取得等が行われ将来の国民負担が生じる懸念があることを十分踏まえ、機構内において厳格な審査を行い得る人材を確保するほか、外部の専門家による資産評価や第三者委員会による確認の手続等の審査体制の整備を通じ、業務に係る意思決定の客観性・透明性を確保するとともに、事後の評価に資する十分な情報公開が行われるよう努めること。

三 海外資源会社への出資等の業務により獲得される石油等については、低廉で安定的な供給に資するよう、我が国におけるニーズを把握した上でその利用のために万全の対応を図るとともに、対象となる国からの輸入状況等について、適切な情報開示を行い、説明責任を果たすこと。

四 石油等開発技術は、将来に向けて更なる高度化・広範囲化が求められ、技術が複雑化していることを踏まえ、機構において、幅広い知見を持ち、最適な技術を選択できる人材の育成が積極的に行われるよう取り組むこと。

五 産油国国営石油企業株式の取得に当たっては、国営企業との間で長期的かつ総合的な取組を進め、信頼関係の構築により将来の権益獲得に資するものとなるよう、担当人材の育成等の組織体制の強化等に努めること。

あわせて、産油国との戦略的パートナーシップの構築に資するよう、資源外交を積極的に展開するとともに、将来的な権益獲得に向けて、政府、機構、民間資源開発会社が緊密に連携して取り組むこと。

右決議する。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 28.11.8可決 参議院 11.9内閣委員会付託 11.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成28年8月8日付けの職員の給与の改定に関する勧告並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、俸給月額、初任給調整手当、扶養手当及び勤勉手当の額の改定、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大並びに介護のため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇の新設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

- 1 指定職俸給表を除く全ての俸給表について、俸給月額を若年層に重点を置きながら引き上げる。
- 2 専門スタッフ職俸給表に4級を新設する。
- 3 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職俸給表(二)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を引き上げる。
- 4 勤勉手当の支給割合を年間0.1月分引き上げる。
- 5 扶養手当について、子以外の扶養親族に係る扶養手当は、行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの等に対しては支給しないこととするとともに、配偶者に係る扶養手当の月額を6,500円(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの等にあつては3,500円)に引き下げ、子に係る扶養手当の月額を1万円に引き上げる。

二、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子について、特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として人事院規則で定める者に拡大する。

三、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正

- 1 子の養育を行う職員であつて、職員の申告を経て日曜日及び土曜日に加えて週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることができる職員に関し、その対象となる子について、二と同様の改正を行う。
- 2 介護休暇は、職員が要介護者の介護をするため、各省各庁の長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
- 3 職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇を新設する。

四、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正

行政執行法人の職員について、三の2及び3に準じた措置を講ずる。

五、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、二、三及び四は平成29年1月1日から、一の2及び5は平成29年4月1日から施行し、一の1及び3は平成28年4月1日から適用する。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 28.11.8可決 参議院 11.9内閣委員会付託 11.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給月額及び期末手当の改定

- 1 秘書官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げる。
- 2 内閣総理大臣等(秘書官を除く。)の期末手当の支給割合について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げる。

二、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、一の1は平成28年4月1日から適用する。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 28.11.18可決 参議院 11.21総務委員会付託 11.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員について、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護のため一日の勤務時間の一部につき勤務しないことができるようにする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、育児休業等の対象となる子について、職員が特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって、当該職員が現に監護するもの等を含むものとする。
- 二、職員は、要介護家族の介護をするため、3回を超えず、かつ、合算して93日を超えない範囲内で任命権者等が指定する期間内において、休業をすることができることとする。
- 三、職員は、負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は要介護家族の介護その他の世話を行うため、一日未満の単位で休暇を取得することができることとする。
- 四、任命権者等は、職員が要介護家族を介護するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならないこととする。
- 五、職員は、任命権者等の承認を受けて、要介護家族の介護をするため、連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができることとする。
- 六、任命権者等は、職場において行われる職員に対する育児休業、介護をするための休業等の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることのないよう、必要な体制の整備等雇用管理上必要な措置を講じなければならないこととする。
- 七、この法律は、平成29年1月1日から施行する。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第12号)

(衆議院 28.11.8可決 参議院 11.21法務委員会付託 11.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 報酬月額の改定

一般の政府職員の給与改定(民間の給与水準に合わせた給与月額の引上げ)に伴い、裁判官の報酬月額を引き上げる。

二 施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、平成28年4月1日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 28.11.8可決 参議院 11.21法務委員会付託 11.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 俸給月額の改定

一般の政府職員の給与改定（民間の給与水準に合わせた給与月額の引上げ）に伴い、検察官の俸給月額を引き上げる。

二 施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、平成28年4月1日から適用する。

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 28.11.8可決 参議院 11.21法務委員会付託 11.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、裁判官の育児休業の対象となる子の範囲を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 育児休業の対象となる子の範囲の拡大

裁判官の育児休業の対象となる子について、特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって、当該裁判官が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である裁判官に委託されている児童のうち、当該裁判官が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として最高裁判所規則で定める者を含むものとする。

二 施行期日等

- 1 この法律は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 関係法律の規定の整備を行う。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 28.11.18可決 参議院 11.21外交防衛委員会付託 11.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）の学生手当の月額及び生徒の生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定する。

二、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される12月期の期末手当の支給割合を100分の167.5に引き上げる。

三、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の162.5とする。

四、子以外の扶養親族に係る扶養手当が支給されない職員等について、政令で定める。

五、本法律は、公布の日から施行し、一については平成28年4月1日から適用する。ただし、三及び四については平成29年4月1日から施行する。

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案(閣法第16号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に鑑み、航空運送及び複合運送に関する規定の新設、危険物についての荷送人の通知義務に関する規定の新設、船舶の衝突、海難救助、船舶先取特権等に関する規定の整備等を行うとともに、商法の表記を現代用語化しようとするものである。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 28.11.8可決 参議院 11.9文教科学委員会付託 11.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、学校教育関係職員の資質の向上を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、教育公務員特例法の一部改正

- 1 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、2の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。
- 2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の实情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとするとともに、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ4の協議会において協議するものとする。
- 3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画を定めるものとする。
- 4 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとするとともに、協議会は、指標を策定する任命権者及び公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学等をもって構成するものとし、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする。
- 5 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、10年経験者研修を改めた中堅教諭等資質向上研修として、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修を実施しなければならないものとする。

二、教育職員免許法の一部改正

- 1 小学校教諭の特別免許状の教科として外国語を追加するものとする。
- 2 文部科学大臣が行う免許状更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び文部科学大臣の認定する講習等の認定に関する事務（以下「認定等事務」という。）を独立行政法人教職員支援機構に行わせるものとする。
- 3 普通免許状の授与を受けるために大学において修得することを必要とする最低単位数に係る科目の区分を統合するものとする。

三、独立行政法人教員研修センター法及び独立行政法人教職員支援機構法の一部改正

名称を独立行政法人教職員支援機構に改めるとともに、新たな業務として、指標の策定に関する専門的な助言、学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及並びに二の2の認定等事務を追加する。

四、附則

この法律は、平成29年4月1日から施行するものとする。ただし、二の1に係る規定について

は公布日から、二の2に係る規定については平成30年4月1日から、二の3に係る規定については平成31年4月1日から施行するものとする。

【附帯決議】 (28. 11. 17文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、文部科学大臣が策定する指針については、教育委員会等が地域の実情に合わせた指標を自主的・自律的に定めるための大綱的な内容のものとし、地域や学校現場に対する押し付けにならないようにすること。
 - 二、教育委員会等が策定する指標については、画一的な教員像を求めるものではなく、全教員に求められる基礎的、基本的な資質能力を確保し、各教員の長所や個性の伸長を図るものとする。また、同指標は、教員の人事評価と趣旨・目的が異なるものであることを周知すること。
 - 三、指標の策定に関する協議会においては、任命権者の判断の下、教育委員会や大学の教員養成課程の関係者のみならず、地域の実情に応じ、多様な教育関係者等で構成するよう努めることとし、協議等を通じて、地域における課題や学校現場の状況を指標等に反映させること。また、協議の内容等について積極的な情報公開を行うとともに、協議会の構成員以外の者からも幅広く意見を聴取するよう努めること。
 - 四、指標を踏まえた教員研修計画の策定に当たっては、教員が主体的に研修に取り組むことができるよう配慮しつつ、教員の資質能力の向上に資する効果的・効率的な研修計画を体系的に整理し、教員の更なる過重負担を招かないようにすること。また、教員は現場で育つということを考慮し、日常の校内研修の充実を図ること。
 - 五、中堅教諭等資質向上研修の実施に当たっては、10年経験者研修と免許状更新講習の時期等が重複することによる教員の負担を軽減する観点から、免許状更新講習の科目と中堅教諭等資質向上研修の科目の整理・合理化や相互認定の促進を図ること。
 - 六、中堅教諭等資質向上研修の実施時期の設定に当たっては、指標に基づき、地域・学校現場の実情を踏まえ、柔軟な取扱いとするよう周知すること。
 - 七、学校現場で多忙を極める教員が、児童・生徒と向き合う時間や教材研究の時間を確保しつつ法の趣旨にのっとった効果的な研修を受講できるよう、事務職員や他の専門スタッフの拡充を推進するとともに、昨年6月に「教育現場の実態に即した教職員定数の充実に関する決議」を全会一致で行ったことを踏まえ、教職員定数の計画的拡充を図ること。
 - 八、小学校における外国語の特別免許状の授与を決定するに当たっては、外国語の能力のみに偏重することのないよう、教育職員検定において、教員としての熱意や教科専門性を十分に問うものとする。また、外国語が教科化される予定であることを踏まえ、特別免許状が例外的な措置であることに留意しつつ、小学校における外国語の専科担任制の拡充について検討すること。
 - 九、独立行政法人教職員支援機構の運営に当たっては、事務の効率化に努め、機構の業務範囲の拡大が組織の定員や予算の肥大化につながらないようにすること。また、同機構が行う研修、調査研究等が、私立学校教職員の資質能力の向上等にも資するよう引き続き配慮すること。
- 右決議する。

割賦販売法の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 28. 11. 17可決 参議院 11. 22経済産業委員会付託 12. 2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、クレジットカード番号等の漏えい等及び不正な利用による被害が増加している状況に鑑み、販売業者等に対してクレジットカード番号等の適切な管理及び不正な利用の防止を行わせるため、クレジットカード番号等を取り扱うことを販売業者等に認める契約を締結することを業とする者(以下「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」という。)について登録制度を設け、当該販売業者等の調査を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、包括信用購入あっせん関係販売業者等の書面交付義務の緩和
包括信用購入あっせん関係販売業者等に課されているクレジットカード利用時の書面交付義務を情報提供義務に代え、購入者等から求められたときは書面交付しなければならないものとする。
- 二、クレジットカード番号等の適切な管理義務
クレジットカード等購入あっせん関係販売業者等は、経済産業省令で定める基準に従い、その取り扱うクレジットカード番号等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置等を講じなければならない。
- 三、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録制度の創設
クレジットカード番号等取扱契約の締結は、登録を受けた法人でなければ、業として行つてはならない。
- 四、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の販売業者等に対する調査義務等
クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、販売業者等に関し、クレジットカード番号等の適切な管理又は利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用の防止に支障を及ぼすおそれの有無に関する事項であつて経済産業省令で定める事項について調査し、必要な措置を講じなければならない。
- 五、クレジットカード番号等の不正利用防止義務
クレジットカード等購入あっせん関係販売業者等は、経済産業省令で定める基準に従い、利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 六、施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（28.12.1経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 クレジットカード決済を利用した悪質加盟店の排除の実効性を確保するため、消費者からカード発行会社に寄せられた苦情が加盟店契約会社等に適切かつ迅速に伝達されるよう、的確な対応を図るとともに、加盟店契約会社等が悪質加盟店情報を集約することにより、加盟店に対する調査及び措置が効果的に講じられるよう、事業者の実効的な取組を促進すること。また、翌月一括払いの取引については、事業者の自主的な取組の状況を検証した上で、必要に応じてカード発行会社の苦情伝達・処理の義務付けについて検討を行うこと。
- 二 クレジットカード情報の漏えい事故や不正利用被害を防止するため、加盟店契約会社等による加盟店に対する情報管理体制の調査の実施状況を適宜把握し、その実効性を確保するとともに、認定割賦販売協会とも緊密に連携し、加盟店のセキュリティ対策の進捗状況を「見える化」するための方策を積極的に講じ、消費者が安全な加盟店を選択できる環境を整備すること。
- 三 消費者に対し、クレジットカード決済の利用明細をチェックすることやカード情報セキュリティの重要性等を積極的に啓発するとともに、消費者が被害の拡大防止や回復を図る際に有用と思われる知識について、分かりやすく周知すること。また、消費生活センターにおける相談処理機能の一層の向上に向けた研修の充実を図ること。
- 四 フィンテック企業等の決済代行会社について、登録が必要となる範囲を明確にするとともに、海外の加盟店契約会社や決済代行会社と関係する不適正取引等から消費者を保護できるよう適切な対応を行うこと。
- 五 加盟店におけるクレジットカード決済端末の100パーセントIC対応化等をできるだけ早期に達成するため、必要な支援を実施すること。
右決議する。

道路運送法の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 28.11.22可決 参議院 11.22国土交通委員会付託 12.2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、旅客自動車運送事業に係る輸送の安全及び利用者の利便の確保を図るため、旅客自動車運送事業の許可の欠格事由を拡充するとともに、事業の休止及び廃止に係る届出制度の見直し等の措置を講ずるほか、最近の一般貸切旅客自動車運送事業をめぐる事故等の発生状況に鑑み、一般貸切旅客自動車運送事業の許可に係る更新制の導入等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 不適格者の安易な再参入を防止するため、旅客自動車運送事業の許可及び運行管理者の資格について、欠格期間を2年から5年へ延長するとともに、許可の取消を受けた者と密接な関係を有する者、処分逃れを目的として監査後に事業の廃止の届出をした者等の参入を制限し、事業の休業廃止の届出を事後届出制から30日前までの事前届出制とすることとする。
- 二 一般貸切旅客自動車運送事業に係る許可について、5年ごとの更新制を導入することとする。
- 三 一般貸切旅客自動車運送事業に係る旅客自動車運送適正化事業実施機関は、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する指導等の適正化事業の実施に必要な経費に充てるため、一般貸切旅客自動車運送事業者から負担金を徴収することができることとする等、所要の規定を設けることとする。
- 四 輸送の安全確保命令に違反した一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者に対する法定刑を強化するとともに、法人重科規定を設けることとする。
- 五 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 六 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、二の改正規定等は、平成29年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】(28.12.1国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 貸切バス業界の健全な発展を図り、利用者の安全・安心を確保するため、その規制の在り方について不断に検証を行うとともに、貸切バス運転者の労働条件の改善、旅行業者やランドオペレーターなど発注者側が優越的地位を濫用して道路運送法の目的を形骸化させるような行為を防止すること等について、関係省庁間の連携や業界団体との協議はもとより、必要に応じて関係法令を見直すなど、適時適切な対応を講ずること。
- 二 優良な貸切バス事業者を奨励・育成する観点から、貸切バスの安全対策に係る補助や税制等の支援策の一層の拡充及び周知・活用の促進に努めること。また、本法が定める貸切バスの安全対策を確実に実行するため、国土交通省の監査体制を拡充・強化し、必要かつ十分な人員及びその専門性の確保を図るとともに、貸切バス事業の許可の新規・更新申請時の審査を厳格に行い、不適格な事業者が市場から確実に排除されるよう、施策の実効性を担保すること。
- 三 民間指定機関による貸切バス事業者への巡回指導等の適正化事業の実施・運用に当たっては、国の監査体制を補完する上で真に実効性のある取組となるよう適切な支援や指導監督を行うこと。また、本法施行後、民間指定機関が速やかに全国で設立されることにより、全ての貸切バス事業者が巡回指導の対象となるよう努めること。さらに、民間指定機関が事業者から徴収する負担金が過大なものとならないよう、認可に当たって十分配慮すること。

右決議する。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案(第189回国会閣法第30号)

(衆議院 28.10.25修正議決 参議院 10.28法務委員会付託 11.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、技能実習を実施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度

を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、技能実習制度の適正化

- 1 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。
- 2 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。
- 3 実習実施者について、届出制とする。
- 4 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。
- 5 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け、違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。
- 6 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。
- 7 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、技能実習計画の認定及び監理団体の許可に関する事務、実習実施者及び監理団体に対する実地検査、技能実習生に対する相談及び援助等の業務を行わせる。

二、技能実習制度の拡充

現在二段階となっている技能実習に新たに第三段階を設け、第二段階の目標を達成した者は、この第三段階に進み、優良な実習実施者及び監理団体の下で、より高度な技能実習を行うことを可能とする。

三、その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（衆議院修正）から施行する。ただし、一七については、公布の日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、技能実習計画に記載すべき技能実習生の待遇の内容として、報酬、労働時間、休日、休暇、宿泊施設、技能実習生が負担する食費及び居住費を明記すること、主務大臣が技能実習計画を認定する際の基準として、技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることを明記すること、外国人技能実習機構の業務として、技能実習を行うことが困難となった技能実習生であって引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行う業務を明記すること等の修正が行われた。

【附帯決議】（28.11.17法務委員会議決）

政府及び外国人技能実習機構は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 一 政府は、技能実習制度が我が国の有する技能等を発展途上国等へ移転するという国際貢献を本旨とする制度であることを十分認識し、本法第3条第2項に規定する基本理念に従って、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保策として悪用されないよう本法を厳格に執行すること。
- 二 技能実習生の待遇について、本法の基本理念の実現及び実習実施者による出入国又は労働に関する法令遵守の確保のため、以下の取組を行うこと。
 - 1 外国人技能実習機構は、技能実習計画の認定に当たり、実習実施者に対し、技能実習生の報酬の額が、日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることの説明責任を課すとともに、技能実習生の技能等の修得等に応じてその報酬等も向上するよう、第2号技能実習生及び第3

号技能実習生の予定賃金については、それぞれ当該技能実習生の第1号技能実習及び第2号技能実習における賃金を上回るように指導すること。

- 2 政府は、技能実習生の報酬にとどまらず、報酬からの控除の実態把握にも努めるとともに、本法第7条第2項の基本方針において、技能実習生に支払われる報酬から、不当な控除が行われることにより技能実習生の生活に支障が生じることがないように留意すべき旨を定めること。
 - 3 政府は、労働時間の実態を把握するため、技能実習生の労働時間に関する調査を実施するとともに、長時間労働の是正に向けた措置を講ずること。また、本法第7条第2項の基本方針において、違法な時間外労働など労働時間に係る労働法令違反が行われることがないように定めること。
 - 4 政府は、長時間労働により過労死が疑われる死亡事案が発生した場合において、国外に居住する遺族による労災申請を円滑に行うことが可能となるよう、遺族への必要な支援を行うこと。
 - 5 政府は、技能実習生が負担する食費及び居住費その他強制・半強制的に徴収される手数料等の把握に努めるとともに、本法第7条第2項の基本方針において、休日、休暇、宿泊施設等の技能実習生の待遇について日本人と不当に差別されることのないようにする等、技能実習生の権利が確実に保護され、適正な技能実習が行われることを定めること。
 - 6 外国人技能実習機構は、実習実施者及び監理団体の実地検査について、適正かつ実効性ある検査が実施できる体制と専門性を確保するとともに、適時、予告をしない検査も含めて行うこととし、その際、1の内容並びに2、3及び5の基本方針にのっとった割増賃金等の報酬の支払の実績、残業時間を含む総実労働時間の実情その他技能実習生を巡る待遇の状況を、帳簿類の点検のほか、技能実習生及び日本人従業員からの意見の聴取など、実態を的確に把握できる方法により確認すること。なお、その際には、技能実習生及び日本人従業員が不利益を被ることがないように万全の配慮を行うこと。
 - 7 外国人技能実習機構は、本法を含め、出入国又は労働に関する法令に違反する事実を把握した場合には、地方入国管理局、都道府県労働局等に対し、通報、情報提供等を行うとともに、事案の重大性に応じ、告発を行うことも視野に、厳格な指導監督に努めること。
 - 8 政府は、本法第7条第2項の基本方針において、技能実習生が実習期間の途中でその意に反して帰国させられることのないよう留意すべきこと、技能実習計画の実施途中で技能実習を中止して帰国する場合については、原則、事前に届け出ることを定めること。また、外国人技能実習機構は、基本方針に基づき、実習実施者及び監理団体に対する指導・監督を徹底すること。
- 三 政府は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため、速やかに、実習の実施に関する責任者及び監理責任者が受講すべき出入国又は労働に関する法令等の知識の向上を図るための講習を整備し、その受講を義務化すること。
- 四 技能実習生の実習先の変更について、本法の目的の達成及び技能実習生の人権保障の観点から、以下の取組を行うこと。
- 1 外国人技能実習機構は、実習先の変更を求める技能実習生からの相談に丁寧に応じ、2の基本方針の内容を踏まえ、変更する実習先に関する情報の提供などの適切な支援により円滑な実習先の変更を図り、技能実習生がその意向に反して帰国を余儀なくされる事態が生じることのないように努めること。
 - 2 政府は、基本方針において、技能実習生が実習先の変更を求めることについてやむを得ない事情があると認めるときは、実習先の変更を認めることとする旨を定めること。
 - 3 政府は、技能実習生が第2号技能実習から第3号技能実習に移行する際に、技能実習生の意向に基づき実習先を選択することを認めるとともに、技能実習生の選択に資するため、外国人技能実習機構は、必要な情報の提供その他の援助に努めること。
- 五 二国間取決めについて、送出機関の適正化に向けた送出国政府との連携の必要性に鑑み、以下の措置を講ずること。
- 1 政府は、技能実習生の送出国において、保証金等不当な金銭の徴収や管理が行われ、また、労働契約不履行に係る違約金を定める送出機関が介在する実情があることを踏まえ、全ての送

- 出国との二国間取決めを速やかに作成し、その内容を公表するよう努めること。
- 2 二国間取決めにおいて、送出機関に関する基準を設け、当該基準に適合しない送出機関からの受入れを禁止すること、送出国が送出機関に対し本法第47条と同様の規制を行うこと、規制に違反した送出機関に対し送出国政府当局が迅速かつ厳正な対応を行うべきことなどを定めるよう努めること。
 - 3 二国間取決めに違反する行為が認められた場合、当該送出機関に係る技能実習計画について、新たな申請に対する認定をしないことや、事案によっては、既に認定された技能実習計画の認定の取消しを行うことも含め、厳格な対応を行うこと。
- 六 帰国後の技能実習生が、技能実習によって得られた知識や技術をいかして送出国の発展に貢献できるよう、技能実習生に対するフォローアップ調査について、その充実を図った上で今後も毎年行うとともに、回答の回収率の目標を定め、二国間取決めにおいて送出国及び送出機関の調査への協力に関する規定を設けるなど、回収率向上に向けた方策を講ずること。
- 七 政府は、外国人技能実習機構が適正な運営のために専門性を有した職員を確保できるよう、必要な支援及び財政上の措置を講ずること。また、同機構に対し、毎年1回、その業務に関する報告を求めるとともに、その報告を受けたときは、遅滞なく、その内容を公表するよう努めること。
- 八 第3号技能実習生の受入れが可能となる実習実施者及び監理団体については、出入国又は労働に関する法令等の違反事例がないなど真に優良と認められる実習実施者及び監理団体に限定することとなる基準を主務省令等において厳格に定めること。また、優良な実習実施者及び監理団体については、その適正な運用を確保するため、その要件が満たされているかを定期的に確認し、要件が満たされない場合にはその見直しを行うこと。
- 九 技能実習制度の対象職種への追加又は削減を行うに当たっては、以下の取組を行うこと。
- 1 政府及び技能実習評価試験の整備に関する専門家会議は、単純作業ではないこと、技能実習生の送出国のニーズに合致すること、一定水準以上の技能等を修得したことを公的に評価できることという現行の第2号技能実習の移行対象職種の考え方を踏まえて判断すること。
 - 2 政府は、意見公募手続など国民に広く意見を募った上で第2号技能実習に移行することができる職種への追加又は削減を実施すること。
 - 3 技能実習評価試験の整備に関する専門家会議の運営の透明性の確保のため、同会議の議事の速やかな公開に努めること。
- 十 技能実習制度の対象職種への介護の追加について、介護がサービス利用者の命や健康、尊厳にも関わる重要な対人サービスであることに鑑み、技能実習生の適切な処遇及び利用者の安全・安心を確保するとともに介護サービスの質を担保するため、以下の措置を講ずること。
- 1 対象職種への介護の追加は、国内の人材不足を補うために実施するものではなく、あくまで送出国側のニーズに応じた国際貢献であることに鑑み、基本方針における、特定の職種に係る施策（本法第7条第3項）等において、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」の中で、日本語能力などの必要なコミュニケーション能力の確保等、検討を要する事項として掲げられた7点につき、同中間まとめで示された具体的な対応の在り方に沿った適切な対応策を定めた上で行うこと。その際、利用者や他の介護職員等と適切にコミュニケーションを図るためには、例えば、会話の内容をほぼ理解できる程度の日本語能力が求められることを踏まえ、技能実習生の入国時に必要な日本語能力については、指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践するために必要となる日本語レベルを望ましい水準とし、2年目の業務への円滑な移行を図ること。
 - 2 本法の施行後、介護従事者の適切な処遇の確保や介護のサービスの質の担保等の課題が生じていることが確認された場合には、技能実習の対象職種の見直しを行うこと。
右決議する。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第31号)

(衆議院 28.10.25可決 参議院 10.28法務委員会付託 11.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、介護の業務に従事する外国人の受入れを図るため、介護福祉士の資格を有する外国人に係る在留資格を設けるほか、出入国管理の現状に鑑み、偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者等に適切に対処するため、罰則の整備、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、介護の業務に従事する外国人の受入れ

介護の業務に従事する外国人の受入れを図るため、介護福祉士の資格を有する外国人を対象とする新たな在留資格「介護」を創設する。

二、偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者等（いわゆる偽装滞在者）への対策の強化

1 罰則の整備

イ 偽りその他不正の手段により、上陸の許可等を受けて上陸し、又は在留資格の変更許可等を受けた者に対する罰則を新設する。

ロ 営利の目的でイの行為の実行を容易にした者に対する罰則を新設する。

2 在留資格取消事由の拡充等

イ 活動目的に応じた在留資格をもって在留する外国人が所定の活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合を在留資格取消事由に追加する。

ロ 在留資格を取り消す場合の出国猶予期間指定の例外事由を整備する。

ハ 在留資格取消処分に係る事実の調査の実施主体を、「入国審査官」から「入国審査官又は入国警備官」に変更する。

3 退去強制に関する規定の整備

他の外国人による1イの行為をあおり、唆し、又は助けた場合を退去強制事由に追加する。

三、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（28.11.17法務委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 「正当な理由」を限定的に解釈するなど、恣意的な判断に基づき改正後の出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第5号が不当に適用されることがないように、十分に留意すること。特に、実習実施者の人権侵害行為等により、やむを得ず一時的に実習を行うことができない技能実習生に対して、同号が不当に適用されることがないように、技能実習の実情等を十分に調査するなど慎重な運用を行うこと。

二 同号に基づき在留資格を取り消した件数及びその事例の概要を公表すること。

三 同法第22条の4第2項に基づいて意見を聴取する際には、意見を聴取する入国審査官は、在留資格の取消しの対象とされる外国人に及ぼす影響の大きさを十分に考慮するとともに、その外国人の置かれた生活実態等に配慮して、聴取の期日及び場所を定め、通訳の配置等を行うこと。

四 同法第70条第1項第2号の2の運用に当たっては、難民その他の者の庇護の国際的重要性に鑑み、日本に庇護を求めることを躊躇させないように、留意すること。

五 難民該当性に関する判断の要素及び人道配慮による保護対象の明確化など難民認定に係る制度の一層の透明性の向上を図ること。

六 同法第74条の6の運用に当たっては、入国・在留手続の適正な支援業務に不当な介入が行われないように、十分に留意すること。

七 新たな在留資格「介護」の創設については、介護人材として中・長期に日本に滞在し、能力を発揮する外国人介護労働者が増加する可能性に鑑み、社会保障制度の適用や生活上の問題への対応など、日本語能力の向上を含めて、地域における職業上、生活上の支援が確実に行われるよう、政府は関係機関と連携して必要な施策を講ずること。

- 八 本法の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況を踏まえ、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。
- 九 今後の外国人労働者の受入れの在り方について、国内人材の確保を前提としつつ、国民的コンセンサスを踏まえ、政府全体での総合的な検討を速やかに進めること。
右決議する。

民法の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第63号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に鑑み、消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備、法定利率を変動させる規定の新設、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備、定型約款に関する規定の新設等を行おうとするものである。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第189回国会閣法第64号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

労働基準法等の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第69号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、年次有給休暇に係る時季指定の使用者への義務付け、高度な専門的知識等を要する業務に就き、かつ、一定額以上の年収を有する労働者に適用される労働時間制度の創設等の所要の措置を講じようとするものである。

人事訴訟法等の一部を改正する法律案(第190回国会閣法第33号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国際的な要素を有する人事に関する訴え及び家事事件の適正かつ迅速な解決を図るため、これらの訴え等に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めようとするものである。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案(第190回国会閣法第41号)

(衆議院 28.10.28可決 参議院 10.31内閣委員会付託 11.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、人工衛星等の打上げに係る許可等

- 1 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者は、その都度、内閣総理大臣の許可を受けなければなら

ない。

- 2 内閣総理大臣は、申請により、人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定及び打上げ施設の適合認定を行う。
- 3 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が、人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定の申請を行うとき、又は、打上げ施設の適合認定の申請を行うときは、簡略化された手続によることができる。

二、人工衛星の管理に係る許可等

- 1 国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行おうとする者は、人工衛星ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。
- 2 人工衛星の管理に係る許可を受けた者が事業譲渡等を行う場合、あらかじめ内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人等はその法的地位を承継する。

三、内閣総理大臣による監督

内閣総理大臣は、人工衛星の管理に係る許可を受けた者等に対し、立入検査、必要な指導、助言及び勧告等を行うことができる。

四、ロケット落下等損害及び人工衛星落下等損害の賠償

- 1 ロケット落下等損害について、人工衛星等の打上げを行う者の無過失責任とし、その損害を賠償する責任を負うべき当該人工衛星等の打上げを行う者以外の者は、その責任を負わないこととするとともに、人工衛星等の打上げに係る許可を受けた者に対し、民間の損害賠償責任保険契約の締結等の損害賠償担保措置を講ずる義務を課し、当該措置では埋めることのできない損害を賠償する場合については政府が補償することができることとする。
- 2 人工衛星落下等損害について、人工衛星の管理を行う者の無過失責任とする。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(28.11.8内閣委員会議決)

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律並びに衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律の施行に当たっては、政府は次の諸点について十分に配慮すべきである。

- 一 法の施行に当たっては、米国等の先進事例を踏まえ、ベンチャー企業等の新規参入が促進されるよう、執行体制の充実・強化を図り必要な人員を確保するとともに、国内企業の実態や諸外国の運用等も十分に考慮して取り組んでいくこと。
- 二 2020年の東京オリンピック・パラリンピックに際し、政府は、準天頂衛星や観測衛星などを用いた先端的なサービス等の実証を行えるよう必要な取組を進めること。
- 三 政府は、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の安全基準の策定に当たっては、専門家の意見を聴取しつつ不断に見直しを行うとともに、その変更に当たっては、ロケット及び人工衛星等の開発に時間を要することを踏まえて適切に周知を行うこと。
- 四 政府は、宇宙資源開発をめぐる国際的な動向の把握に努めるとともに、関連産業の振興に向けた必要な措置について検討すること。
- 五 宇宙開発利用活動によって得られるデータは、ビッグデータとして、社会のイノベーションに大きな可能性を有する。このため、政府は省庁間連携を強力に推進し、宇宙データの活用に努めること。
- 六 衛星リモートセンシング記録の規制については、加工情報の在り方及び提供方法について適切に例示し、規制と産業振興とのバランスを確保すること。
右決議する。

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案(第190回国会閣法第42

号)

(衆議院 28.10.28可決 参議院 10.31内閣委員会付託 11.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、国の責務を定めるとともに、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度を設け、あわせて、衛星リモートセンシング記録保有者の義務、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定、内閣総理大臣による監督その他の衛星リモートセンシング記録の取扱いに関し必要な事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可等

- 1 国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者は、衛星リモートセンシング装置ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。
- 2 衛星リモートセンシング装置使用者に対して、衛星リモートセンシング装置の不正使用防止措置、1の許可に係る軌道以外での機能停止、1の許可に係る受信設備以外の使用禁止、使用終了時の措置等の義務を課す。

二、衛星リモートセンシング記録の取扱いに関する規制

- 1 衛星リモートセンシング記録保有者は、三の認定を受けた者、特定取扱機関に適正な方法により行う場合等を除き、当該衛星リモートセンシング記録を提供してはならない。
- 2 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング記録の利用が国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、衛星リモートセンシング記録保有者に対して、衛星リモートセンシング記録の範囲及び期間を定めて、その提供の禁止を命ずることができる。

三、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定

衛星リモートセンシング記録を取り扱う者は、内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣総理大臣の認定を受けることができる。

四、内閣総理大臣による監督

内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者又は衛星リモートセンシング記録保有者に対し、立入検査、必要な指導、助言及び勧告等を行うことができる。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(28.11.8内閣委員会議決)

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案(第190回国会閣法第41号)と同一内容の附帯決議が行われている。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(第190回国会閣法第47号)

(衆議院 28.11.10可決 参議院 11.11環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会付託 12.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴い、関係法律の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により解決する制度の導入に関する規定の整備を行う。

二、特許法の一部改正

- 1 発明の新規性喪失の例外が適用される期間を、6月から1年に延長する。
- 2 特許権の存続期間について、特許権の設定の登録が特許出願の日から起算して5年を経過した日又は出願審査の請求があった日から起算して3年を経過した日のいずれか遅い日以後にされたときは、延長登録の出願により延長できるようにするとともに、その延長できる期間について定める。

三、商標法の一部改正

商標の不正使用による損害の賠償を請求する場合において、当該登録商標の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を損害額として賠償を請求することができることとする。

四、関税暫定措置法の一部改正

- 1 我が国に輸入される貨物の原産性等を確認するために税関職員が行う調査に係る手続規定の整備を行う。
- 2 経済連携協定締約国からの輸入が急増した場合、経済連携協定締約国が当該協定に違反した場合、経済連携協定締約国からの特定品目の輸入数量が一定の水準を超えた場合等において、それぞれ関税率を引き上げる手続規定の整備を行う。

五、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正

外国にある事業所において管理医療機器等の基準適合性認証の業務を行う認証機関の登録、監督等の規定の整備を行う。

六、畜産物の価格安定に関する法律の一部改正

肉用牛又は肉豚の標準的な販売価格が標準的な生産費を下回った場合に、独立行政法人農畜産業振興機構がその差額を補填するための交付金を交付する規定の整備を行う。

七、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の一部改正

砂糖との価格調整の対象に輸入される加糖調製品を加える。

八、著作権法の一部改正

- 1 著作物の保護期間の終期を原則著作者の死後50年から70年に延長するとともに、実演及びレコードの保護期間の終期をそれぞれ実演及びレコードの発行の後50年から70年に延長する。
- 2 著作権等を侵害する罪のうち一定の要件に該当するものについて非親告罪化する。

九、独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正

独立行政法人農畜産業振興機構の業務について、肉用牛及び肉豚についての交付金の交付を行うこと並びに輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しを行うことを追加する。

十、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部改正

国際約束により特定農林水産物等の名称を外国と相互に保護できる特定農林水産物等の指定制度を創設する。

十一、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律の一部改正

財務大臣は、経済連携協定締約国の税関当局から、我が国から輸出された貨物の原産性についての確認をするために協力を求められた場合に、その求めに応ずることができることとする。

十二、施行期日

この法律は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、十については、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案(第190回国会閣法第54号)

(衆議院 28. 11. 29修正議決 参議院 12. 2厚生労働委員会付託 12. 14本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等

を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 いわゆるマクロ経済スライドについて、年金額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金変動や物価変動の範囲内で、前年度までの未調整分を含めて調整する。
- 二 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る時の年金額の調整期間における改定率の改定については、名目手取り賃金変動率を基準とする。
- 三 国民年金の被保険者は、出産予定月の前月（多胎妊娠の場合においては、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料は、納付することを要しない。
- 四 年金積立金管理運用独立行政法人に、経営委員会を置く。経営委員会は、業務方法書の変更、中期計画及び年度計画の作成又は変更等の議決並びに役員の職務の執行の監督を行う。また、年金積立金の運用方法について、運用に係る損失の危険の管理を目的として行うデリバティブ取引を追加する。
- 五 日本年金機構は、不要財産については、遅滞なく、厚生労働大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。
- 六 厚生年金保険の被保険者である従業員の総数が500人以下の適用事業所の事業主は、厚生年金保険の被保険者等の過半数で組織する労働組合等の同意を得て、実施機関に短時間労働者について厚生年金保険及び健康保険の被保険者としない経過措置の適用を受けない旨の申出をすることができる。
- 七 この法律は、公布の日から施行する。ただし、五は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から、六は平成29年4月1日（衆議院修正）から、四は平成29年10月1日から、一は平成30年4月1日から、三は平成31年4月1日から、二は平成33年4月1日から施行する。

【附帯決議】（28.12.13厚生労働委員会議決）

国民の高齢期の生活の安心を確保することは、社会の安定を確保するためにも不可欠な課題であることに鑑み、政府は、本法の施行に当たり、公的年金制度の目的の確実な実現を確保するため、次の事項について万全を期すべきである。

- 一、国民年金制度は、憲法第25条第2項に規定する理念に基づき、国民の共同連帯によって高齢期の暮らしの安心と安定に寄与するためのものであることから、今後もその機能や役割の維持・確保に全力を尽くすこと。
- 二、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進については、雇用形態の多様化等により、本来、加入すべき労働者が厚生年金保険に加入できていない現状を改める観点のみならず、平成26年財政検証のオプション試算において、労働者の厚生年金保険への加入促進が年金財政の安定化に資すると明らかになったことから、本法施行後、更なる適用拡大について、速やかに検討を開始すること。
- 三、社会保険制度は、強制加入を基本原則に運用されていることから、本法による短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進が労使の合意に基づく任意の制度であることについて、本法施行後の適用拡大の状況やその効果を検証するとともに、前項の検討も踏まえ、今後の適用拡大に当たっては、かかる基本原則を踏まえた対応を講ずること。
- 四、厚生年金保険の未適用事業所に対する適用・徴収対策は喫緊の課題であり、その推進のためには日本年金機構における人員体制の確保が必要であることから、現在進められている日本年金機構の組織体制の見直しについては、労働者の厚生年金保険への加入促進という本法の趣旨に照らして、適切な対策を講ずること。
- 五、本法による年金額の改定ルール of 賃金・物価スライドの見直しについては、平成26年財政検証を踏まえて行われた関係審議会において取りまとめられた新しい改定ルールであり、オプション試算が行われなかったが、次回予定される平成31年財政検証に向けて、景気循環等の影響で新た

な改定ルールが実際に適用される可能性も踏まえた上で、国民が将来の年金の姿を見通すことができるよう、現実的かつ多様な経済前提の下で将来推計を示すべく、その準備を進めること。また、国民が将来の年金の姿を理解するためには、単一の世帯類型における所得代替率による将来推計だけでは不十分であることから、前提条件の妥当性及び多様な世帯類型における所得代替率を併せて示すよう、より経済の実勢や国民のニーズに合った財政検証の態様の見直しを検討すること。

六、今後の経済状況によっては、現時点で想定し得ないマクロ経済の動きが発生し、年金額の更なる調整が必要となる事態も起り得ることを常に意識し、高齢期の暮らしの安心と安定を確保する上で必要な年金給付水準の維持に努めることはもとより、低年金・無年金者への対応について、生計費を把握するとともに、年金以外の現金及び現物給付を含む適正な生活保障が確保されるよう、施策の検討を続けること。

七、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）のガバナンスの強化については、年金保険料の拠出者であり積立金の受益者である被保険者の立場を代表する者の経営委員会における定数及びその配分について検討を続けること。また、労使の代表を含む経営委員会委員については、運用の専門性はもとより、拠出者である労使の意向や利害を真に代表し得る委員が透明かつ公正な手法によって選出されるよう、適正な決定を行うこと。

八、障害年金受給資格審査を行う障害認定医の十分な確保のため、必要な措置を検討すること。あわせて、障害年金支給決定の地域格差を是正するため、全国障害認定医会議等の場において情報共有を行い、障害年金支給決定の判断の平準化を図るよう努めること。

右決議する。

臨床研究法案（第190回国会閣法第56号）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

本法律案は、臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進するため、臨床研究の実施の手続、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定めようとするものである。

本院議員提出法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、選挙の浄化に資するため、政党の選挙区支部による選挙区内にある者に対する寄附を禁止しようとするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治団体について、その目的に関連する支出又は政治活動に関連する支出以外の支出をしてはならないこととするものである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公職にある者の政治活動に対する国民の信頼の確保を図るため、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の規定を適用しないこととするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附を全面的に禁止しようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員は、文書通信交通滞在費の使途をその属する議院の議長に報告し、議長は、その報告に係る文書通信交通滞在費の使途を公開しなければならないこと。
- 二、文書通信交通滞在費について、月の途中で任期が開始した場合又は月の途中で任期満了、解散、死亡等の事由が生じた場合には、日割計算によって支給すること。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員の受ける歳費については、当分の間、歳費月額から、歳費月額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずること。
- 二、議長、副議長及び議員の受ける期末手当については、一の適用がある間、議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずること。

と。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、当分の間、議長、副議長及び議員が国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定に基づいて支給を受けた歳費及び期末手当の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2（公職の候補者等の寄附の禁止）の規定は、適用しないこととするものである。

国家公務員の人件費の総額の削減の推進に関する法律案(参第8号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の厳しい財政状況に対処するためには一層の歳出の削減が不可欠であること等に鑑み、国家公務員の人件費の総額の削減を図るための施策を総合的に推進するため、当該施策について、国の責務を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、総人件費削減推進本部を設置しようとするものである。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(参第9号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国会議員自らによる身を切る改革の一環として衆議院議員の定数を336人とし、そのうち、小選挙区選出議員の定数を240人、比例代表選出議員の定数を96人としようとするものである。

教育無償化等制度改革の推進に関する法律案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、学校教育等を受けることの重要性に鑑み、教育費用の負担を解消し、又は軽減するための制度の改革を集中的に推進するため、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第11号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、外国の国籍を有する日本国民について、国籍の選択をしなければならない期間内にある者及び日本の国籍の選択の宣言をした者を除き、国会議員の被選挙権を有しないこととするとともに、国会議員の選挙における選挙公報の掲載事項として外国の国籍の得喪の履歴等を明記することとするものである。

外国の国籍を有する国の行政機関の職員に係る欠格事由に関する特別措置法案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の行政機関の職員の国籍に係る欠格事由に関する法制の整備が行われるまでの間の措置として、国の行政機関の職員が日本の国籍のほか外国の国籍を有することについて、その欠

格事由に関する特別措置を定めようとするものである。

公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、衆議院議員、参議院議員並びに都道府県及び市町村の議会の議員及び長の選挙について、被選挙権年齢を18歳以上に引き下げようとするものである。

国会法の一部を改正する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、各議院において議員が国政に関し自由に討議する機会が確保されるよう、議院の会議における自由討議の制度を設けようとするものである。

政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政策金融改革が平成18年6月27日において行政改革推進本部が決定した設計どおりに進行していない現状に鑑み、必要な政策金融改革の着実な達成を図るため、株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止するとともに、政府が保有する株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行の株式の処分等について定めるものである。

独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案(参第16号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人都市再生機構の業務を全て民間に委ねることが可能となっており、これを全て民間に委ねることがより自由で活力ある経済社会の実現に資することに鑑み、同機構を完全民営化することを定めるとともに、同機構の完全民営化の推進に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにし、並びに同機構の完全民営化に関し必要な措置を定めることにより、同機構の完全民営化を着実に推進しようとするものである。

地方自治法の一部を改正する法律案(参第17号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、普通地方公共団体の行う企業の民営化の促進に資するため、普通地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意が必要とされる条例で定める特に重要な公の施設の廃止について、公の施設であった施設が当該普通地方公共団体以外の者によって引き続き住民の利用に供されることとなるものと議会において認めるときを除くこととし、当該公の施設の設置に関する条例の廃止等については議会の出席議員の過半数の議決によることとするものである。

農地法の一部を改正する法律案(参第18号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、農地所有適格法人以外の法人による農地所有等を可能とするため、農地又は採草放牧地の権利移動について、農地所有適格法人以外の法人が所有権、賃借権等を取得しようとする場

合に許可をすることができないこととしている規定等を削るとともに、これに伴う目的規定の改正等を行おうとするものである。

労働基準法及び労働安全衛生法の一部を改正する法律案(参第19号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、労働者が創造的な能力を發揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くない業務に就き、かつ、一定額以上の年収を有する労働者等に適用される労働時間制度を創設しようとするものである。

労働契約の終了の円滑化に関する施策の推進に関する法律案(参第20号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、解雇の要件が不明確であること等が解雇その他の労働契約の終了に関する個別労働関係紛争の発生及びその長期化の要因となっていること等に鑑み、労働契約の終了の円滑化に関する施策を重点的に推進するため、労働契約の終了の円滑化に関する施策に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、労働契約の終了の円滑化に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。

地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備に関する法律案(参第21号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備を図るため、その基本理念、介護サービス等に係る施設等に係る基準を地方公共団体の判断に基づいて定めることができるようにするための法制上の措置等について定めようとするものである。

大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案(参第22号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、大規模な災害からの復興のための施策を実施するために必要な国の財源については、国の資産、剰余金及び積立金を最大限活用するものとし、これによってもなお不足する場合においては、当該不足する財源の確保は、まず可能な限り国会議員の歳費及び手当、一般職の国家公務員の給与その他公務員の人件費の削減及びこれに係る措置で国が行うものによるものとし、安易に税制上の措置によらないものとするについて定めようとするものである。

地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案(参第23号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備を図るため、その基本理念、保育サービスに係る施設等に係る基準を地方公共団体の判断に基づいて定めることができるようにするための法制上の措置等について定めようとするものである。

児童福祉法の一部を改正する法律案(参第24号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、保育に係る人材確保のため、登録保育従事者の制度を設けようとするものである。

幹部職員の任免等に関する制度を改革するための内閣法等の一部を改正する法律案(参第25号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、事務次官、局長その他の幹部職員を特別職の国家公務員とするとともに、その任免、服務等について定めようとするものである。

国家公務員法の一部を改正する法律案(参第26号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の行政機関の職員の人事管理をより厳格なものとする必要があること等に鑑み、人事評価を相対評価により行うこととするとともに、管理職職員等の再就職規制の強化について定めようとするものである。

地方自治法の一部を改正する法律案(参第27号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方行政の運営における普通地方公共団体の長の主導性の向上に資するため、普通地方公共団体が、条例で、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長等について、当該普通地方公共団体の長が議会の同意を得て特別職の職員としてこれを選任することができるようにするものである。

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(参第28号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、個人情報適切な管理のために必要な措置を講じつつ、内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に関する業務の効率化並びにこれらの納付を行う者の利便性の向上を推進し、あわせてこれらの納付の状況の改善に資するため、内国税の賦課及び徴収に関する事務その他の国税庁が所掌している事務並びに厚生労働省が所掌している労働保険料の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている年金保険料等の徴収等に関する業務を一元的に行う歳入庁の設置等に関する基本的な事項について定めようとするものである。

道州制への移行のための改革基本法案(参第29号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の国のかたちを新たなものに転換することが喫緊の課題となっていることに鑑み、道州制への移行のための改革を総合的に推進するため、当該改革について、その基本理念及び基本方針、その実施の目標時期その他の基本となる事項を定めるとともに、道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議を設置しようとするものである。

消費税率の引上げの凍結及び消費税の軽減税率制度の廃止に関する法律案(参第30号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、消費税率の引上げについて、現下の厳しい経済状況及び一層の歳出の削減を図る取

組が不十分であり国民の理解が得られていない状況に鑑み、これを凍結することに関し必要な事項を定めるとともに、消費税の軽減税率制度について、対象範囲に対する国民の不公平感が払拭されていないこと、これに係る財源の確保がなされていないこと等に鑑み、これを廃止することについて定めるものである。

電波法の一部を改正する法律案(参第31号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、電波の有効利用を促進するため、総務省令で定める無線局の免許及び総務省令で定める特定基地局の開設計画の認定について、その申請を行うことができる者を競争により選定しようとするものである。

医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案(参第32号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、医療、介護及び保育に係る事業の社会経済情勢の変化に対応した経営の確保が重要な課題となっていることに鑑み、当該課題に対処するための医療、介護及び保育に係る事業を経営する法人に係る制度の改革に関する基本的な事項について定めようとするものである。

医療法等の一部を改正する法律案(参第33号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、会社等が病院の開設等を行うことができるようにしようとするものである。

世代間格差を是正するための公的年金制度の改革の推進に関する法律案(参第34号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、急速な少子高齢化の進展に伴い、現行の公的年金制度における負担と受益に係る世代間格差が著しいものとなっており、その早急な是正が求められていること及び世代間格差の是正が公的年金制度を持続可能なものとする上で不可欠であることに鑑み、世代間格差を是正するための公的年金制度の改革について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めることにより、これを総合的に推進しようとするものである。

災害からの復旧復興に関する被災地方公共団体の長による要請に関する法律案(参第35号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、災害からの復旧復興において当該災害を受けた地方公共団体のニーズをより反映させることができるようにするため、当該地方公共団体の長が、国の行政機関の長又は都道府県知事に対し、災害からの復旧復興に関し必要な措置の実施を要請することができることとし、当該要請を受けた国の行政機関の長又は都道府県知事は、当該要請への対応について通知しなければならないことについて定めようとするものである。

地方教育行政改革の推進に関する法律案(参第36号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体において地域の実情に応じた教育行政が行われるようにすることが喫

緊の課題となっていることに鑑み、地方教育行政改革を集中的に推進するため、地方教育行政改革について、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めようとするものである。

国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案(参第37号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の平和及び安全の確保に資するため、その取引等が国家安全保障の観点から支障となるおそれがある重要な土地等について、自由な経済活動との調和を図りつつ、その取引等に対し必要最小限の規制を行おうとするものである。

森林法の一部を改正する法律案(参第38号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、水源の涵養等多面的な機能を有する森林の保全の重要性に鑑み、保安林又は保安林予定森林である民有林の土地について所有権の移転をする契約を締結しようとする当事者に対する事前の届出の義務付け等を行おうとするものである。

合衆国軍隊等防護事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(参第39号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動しているアメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊に対する武力攻撃が発生し、これにより、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至った事態に際して実施する防衛出動その他の対処措置等について定めるものである。

自衛隊法の一部を改正する法律案(参第40号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用に係る規定を削り、在外邦人等の保護措置についてこれに着手する前の部隊等の撤収等に関する規定を設け、正当な理由がなくて自衛隊の保有する武器を使用した罪について日本国外において犯した者にも適用することとする等について定めるものである。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(参第41号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国際連携平和安全活動を実施しないこととするほか、国際平和協力業務の一部を行わないこととし、及び自衛官の武器使用の権限を限定するとともに、いわゆる駆け付け警護の要件の限定、国際平和協力業務に係る国会承認の見直し等について定めるものである。

重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(参第42号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、重要影響事態を周辺事態に改め、後方地域支援の対象を合衆国軍隊に限定するほか、後方地域支援等に関し、国会の承認の対象を見直し、基本計画を承認することとともに、安全の確保等の規定を追加する等について定めるものである。

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案(参第43号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態又はこれに引き続く事態のうち、国家の自主的な再建を図るこれらの事態に係る国若しくはその国民等を支援するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、又はその脅威を除去するために国際社会が同憲章第7章に従い共同して対処する活動を行うものであって、我が国が国際社会の一員としてこれらに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものに際し、人道復興支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することができるようにするものである。

領域等の警備に関する法律案(参第44号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資するため、領域警備基本方針の策定、領域警備区域等における自衛隊の行動その他の必要な事項について定めることにより、警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにするものである。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案(参第45号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が生じた場合における政府の負担等について定めるとともに、政府による原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対する資金の交付を廃止しようとするものである。

原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案(参第46号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、原子力災害対策の強化を図るため、地域原子力防災協議会の組織等について定めるとともに、原子力災害に関する地域防災計画の原子力規制委員会への報告等について定めようとするものである。

発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関する法律案(参第47号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、原子力災害対策を重点的に実施すべき都道府県が当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することに資するため、発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る当該都道府県の同意に関し必要な事項を定めるものである。

電気事業法等の一部を改正する法律案(参第48号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、発電用原子炉施設の使用に関する政府の役割を明確化するため、発電用原子炉設置者である電気事業者の供給計画に係る認可制度を設ける等の措置を講ずるものである。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部を改正する法律案(参第49号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、概要調査地区等の選定及び発電用原子炉の運転に係る都道府県及び市町村の役割を明確化するため、最終処分施設設置区域の設定等、概要調査地区選定協議会等の組織等について定めるとともに、最終処分施設設置区域における当該選定が停止した場合における当該最終処分施設設置区域に係る発電用原子炉の運転の禁止等の措置を講ずるものである。

がん対策基本法の一部を改正する法律案(参第50号)

(参議院 28. 11. 15厚生労働委員長提出 11. 16本会議可決 衆議院 12. 9可決)

【要旨】

本法律案は、がん対策の一層の推進を図るため、基本理念に掲げる事項を追加し、事業主の責務について定めるほか、がん患者（がん患者であった者を含む。以下同じ。）の療養生活（これに係るその家族の生活を含む。四において同じ。）の質の維持向上に係る規定の改正、がん患者の雇用の継続等に係る規定等の新設等基本的施策の拡充を図る等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 目的規定に、がん対策においてがん患者がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていることに鑑み、がん対策を推進する旨を加える。
- 二 基本理念に、がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること等の事項を加える。
- 三 事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。
- 四 国及び地方公共団体は、がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすることその他のがん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 五 国及び地方公共団体は、がん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項等についての研究の促進等のため必要な施策を講ずるものとし、当該施策を講ずるに当たっては、罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進について必要な配慮がなされるものとする。
- 六 国及び地方公共団体は、がん患者（その家族を含む。）の雇用の継続又は円滑な就職に資するよう、事業主に対する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 七 国及び地方公共団体は、小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療とのいずれをも継続的かつ円滑に受けられることができるよう、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 八 国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

九 この法律は、公布の日から施行する。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(参第51号)

(参議院 28. 11. 17内閣委員長提出 11. 18本会議可決 衆議院 12. 6可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、住居等の付近をみだりにうろつく行為及び電子メールの送信等をする行為の規制等
 - 1 住居等の付近をみだりにうろつく行為を「つきまとい等」の対象行為に加え、規制の対象とする。
 - 2 現行法で「つきまとい等」の対象行為とされている電子メールを送信することのほか、次の行為を対象行為に加え、規制の対象とするとともに、ストーカー行為の定義において、これらの電子メールの送信等をする行為については身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。
 - イ 電子メール以外のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - ロ イのほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。
- 二、禁止命令等の制度の見直し
 - 1 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、第3条（つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止）の規定に違反する行為があった場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対する警告がされていない場合であっても、その相手方の申出により、又は職権で、禁止命令等を行うことができる。
 - 2 公安委員会は、1のおそれがあると認めるときであって、当該行為の相手方の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、当該相手方の申出により（当該相手方の身体の安全が害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、その申出により、又は職権で）、禁止命令等を行うことができる。この場合において、当該禁止命令等をした公安委員会は、意見の聴取を、当該禁止命令等をした日から起算して15日以内に行わなければならない。
- 三、ストーカー行為等に係る情報提供の禁止

何人も、ストーカー行為又は第3条の規定に違反する行為（以下「ストーカー行為等」という。）をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるものを提供してはならない。
- 四、ストーカー行為等の防止及びストーカー行為等の相手方の保護に資するための措置等
 - 1 ストーカー行為等に係る相手方の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、その職務を行うに当たり、当該ストーカー行為等の相手方の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
 - 2 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等をした者を更生させるための方法、ストーカー行為等の相手方の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進に努めなければならない。
- 五、罰則の見直し
 - 1 ストーカー行為をした者に対する刑事罰について、懲役刑の上限を1年に、罰金刑の上限を100万円に、それぞれ引き上げるとともに、告訴がなければ公訴を提起することができないこ

ととしている規定を削除する。

- 2 禁止命令等（第5条第1項第1号（更に反復して当該行為をしてはならないこと。）に係るものに限る。以下同じ。）に違反してストーカー行為をした者及び禁止命令等に違反してつきまとい等を行うことによりストーカー行為をした者に対する刑事罰について、懲役刑の上限を2年に、罰金刑の上限を200万円に、それぞれ引き上げる。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。ただし、二については、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(参第52号)

(参議院 28. 11. 17農林水産委員長提出 11. 18本会議可決 衆議院 11. 25可決)

【要旨】

本法律案は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等の被害の深刻な状況が依然として続いており、長期的な鳥獣の捕獲等の対策強化及び捕獲等をした鳥獣の食品としての利用等の推進が求められている現状に鑑み、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する施策の効果的な推進のために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的の改正

目的規定に、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等の許可に係る特例、捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等のための措置等を明記することとする。

二、被害防止計画の記載事項の追加

- 1 被害防止計画に定める事項に、捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項を加えることとする。
- 2 市町村は、被害防止施策を効果的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被害防止計画に、鳥獣被害対策実施隊の設置に関する事項を記載しなければならないこととする。

三、指定管理鳥獣捕獲等事業との連携

被害防止計画が定められている市町村の区域において指定管理鳥獣捕獲等事業が実施される場合には、当該市町村及びその区域内において被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に携わる者並びに当該指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等及びその実施に携わる者は、当該被害防止施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこととする。

四、鳥獣被害対策実施隊の設置等についての支援

国及び都道府県は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施体制の整備を促進するため、鳥獣被害対策実施隊の設置、その機能の強化等の措置について、必要な支援に努めるものとする。

五、捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等の推進

- 1 国及び地方公共団体は、捕獲等をした対象鳥獣の食品等としての安全性に関する情報の提供等に努めなければならないこととするとともに、食品としての利用等その有効な利用の促進を図るため、必要な施設の整備、捕獲方法に関する情報提供、利用技術の普及、有効な利用に係る開発及び需要の開拓の取組等に対する支援、加工品の流通の円滑化その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国は、国、地方公共団体、事業者、民間の団体その他の関係者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、鳥獣の捕獲等について技術的指導を行う者、食品としての利用等についての専門的な知識経験を有する者等の人材の育成を図るための措置を講ずるものとするとともに、捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等に係る国民の理解を深めるよう配慮する。

ものとする。

六、捕獲等の技術の高度化等のための技術開発の推進

国及び都道府県は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し、捕獲等の技術の高度化等のための技術開発の推進を行うものとする。

七、表彰

国及び地方公共団体は、被害防止施策の実施に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

八、危害の発生の防止

国及び地方公共団体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための取組において、国民の生命又は身体に対する危害が発生することを防止するため、安全の確保に関する知識の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

九、鳥獣被害対策推進会議

政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、被害防止施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、鳥獣被害対策推進会議を設けるものとする。

十、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除期限の延長

特定鳥獣被害対策実施隊員以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者に係る猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例の期限を5年延長し、平成33年12月3日までとする。

十一、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律案(参第53号)

(参議院 28. 11. 22厚生労働委員会付託 11. 25本会議可決 衆議院 12. 9可決)

【要旨】

本法律案は、養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組あっせん事業が果たす役割の重要性に鑑み、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を図り、もって児童の福祉の増進に資するため、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するとともに、可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、行われなければならない。

二 国、都道府県及び市町村以外の者は、養子縁組あっせん事業を行おうとするときは、当該養子縁組あっせん事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

三 民間あっせん機関は、厚生労働省令で定める種類の手数料を徴収する場合を除き、養子縁組のあっせんに関し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。また、国又は地方公共団体は、民間あっせん機関を支援するために必要な財政上の措置等を講ずることができる。

四 民間あっせん機関は、児童の父母、養親希望者、児童等を支援するため、専門的な知識及び技術に基づいて、面会の方法により相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

五 民間あっせん機関は、養親希望者が児童の養育を適切に行うために必要な研修を修了していない者等であるときは、当該養親希望者に対する養子縁組のあっせんを行ってはならない。

六 民間あっせん機関は、養親希望者の選定、養親希望者と児童との面会及び養親希望者による縁

- 組成立前養育のそれぞれに先立ち、民法上養子縁組の際に同意が必要とされる者等から同意を得なければならない。ただし、これらの同意を同時に得ることを妨げない。
- 七 国及び地方公共団体は、養子縁組のあっせんに係る制度の周知のための措置を講ずるものとする。
- 八 許可を受けないで養子縁組あっせん事業を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案(参第54号)

(参議院 28.12.6国土交通委員長提出 12.7本会議可決 衆議院 12.9可決)

【要旨】

本法律案は、国民の日常生活及び社会生活において建設業の果たす役割の重要性、建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念として、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置が建築物等の設計、建設工事の施工等の各段階において適切に講ぜられること、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高めることにより安全で衛生的な作業の遂行が図られること、並びに建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られることについて定めることとする。
- 二 国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとする等、国、都道府県及び建設業者等の責務を定めることとする。
- 三 政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならないこととする。
- 四 政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならないこととするとともに、都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努めるものとする。
- 五 基本的施策として、国及び都道府県は、建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する責任体制の明確化、建設工事の現場における措置の統一的な実施、建設工事の現場の安全性の点検等、建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発等について必要な施策を講ずるものとする。
- 六 政府は、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、建設工事従事者安全健康確保推進会議を設けるものとする。
- 七 関係行政機関は、専門的知識を有する者によって構成する建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議を設け、六の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。
- 八 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 九 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行することとする。

民法の一部を改正する法律案(参第55号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約による過大な保証債務の負担により、個人である保証人の生活の破綻等を招く事例が多く生じていることに鑑み、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約等は、保証人が法人であるものを除き、その効力を生じないこととしようとするものである。

中小企業に対する必要な事業資金の融通のための措置に関する法律案(参第56号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、中小企業の経営者その他の個人による保証がなくても中小企業に対する必要な事業資金の融通が行われるようにするため、政府は、速やかに、事業資金の融通について事業に係る動産等を担保とする手法の拡充、中小企業の経営基盤の強化等について検討を加え、その検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとするものである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(参第57号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、産業廃棄物処理施設の設置が他の都道府県の区域の生活環境の保全に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合について、産業廃棄物処理施設の設置予定地を管轄する都道府県知事に対して、当該設置の許可に当たり、当該他の都道府県の知事との協議を義務付けようとするものである。

地方自治法の一部を改正する法律案(参第58号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政務活動費に係る不適正な支出に関する事例が生じていることに鑑み、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書のインターネットの利用その他の適切な方法による公表並びに提出された当該報告書に関する協議の場の設置により、政務活動費に係る支出の適正を確保しようとするものである。

公職の選挙における開票の結果に関する選挙人等の請求に基づく得票数の調査に係る制度の整備に関する法律案(参第59号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公職の選挙における開票の結果に関し、選挙人等の請求に基づき公職の候補者、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の正確な得票数の調査が行われるようにするための制度の整備について、政府が、検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするものである。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(参第60号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、立法事務費について、政治資金規正法第6条第1項の規定による届出のあった政治団体が議院におけるその所属議員が1人の場合には、交付しないこととしようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第61号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止しようとするものである。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(参第62号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止しようとするものである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第63号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、議員秘書が、一般職公務員の例に準じて、通勤手当を受けることとしようとするものである。

労働基準法の一部を改正する法律案(参第64号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、監督又は管理の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者の職務と責任に鑑み、これらの者について深夜の割増賃金の規定を適用しないこととしようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第65号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公職の候補者が午前7時から午後7時までの間に戸別訪問をすることができるようにするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第66号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、第三者が全ての公職の候補者等の同意を得た場合に2人以上の公職の候補者等の合同演説会を開催することができるようにするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第67号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体の議会の議員の選挙において選挙運動のために使用するピラを頒布することができるようにしようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第68号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、人気投票の経過又は結果の公表を解禁しようとするものである。

公職の選挙に係るインターネットを利用する投票方法の導入に係る措置に関する法律案(参第69号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、選挙人の利便の向上等を図るための措置として、公職の選挙に係るインターネットを利用する投票方法に関する検討等について定めようとするものである。

公職の選挙に係る情報通信技術の利用による選挙運動用ポスターに記載される情報の提供に係る措置に関する法律案(参第70号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、選挙運動の効率化等を図るための措置として、公職の選挙に係る情報通信技術の利用による選挙運動用ポスターに記載される情報の提供方法に関する検討等について定めようとするものである。

労働基準監督行政の機能強化のための地方労働基準部局の効率的な業務運営の確保に関する法律案(参第71号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、行政に要する経費を抑制することが必要とされる一方で、労働基準監督行政の役割が一層重要となっていることに鑑み、労働基準監督行政の機能強化のための地方労働基準部局の効率的な業務運営の確保について必要な事項を定めようとするものである。

個人情報保護に関する法律の一部を改正する法律案(参第72号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体等が保有する個人情報の取扱いに関する基本的な事項のうち、全国にわたり統一的な取扱いの確保を図ることが特に必要と認められるものについては、政令で定める取扱いを標準として条例が定められるようにしようとするものである。

公職の選挙に係る高等学校、大学等における期日前投票の促進に関する法律案(参第73号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、高等学校、大学等に設けられる期日前投票所において当該高等学校、大学等に在学する生徒又は学生である選挙人等が当該高等学校、大学等の所在する市町村の選挙人名簿に登録されていない場合であってもできる限り投票を行うことができるようにするための措置を含め、高等学校、大学等に在学する生徒又は学生である選挙人等の高等学校、大学等に設けられる期日前投票所における投票の促進のための措置について、政府が、検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするものである。

財政法の一部を改正する法律案(参第74号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、文教・科学振興費の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行すること等ができるようにするものである。

健康保険法の一部を改正する法律案(参第75号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、厚生労働大臣は、医療の提供体制の診療科目ごとの整備の状況、薬剤ごとのその使用量の見込みその他の医療の需給に係る状況等を勘案し、定期的に、及び必要があると認める場合には随時、療養の給付に要する費用の額の算定に係る厚生労働大臣の定めについて、必要な改定をするものとしようとするものである。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参第76号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、厚生労働大臣は、後期高齢者医療給付につき、医療の提供体制の診療科目ごとの整備の状況、薬剤ごとのその使用量の見込みその他の医療の需給に係る状況等を勘案し、定期的に、及び必要があると認める場合には随時、療養の給付に要する費用の額の算定に関する厚生労働大臣が定める基準について、必要な改定をするものとしようとするものである。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(参第77号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業における宿泊日数の下限に係る制限を削除しようとするものである。

保育士給与の官民格差の是正に関する法律案(参第78号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、保育士の給与の水準について、公立の保育所において保育に従事する保育士と民間の保育所において保育に従事する保育士との間に格差が存在することに鑑み、その格差の是正を図るための措置について定めようとするものである。

会社法の一部を改正する法律案(参第79号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近の我が国における株式会社の不祥事の実態に鑑み、企業統治の一層の強化を図るため、公開会社かつ大会社である監査役会設置会社であってその株式を上場しているもの等のうち取締役の数が5人以上であるものに対して社外取締役の設置を義務付けようとするものである。

法人税法の一部を改正する法律案(参第80号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、内国法人のうち各事業年度終了の日における資本金の額等が100億円を超えるもの等について、その名称、確定申告書等に記載された各事業年度の所得の金額及び法人税の額等を公示するものである。

金融商品取引法の一部を改正する法律案(参第81号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、投資者の投資判断に必要な情報として、有価証券届出書及び有価証券報告書において、これを提出する会社の代表権を有する者であった者のうち当該会社の経営に関与する蓋然性が高い者の状況について記載されるようにするものである。

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律を廃止する法律案(参第82号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、特例公債の発行は、必要とされる年度ごとに制定される法律に基づいて行われる必要があることに鑑み、複数年度にわたる公債の発行の特例に関する措置を廃止するものである。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案(参第83号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、適用実態調査の結果に関する報告書について、法人税関係特別措置ごとの高額適用額と併せてその高額適用額に係る法人の報告書用法人コードを記載事項とするとともに、適用実態調査の結果の活用状況等に関する報告書の作成及び国会への提出について定めるものである。

国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(参第84号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の資産及び負債、国の事務及び事業に要した費用その他の国の財務に関する状況を明らかにし、かつ、国会等による予算執行に対する検証の充実を図り、もって政府の有する国の財政状況を国民に説明する責務が十分に果たされるようにするとともに、適正な予算編成と効率的な行政の推進に寄与するため、企業会計の慣行を参考とした国の財務書類等の作成及びその国会への提出等による財務情報の開示等について定めるものである。

児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案(参第85号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、通学中の児童が巻き込まれる交通事故の発生を防止するとともに、犯罪行為、災害その他の交通事故以外の事由により通学中の児童に生ずる危険を軽減するため、児童の通学安全の確保に関し、基本指針、市町村児童通学安全計画、児童通学安全協議会、児童通学安全交付金等について定めることにより、児童通学交通安全区域における交通の規制、児童が通学のために通行する道路の整備その他の児童通学安全確保対策を推進しようとするものである。

特定土砂等の管理に関する法律案(参第86号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、災害の防止及び生活環境の保全に資するため、大規模工事から発生した土砂等(特定土砂等)の管理に関する制度を設けようとするものである。

土地の掘削等の規制に関する法律案(参第87号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、災害の防止及び生活環境の保全を図るため、土地の掘削等について必要な規制を行おうとするものである。

土砂等の置場の確保に関する法律案(参第88号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、災害の防止及び生活環境の保全に資するため、自然災害、大規模な工事等により発生した土砂等の置場の確保について定めようとするものである。

生活保護法の一部を改正する法律案(参第89号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、被保護者がばちんこ屋等の客となることを禁ずるとともに、被保護者による勝馬投票券の購入を禁止する競馬法の規定等を被保護者は遵守すべきことを定めようとするものである。

当せん金付証票法の一部を改正する法律案(参第90号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、当せん金付証票を購入してはならないこととするものである。

競馬法の一部を改正する法律案(参第91号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、勝馬投票券を購入してはならないこととするものである。

自転車競技法の一部を改正する法律案(参第92号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、車券を購入してはならないこととするものである。

小型自動車競走法の一部を改正する法律案(参第93号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、勝車投票券を購入してはならないこととするものである。

モーターボート競走法の一部を改正する法律案(参第94号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活保護法上の被保護者は舟券を購入してはならないことについて定めようとするものである。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案(参第95号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、スポーツ振興投票券を購入してはならないこととするものである。

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(参第96号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政府において、老朽化等により保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションの建替え等に関し、建替え決議の要件を緩和すること、その建替えにより新たに建築されるマンションの容積率を緩和することその他のその建替え等を促進するための措置について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとするについて定めようとするものである。

母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改正する法律案(参第97号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、離婚後に児童を監護しない親が支払うべき養育費を支払わない事例が多く生じているため、国及び地方公共団体は、扶養義務の履行を確保するための措置を講ずるものとするとともに、政府は、この法律の施行後1年以内に、養育費の徴収制度等の導入について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとしようとするものである。

違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案(参第98号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、違法な国庫金の支出等について、会計検査院に対し監査を求め必要な措置を講ずべきことを請求するとともに、監査の結果に不服がある等の場合には訴訟を提起することができる制度を設けようとするものである。

国の財政運営における不要資産の活用、透明性の向上等に関する法律案(参第99号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国民の税負担の増加を抑制しつつ、国の規律ある財政運営を確保するため、国の財政運営に係る基本方針、これに基づく財政運営の目標の策定、予定財務書類及び決定財務書類の作成及び国会への提出、当該基本方針の遵守の状況に関する国会への報告等について定めることにより、国等の不要資産の活用、国の財政運営の透明性の向上及び財政会計制度改革の推進を図るものである。

会計検査院法の一部を改正する法律案(参第100号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、会計検査院が検査の結果国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認めたとときについて、会計検査院が検察庁に通告する制度に代えて、会計検査院が告発する制度を設けようとするものである。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第101号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国際情勢の複雑化に伴い自衛隊の任務が多様化していることに鑑み、防衛出動基本手当の支給に当たって防衛出動に係る事態の特性を考慮することとするものである。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第102号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国際情勢の複雑化に伴い自衛隊の任務が多様化している中で、自衛隊がその任務を適切に遂行するためには、自衛官が意欲と誇りを持って職務に従事することが重要であることに鑑み、自衛官の給与体系その他の給与の在り方についての検討について定めるものである。

独立行政法人労働者健康安全機構の組織及び業務の見直しに関する法律案(参第103号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律附則第8条第1項の規定により解散した旧独立行政法人労働安全衛生総合研究所の独立行政法人労働者健康安全機構への統合による業務の効率化及び改善の状況等を勘案し、独立行政法人労働者健康安全機構の組織及び業務の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な見直しを行うものとしようとするものである。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案(参第104号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限を平成30年3月31日までとすること等を内容とするものである。

地域再生法の一部を改正する法律案(参第105号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方活力向上地域を、東京都の特別区の存する地域以外の地域であって、当該地域の活力の向上を図ることが必要なものに拡大しようとするものである。

まち・ひと・しごと創生法を廃止する法律案(参第106号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、まち・ひと・しごと創生法を廃止しようとするものである。

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案(参第107号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を一層推進するため、革新的な新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究等の業務等に要する費用に充てるため国立研究開発法人科学技術振興機構に設けられた基金について、その設置の期限を平成36年3月31日まで延長するとともに、政府が予算の範囲内においてこれに充てる資金を補助することができることとするものである。

雇用保険法の一部を改正する法律案(参第108号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、教育訓練給付について、教育訓練給付金の給付割合の上限を引き下げようとするものである。

地方法人税の廃止に関する法律案(参第109号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体の自主財源を適切に確保する観点から、国と地方公共団体の税源配分を見直す必要があることに鑑み、地方法人税を廃止すること等について定めるものである。

社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための措置に関する法律案(参第110号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和が我が国経済の成長の促進に資することに鑑み、そのための措置について定めようとするものである。

産業競争力強化法の一部を改正する法律案(参第111号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、事業活動に対する支援に係る組織及び制度を簡素化するため、当該組織及び制度の統合、廃止等の見直しを行うこととするものである。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(参第112号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、株式会社民間資金等活用事業推進機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限を平成30年3月31日までとしようとするものである。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(参第113号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、いわゆる日系四世の入国を容易にするため、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の告示で同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める場合について、日本人の子孫に対する配慮規定を設けようとするものである。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第1号)

(衆議院 28.11.8可決 参議院 11.15議院運営委員会付託 11.16本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国会議員の秘書の全給料月額を改定するとともに、平成28年12月期の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 二、平成29年度以後の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 三、この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一のうち給料月額を改定する規定については平成28年4月1日から適用し、二については平成29年4月1日から施行すること。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第2号)

(衆議院 28.11.8可決 参議院 11.15議院運営委員会付託 11.16本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、一般職の国家公務員に準じて、国会職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大する。
- 二、この法律は、平成29年1月1日から施行する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第3号)

(衆議院 28.11.17可決 参議院 11.17政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 11.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、実習を行うため航海する学生、生徒その他の者の投票の機会を拡充するため、これらの者を洋上投票制度の対象とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、洋上投票の対象者の拡充

実習を行うため航海する学生、生徒その他の者であって船員手帳に準ずる文書の交付を受けているものについては、船員と同様に、洋上投票の対象とする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

再犯の防止等の推進に関する法律案(衆第6号)

(衆議院 28.11.17可決 参議院 11.24法務委員会付託 12.7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 定義

- 1 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。
- 2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非

行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)をいう。

二 基本理念

- 1 犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する。
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする。
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である。
- 4 犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる。

三 国等の責務

- 1 国は、二の基本理念にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、二の基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有する。

四 再犯防止啓発月間

国民の間に広く再犯の防止等について関心と理解を深めるため、7月を再犯防止啓発月間とし、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

五 再犯防止推進計画

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯防止推進計画を定めなければならない。
- 2 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 3 政府は、少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

六 地方再犯防止推進計画

都道府県及び市町村は、五の再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

七 基本的施策

- 1 国は、再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実、職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援、関係機関における体制の整備、情報の共有・検証・調査研究の推進等についての施策を行うべきことを定める。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、1に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

八 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(28.12.6法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分¹の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。

二 本法における指導及び支援は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、対象者の意思に反して行ってはならないものであることに鑑み、その旨並びに指導及び支援を受けるように説得する場合には執拗に行ってはならないことを周知徹底させること。

右決議する。

官民データ活用推進基本法案(衆第8号)

(衆議院 28.11.29可決 参議院 12.5内閣委員会付託 12.7本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、定義

この法律において「官民データ」とは、電磁的記録に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。

二、基本理念

官民データの適正かつ効果的な活用（以下「官民データ活用」という。）の推進は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法等による施策と相まって、個人及び法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図ること、自立的で個性豊かな地域社会の形成、新たな事業の創出、国際競争力の強化等を図ることにより、活力ある日本社会の実現に寄与すること、並びに官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資することを旨として、行われなければならない。

三、官民データ活用推進基本計画等

- 1 政府は、官民データ活用の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、官民データ活用の推進に関する基本的な計画（以下「官民データ活用推進基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 官民データ活用推進基本計画は、官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針、国の行政機関における官民データ活用に関する事項、地方公共団体及び事業者における官民データ活用の促進に関する事項、官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策等について定めるものとする。
- 3 都道府県は、官民データ活用推進基本計画に即して、当該都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県官民データ活用推進計画」という。）を定めなければならない。
- 4 市町村（特別区を含む。）は、官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勧告して、当該市町村の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとする。

四、基本的施策

- 1 国は、行政手続等における情報通信の技術の利用、個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な活用、個人番号カードの普及及び活用に関する計画の策定、利用の機会等の格差の是正、研究開発の推進、人材の育成及び確保、教育及び学習の振興、普及啓発、国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保等について、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データの容易な利用、情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等について、必要な措置を講ずるものとする。

五、官民データ活用推進戦略会議

- 1 官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に、官民データ活用推進戦略会議（以下「会議」という。）を置く。会議は、官民データ活用推進戦略会議議長（以下「議長」という。）、官民データ活用推進戦略会議副議長及び官民データ活用推進戦略会議議員をもって組織し、議長は内閣総理大臣をもつ

て充てる。

- 2 会議は、官民データ活用推進基本計画の案の作成及び実施の推進、官民データ活用の推進に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、施策の評価その他の官民データ活用の推進に関する施策で重要なものの実施の推進及び総合調整等に関する事務をつかさどる。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

無電柱化の推進に関する法律案(衆第9号)

(衆議院 28.12.6可決 参議院 12.6国土交通委員会付託 12.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 基本理念として、無電柱化の推進は、国民の理解と関心を深めつつ、国、地方公共団体及び関係事業者の適切な役割分担の下、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならないことについて定めることとする。
- 二 無電柱化の推進に関する国、地方公共団体、関係事業者及び国民の責務等を定めることとする。
- 三 国土交通大臣は、基本的な方針、期間、目標等について定めた無電柱化推進計画を定めなければならないこととするとともに、都道府県は都道府県無電柱化推進計画を、市町村は市町村無電柱化推進計画をそれぞれ定めるよう努めなければならないこととする。
- 四 国及び地方公共団体は、無電柱化に関する広報活動及び啓発活動の充実、無電柱化が特に必要と認められる道路の占用の禁止等必要な施策を講ずるものとする。
- 五 国民の間に広く無電柱化の重要性についての理解と関心を深めるようにするため、無電柱化の日を設けることとし、無電柱化の日は、11月10日とすることとする。
- 六 関係事業者は、道路整備事業等が実施される場合には、事業の状況を踏まえつつ、道路上の電柱又は電線の新設を抑制するとともに、可能な場合には既存の電柱又は電線を撤去するものとする。
- 七 無電柱化の費用は、無電柱化に係る事業の特性を踏まえた国、地方公共団体及び関係事業者の適切な役割分担の下、これらの者がその役割分担に応じて負担するものとするとともに、政府は、調査研究、技術開発等の推進等のほか、無電柱化を円滑かつ迅速に推進する観点から、無電柱化の費用の縮減を図るための方策その他の国、地方公共団体及び関係事業者の負担を軽減するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 八 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 九 この法律は、公布の日から施行することとする。

自転車活用推進法案(衆第10号)

(衆議院 28.12.6可決 参議院 12.6国土交通委員会付託 12.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 基本理念として、自転車の活用の推進は、公共の利益の増進に資するものであるという基本的

認識の下に、交通体系における自転車による交通の役割を拡大することを旨として、交通の安全の確保を図りつつ、行われなければならないことについて定めることとする。

- 二 自転車の活用の推進に関する国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定めることとする。
- 三 自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、自転車専用道路等の整備、自転車の活用による国民の健康の保持増進、自転車と公共交通機関との連携の促進、災害時における自転車の有効活用体制の整備等とすることとする。
- 四 政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、自転車活用推進計画を定めなければならないこととするとともに、都道府県は都道府県自転車活用推進計画を、市町村は市町村自転車活用推進計画をそれぞれ定めるよう努めなければならないこととする。
- 五 国土交通省に、自転車活用推進本部を置くこととする。
- 六 国民の間に広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深めるため、自転車の日及び自転車月間を設けることとし、自転車の日は5月5日、自転車月間は同月1日から同月31日までとすることとする。
- 七 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 八 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(衆第11号)

(衆議院 28.12.6可決 参議院 12.6国土交通委員会付託 12.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自動車運送事業に係る輸送の安全を確保するため、当該事業に係る事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することの防止について定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 道路運送法の一部改正

旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならないこととする。

二 貨物自動車運送事業法の一部改正

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならないこととする。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行することとする。ただし、2は、公布の日から施行することとする。
- 2 政府は、不適切な運送契約が締結されること等により、貸切バス（一般貸切旅客自動車運送事業者の事業用自動車）の運行の安全が確保されず、多数の旅客に甚大な被害が生じるおそれがある現状に鑑み、貸切バス事業者の増加の状況、法令遵守の状況、事故の発生状況等を勘案し、貸切バスの運行の安全の確保を実効的に行うための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(第189回国会衆第20号)

(衆議院 28.12.6修正議決 参議院 12.7内閣委員会付託 12.14本会議修正議決 ※)

※ 28.12.14、衆議院へ回付。12.15、衆議院同意。

【要旨】

本法律案は、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに

に、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「特定複合観光施設」とは、カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営をするものをいい、「特定複合観光施設区域」とは、特定複合観光施設を設置することができる区域として、別に法律で定めるところにより地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域をいう。
- 二、基本理念として、特定複合観光施設区域の整備の推進は、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われるものとする。
- 三、国は、二の基本理念にのっとり、特定複合観光施設区域の整備を推進する責務を有する。
- 四、政府は、五から七までに基づき、特定複合観光施設区域の整備の推進を行うものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後1年以内を目途として講じなければならない。
- 五、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針として、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等、観光産業等の国際競争力の強化及び地域経済の振興、地方公共団体の構想の尊重、カジノ施設関係者に対する規制並びにカジノ施設の設置及び運営に関する規制に係る事項を定める。
- 六、カジノ管理委員会は、別に法律で定めるところにより、内閣府に外局として置かれるものとし、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ施設関係者に対する規制を行うものとする。
- 七、国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を、カジノ施設の入場者から入場料を、それぞれ徴収することができるものとする。
- 八、内閣に、内閣総理大臣を特定複合観光施設区域整備推進本部長とする特定複合観光施設区域整備推進本部を設置し、同本部は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する総合調整、必要な法律案及び政令案の立案等に関する事務をつかさどる。
- 九、この法律は、公布の日から施行する。ただし、八については公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【修正要旨】

- 一、政府がカジノ施設の設置及び運営に関し講ずべきカジノ施設の入場者が悪影響を受けることを防止するために必要な措置として、ギャンブル依存症等の防止について明示する。
- 二、この法律の規定及び第5条の規定に基づく措置については、この法律の施行後5年以内を目途として、必要な見直しが行われるべきものとする。

【附帯決議】(28.12.13内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 一 特定複合観光施設区域の整備を推進するに当たっては、特に、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響を排除する観点、我が国の伝統・文化・芸術を活かした日本らしい国際競争力の高い魅力ある観光資源を整備する観点、並びにそれらを通じた観光及び地域経済の振興に寄与する観点に特に留意すること。
- 二 政府は、法第5条に基づき必要となる法制上の措置を講じるに当たり、特定複合観光施設区域の整備の推進に係る目的の公益性、運営主体等の性格、収益の扱い、射幸性の程度、運営主体の廉潔性、運営主体の公的管理監督、運営主体の財政的健全性、副次的弊害の防止等の観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう十分な検討を行うこと。

- 三 特定複合観光施設については、国際的・全国的な視点から、真に観光及び地域経済の振興の効果を十分に発揮できる規模のものとし、その際、特定複合観光施設全体に占めるカジノ施設の規模に上限等を設けるとともに、あくまで一体としての特定複合観光施設区域の整備が主眼であることを明確にすること。
- 四 特定複合観光施設区域の数については、我が国の特定複合観光施設としての国際的競争力の観点及びギャンブル等依存症予防等の観点から、厳格に少数に限ることとし、区域認定数の上限を法定すること。
- 五 地方公共団体が特定複合観光施設区域の認定申請を行うに当たっては、公営競技の法制に倣い、地方議会の同意を要件とすること。また、地方公共団体による公聴会の開催など、地域の合意形成に向けた具体的なアクションや依存症や治安維持などの地域対策を、国の認定に当たっては十分に踏まえること。
- 六 特定複合観光施設区域の整備が真に観光及び地域経済の振興に寄与するため、また、特定複合観光施設の設置の前提として犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないようにするため、特定複合観光施設区域の整備の推進における地方公共団体の役割を明確化するよう検討すること。
- 七 カジノ施設の設置及び運営をしようとする者その他カジノ施設関係者については、真に適格な者のみが選定されるよう厳格な要件を設けるとともに、その適合性について徹底した調査を行うことができるよう法制上の措置を講ずること。また、カジノ施設を含む特定複合観光施設全体の健全な運営等を確保するため、事業主体としての一体性及び事業活動の廉潔性が確保されるよう、法制上の措置を講ずること。
- 八 依存症予防等の観点から、カジノには厳格な入場規制を導入すること。その際、自己排除、家族排除プログラムの導入、入場料の徴収等、諸外国におけるカジノ入場規制の在り方やその実効性等を十分考慮し、我が国にふさわしい、清廉なカジノ運営に資する法制上の措置を講ずること。
- 九 入場規制の制度設計に当たっては、個人情報保護との調整を図りつつ、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に定める「個人番号カード」をいう。）の活用を検討すること。
- 十 ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること。我が国におけるギャンブル等依存症の実態把握のための体制を整備し、その原因を把握・分析するとともに、ギャンブル等依存症患者の相談体制や臨床医療体制を強化すること。加えて、ギャンブル等依存症に関する教育上の取組を整備すること。また、カジノにとどまらず、他のギャンブル・遊技等に起因する依存症を含め、ギャンブル等依存症対策に関する国の取組を抜本的に強化するため、ギャンブル等依存症に総合的に対処するための仕組・体制を設けるとともに、関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること。また、このために十分な予算を確保すること。
- 十一 法第9条及び第10条に定める各種規制等の検討に当たっては、諸外国におけるカジノ規制の現状等を十分踏まえるとともに、犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないように、世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築すること。なお、諸外国におけるいわゆる「ジャンケット」の取扱についてはきわめて慎重に検討を行うこと。
- 十二 カジノにおけるマネー・ローンダリングの防止を徹底する観点から、第7項の事業主体の廉潔性を確保するための措置、第8項及び第9項のカジノへの厳格な入場規制を導入するための措置、第11項の世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築するための措置に加え、マネー・ローンダリング対策に関する国際基準であるFATF勧告に適切に対応するため、諸外国の規制の現状等を踏まえつつ、カジノの顧客の取引時確認、確認記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等について、罰則を含む必要かつ厳格な措置を講ずること。また、カジノにおけるマネー・ローンダリングの防止を徹底する観点から、厳格な税の執行を確保すること。
- 十三 カジノ管理委員会は、独立した強い権限を持ついわゆる三条委員会として設置し、カジノ管理委員会がカジノ営業規制等を厳格に執行できる体制の構築が不可欠であり、特に、カジノ導入時から厳格な規制を執行できるよう、十分な機構・定員を措置するとともに、適切な人材を配置

するほか、厳格なカジノ営業規制等や関係事業者に対する行政処分等の監督を有効に執行できる人材育成の在り方も検討すること。また、特定複合観光施設の設置の前提として犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないようにするため、都道府県警察その他の関係機関の必要な体制を確保するとともに、カジノ管理委員会とこれらの関係機関の連携体制を確保すること。

十四 カジノの運営主体が民間事業者になることに鑑み、カジノ事業者に適用される税制・会計規則等につき、諸外国の制度を十分に勘案の上、検討を行うこと。

十五 法第12条に定める納付金を徴収することとする場合は、その用途は、法第1条に定める特定複合観光施設区域の整備の推進の目的と整合するものとするとともに、社会福祉、文化芸術の振興等の公益のためにも充てることを検討すること。また、その制度設計に当たっては、依存症対策の実施をはじめ法第10条に定める必要な措置の実施や周辺地方公共団体等に十分配慮した検討を行うこと。

十六 以上を含め、法第5条に定める必要となる法制上の措置の検討に当たっては、十分に国民的な議論を尽くすこと。

右決議する。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案(第190回国会衆第34号)

(衆議院 28. 11. 22可決 参議院 11. 28文教科学委員会付託 12. 7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間中学における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念及び基本指針

- 1 基本理念として、全ての児童生徒が安心して教育を受けられる学校環境の確保、不登校児童生徒の多様な学習活動の実情を踏まえた支援、年齢等にかかわらず教育を受ける機会の確保等を定める。
- 2 文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本指針を定め、その際に、地方公共団体及び民間の団体等の関係者の意見を反映させるための措置を講ずる。

二、教育機会の確保等に関する国及び地方公共団体の措置

- 1 国及び地方公共団体の措置として、学校における取組への支援、支援の状況等に係る情報の共有の促進、不登校特例校や教育支援センターの整備、学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握、学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援等について定める。
- 2 地方公共団体の措置として、夜間中学における就学の機会の提供等、及びそれらの事務に関する関係する地方公共団体による協議会について定める。
- 3 教育機会の確保等に関するその他の施策として、調査研究、国民の理解の増進、人材の確保、教材の提供等の学習支援、相談体制の整備等について定める。

三、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して2月を経過した日から施行する。ただし、二の2は、公布の日から施行する。
- 2 政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、この法律の施行後3年以内にこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要

な措置を講ずる。

【附帯決議】（28.12.6文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、本法に定める不登校児童生徒に対する支援に当たっては、全ての児童生徒に教育を受ける権利を保障する憲法のほか、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校の児童生徒やその保護者を追い詰めることのないよう配慮するとともに、児童生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮すること。
- 二、本法第2条第3号に定義された不登校児童生徒への支援、その他不登校に関する施策の実施に当たっては、不登校は学校生活その他の様々な要因によって生じるものであり、どの児童生徒にも起こり得るものであるとの視点に立って、不登校が当該児童生徒に起因するものと一般に受け取られないよう、また、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること。
- 三、文部科学大臣は、本法第7条の基本指針の策定に当たっては、特に児童生徒や保護者、学校関係者などの当事者の意見を多面的に聴取しその意見を反映させるとともに、本法第3条第1号に掲げる基本理念にのっとり、多様な児童生徒を包摂し共生することのできる学校環境の実現を図ること。また、その学校環境の実現のために、教職員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保できるよう、必要な措置を講ずること。
- 四、本法第8条の運用に当たっては、本法第13条の趣旨も踏まえ、例えば、いじめから身を守るために一定期間休むことを認めるなど、児童生徒の状況に応じた支援を行うこと。
- 五、本法第3章に定める不登校児童生徒の環境や学習活動、支援などについての状況の把握、情報の共有に当たっては、家庭環境や学校生活におけるいじめ等の深刻な問題の把握に努めつつ、個人のプライバシーの保護に配慮して、原則として当該児童生徒や保護者の意思を尊重すること。
- 六、本法第10条に定める不登校特例校の整備や第19条に定める教材の提供その他の学習の支援に当たっては、営利を目的とする団体等によるものには慎重を期すこととし、教育水準の低下を招くおそれがある場合には、これを認めないこと。また、不登校特例校や本法第11条に定める学習支援施設の運用に当たっては、本人や保護者の意思が最優先であるとの基本認識の下、本人や保護者の意見を聴取するなどし、不登校となった児童生徒が一般の学校・学級で学ぶ権利を損ねることのないようにすること。
- 七、本法第14条に定める夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置により、就学の機会を希望する学齢超過者に対し、就学の機会が可及的速やかに提供されるよう、地方公共団体は、本法第15条に定める協議会の全ての都道府県への設置に努めるとともに、政府は、地方公共団体に対して積極的な支援を行うこと。
- 八、夜間その他特別な時間において授業を行う学校が、不登校の生徒を受け入れる場合においても、様々な事情で義務教育を受けることができなかつた学齢超過者等の教育を保障する役割を担っていることを今後も十分に尊重するとともに、その実態を踏まえ、教員の加配も含めた教職員の配置の拡充や教職員の研修の充実を図ること。また、その整備に当たっては、地域の実情を十分に考慮し、画一的なものとならないようにすること。
- 九、不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること。

右決議する。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案(第190回国会衆第43号)

(衆議院 28.11.22可決 参議院 11.28財政金融委員会付託 12.2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資するため、休眠預金等に係る預金者等

の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、休眠預金等に係る資金の移管及び管理等

- 1 最終異動日等から10年を経過した預金等を休眠預金等とする。
- 2 預金者等が有する休眠預金等に係る債権は、金融機関による公告及び預金者等への通知が行われた後、金融機関から預金保険機構に対して休眠預金等移管金の納付があったときは、消滅する。
- 3 休眠預金等の預金者等であった者は、預金保険機構又はその委託を受けた金融機関に対し、預金等の元本及び利子に相当する額である休眠預金等代替金の支払を請求することができる。

二、休眠預金等交付金に係る資金の活用

- 1 休眠預金等交付金に係る資金は、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として行われる民間公益活動に活用されるとともに、その活用にあたっては、多様な意見の適切な反映、民間の団体の創意と工夫の十分な発揮などに配慮されるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、内閣府に設置される休眠預金等活用審議会の意見を聴いた上で、休眠預金等交付金の活用に係る基本方針及び基本計画を策定又は変更し、公表する。
- 3 基本計画には、休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成又は貸付けを受けて、民間公益活動を行う団体に助成等を行う資金分配団体等の選定に係る基準など、必要な事項を定める。
- 4 内閣総理大臣は、民間公益活動の促進に資することを目的とする一般財団法人を、資金分配団体に対する助成又は貸付け等の業務を行う指定活用団体として指定し、預金保険機構は、指定活用団体に休眠預金等交付金を交付する。

三、施行期日等

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、施行日以後に最終異動日等から9年を経過することとなる預金等について適用する。

【附帯決議】(28.12.1財政金融委員会議決)

本法施行に当たり、関係者及び政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 本法の規定及び実施される制度の運用については、実施状況等を勘案して検討を行い、施行から5年後に、幅広く見直しを行うこと。
- 一 休眠預金等に係る資金が適切に活用され、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資するという本法の目的が達成されるよう、民間公益活動の実情につき政府として定期的に内容を把握確認するとともに、情報公開に努めること。

右決議する。

部落差別の解消の推進に関する法律案(第190回国会衆第48号)

(衆議院 28.11.17可決 参議院 11.30法務委員会付託 12.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するため、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一

一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

二 国及び地方公共団体の責務

国は、一の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。地方公共団体は、一の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

三 相談体制の充実

国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとし、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

四 教育及び啓発

国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとし、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

五 部落差別の実態に係る調査

国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

六 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(28.12.8法務委員会議決)

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。
右決議する。

予 算

平成二十八年度一般会計補正予算(第2号)

平成二十八年度特別会計補正予算(特第2号)

平成二十八年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(衆議院 28.10.4可決 参議院 10.4予算委員会付託 10.11本会議可決)

【概要】

日本経済は、雇用・所得環境が改善する一方で潜在成長力の低迷などを背景に個人消費や設備投資などの需要が力強さを欠く状況にあり、世界経済も、新興国の成長鈍化、英国のEU離脱、需要の低迷などの下方リスクが懸念される状況となった。このような経済情勢を踏まえ、政府は、平成28年8月2日に事業規模28.1兆円(財政措置13.5兆円)の「未来への投資を実現する経済対策」を閣議決定した。

平成二十八年度第2次補正予算(第2号、特第2号及び機第1号)は、当該経済対策の実施に必要な経費の追加等のために編成され、8月24日に閣議決定された。

一般会計の歳出においては、一億総活躍社会の実現の加速7,119億円、21世紀型のインフラ整備1兆4,056億円、英国のEU離脱に伴うリスクへの対応並びに中小企業等の支援4,307億円、震災復興や防災対策等の強化1兆4,389億円、東日本大震災復興特別会計へ繰入1,272億円が追加された一方、国債費などの既定経費8,275億円が減額された。歳入においては、税外収入2,844億円、公債金(建設公債)2兆7,500億円及び前年度剰余金受入2,525億円が追加された。

以上の結果、歳入歳出における差引追加額3兆2,869億円を加えた補正後の一般会計予算の規模は、100兆87億円となった。

また、本補正予算では、平成28年度財政投融资計画について、インフラ整備に対する超長期の資金供給等を行うため、株式会社日本政策金融公庫等13機関に対し総額3兆6,022億円が追加された。このうち、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対しては、リニア中央新幹線の全線開業前倒しや整備新幹線の整備加速化のため、財政融資2兆3,279億円が追加された。

平成二十八年度第2次補正予算のフレーム(一般会計)

(単位:億円)

歳出の補正		歳入の補正	
1. 一億総活躍社会の実現の加速	7,119	1. 税外収入	2,844
2. 21世紀型のインフラ整備	14,056	2. 公債金	27,500
3. 英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援	4,307	3. 前年度剰余金受入	2,525
4. 熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対策の強化	14,389		
5. 東日本大震災復興特別会計へ繰入	1,272		
6. 既定経費の減額	▲ 8,275		
合 計	32,869	合 計	32,869

条 約

パリ協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(先議)

(参議院 28. 10. 19外交防衛委員会付託 10. 28本会議承認 衆議院 11. 8承認)

【要旨】

この協定は、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化することを目的として、緩和、適応、支援及び透明性に係る取組、世界全体としての実施状況の検討等について定めるものであり、2015年（平成27年）12月にパリで開催された気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「条約」という。）の締約国会議第21回会合において採択されたものである。この協定は、前文、本文29箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏2度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏1.5度高い水準までのものに制限するための努力を継続すること等により、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化することを目的とする。
- 二、全ての締約国は、気候変動に対する世界全体での対応に向けた自国が決定する貢献（以下「国が決定する貢献」という。）に関し、この協定に定める野心的な努力に取り組み、及びその努力を通報する。
- 三、締約国は、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成するために、世界全体の温室効果ガスの排出量ができる限り速やかにピークに達すること及びその後は利用可能な最良の科学に基づいて迅速な削減に取り組むことを目的とする。
- 四、各締約国は、自国が達成する意図を有する累次の国が決定する貢献を作成し、5年ごとに通報し、及び維持する。締約国は、当該国が決定する貢献の目的を達成するため、緩和に関する国内措置を遂行する。
- 五、各締約国による累次の国が決定する貢献については、各締約国によるその直前の国が決定する貢献を超える前進を示し、及び各締約国のできる限り高い野心を反映するものとなる。
- 六、締約国は、一部の締約国が、国が決定する貢献の実施に際し、緩和及び適応に関する行動を一層野心的なものにすることを可能にし、並びに持続可能な開発及び環境の保全を促進するため、任意の協力を行うことを選択することを認識する。
- 七、締約国は、この協定により、気候変動への適応に関する能力の向上並びに気候変動に対する強靱(じん)性の強化及びぜい弱性の減少という適応に関する世界全体の目標を定める。
- 八、先進締約国は、条約に基づく既存の義務を継続するものとして、緩和及び適応に関し、開発途上締約国を支援するため、資金を供与する。当該支援について、他の締約国は、任意に、提供すること又は引き続き提供することが奨励される。
- 九、先進締約国は、開発途上締約国のために提供され、及び公的な関与を通じて動員された支援に関する透明性及び一貫性のある情報を2年ごとに提供する。他の締約国は、同様に当該情報を提供することが奨励される。
- 十、締約国は、技術開発及び技術移転に関する協力的な行動を強化する。
- 十一、全ての締約国は、この協定を実施するための開発途上締約国の能力を向上させるために協力すべきである。先進締約国は、開発途上締約国における能力の開発に関する行動に対する支援を強化すべきである。
- 十二、この協定により、行動及び支援に関する強化された透明性の枠組みであって、締約国の異なる能力を考慮し、及び全体としての経験に立脚した内在的な柔軟性を備えるものを設定する。
- 十三、各締約国は、温室効果ガスの人為的な発生源による排出及び吸収源による除去に関する自国の目録に係る報告書並びに国が決定する貢献の実施及び達成における進捗状況を追跡するために必要な情報を定期的に提供する。

十四、先進締約国は、開発途上締約国に提供される資金上の支援、技術移転に関する支援及び能力の開発に関する支援についての情報を提供する。支援を提供する他の締約国は、当該情報を提供すべきである。

十五、各締約国が前記十三及び十四に基づいて提供する情報は、技術専門家による検討を受ける。各締約国は、この協定の資金に係る規定に基づく努力並びに国が決定する貢献の実施及び達成に関する進捗状況についての促進的な多数国間の検討に参加する。

十六、この協定の締約国の会合としての役割を果たす条約の締約国会議は、この協定の目的及び長期的な目標の達成に向けた全体としての進捗状況を評価するためのこの協定の実施状況に関する定期的な検討を行う。締約国会議は、最初の検討を2023年に行い、その後は5年ごとに行う。

十七、この協定により、この協定の規定の実施及び遵守を促進するための制度を設立する。

十八、この協定は、55以上の条約の締約国であって、世界全体の温室効果ガスの総排出量のうち推計で少なくとも55パーセントを占める温室効果ガスを排出するものが、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後30日目の日に効力を生ずる。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本協定は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国の軍隊との間における物品又は役務の提供に係る決済手続等の基本的な条件を定めるものであり、平和安全法制により、自衛隊から米軍に対して実施し得る物品・役務提供の内容が拡大されたところ、現行の決済手続等と同様の枠組みを適用できるようにするため、新協定を作成するものである。

環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件(第190回国会閣条第8号)

(衆議院 28. 11. 10承認 参議院 11. 11環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会付託 12. 9本会議承認)

【要旨】

この協定は、協定交渉参加12箇国の間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等幅広い分野で21世紀型の新たなルールを構築するための法的枠組みを設けるものであり、2016年(平成28年)2月4日にニュージーランドのオークランドで署名されたものである。この協定は、前文、本文30章及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、締約国は、1994年のガット第24条及びサービス貿易一般協定第5条の規定に従って自由貿易地域を設定することを定める。

二、各締約国は、1994年のガット第3条の規定の例により、他の締約国の産品に対して内国民待遇を与えること、協定に別段の定めがある場合を除くほか、原産品について、各締約国の関税に係る約束について定める附属書二-Dの自国の表に従って、漸進的に関税を撤廃すること等を定める。

三、原産地規則について定めるとともに、他の締約国の領域において他の産品の生産に使用される1又は2以上の締約国の原産品又は原産材料を当該他の締約国の領域における原産品又は原産材料とみなすこと等を定める。各締約国は、輸出者、生産者又は輸入者によって作成された原産地証明書に基づき、当該輸入者が関税上の特恵待遇の要求を行うことができることを定める。また、繊維又は繊維製品について適用される原産地規則及び関連事項について定める。

四、税関手続、セーフガード措置、ダンピング防止税及び相殺関税について定める。締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく権利及び義務を確認すること等を定める。また、貿

易の技術的障害に関する協定の規定のうち、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すもの等について定める。

五、各締約国は、自国の領域内で行われる投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、他の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること等を定める。また、投資家と国との間の紛争解決について定める。

六、各締約国は、国境を越えるサービスの貿易について、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること等を定める。

七、各締約国は、金融サービスについて、他の締約国の投資家及び金融機関等に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること等を定める。

八、締約国は、他の締約国のビジネス関係者が一定の要件を満たす場合には、当該ビジネス関係者に対し、附属書十二-Aに記載する約束に定める範囲内で、一時的な入国又は一時的な滞在の延長を許可すること等を定める。

九、各締約国は、他の締約国の企業が、合理的であり、かつ、差別的でない条件で、当該各締約国の領域において又は当該各締約国の国境を越えて提供される公衆電気通信サービスへのアクセス及びその利用ができることを確保すること等を定める。

十、いずれの締約国も、締約国の者と他の締約国の者との間の電子的な送信に対して関税を課してはならないこと、他の締約国の領域において生産等が行われたデジタル・プロダクト等に対し、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならないこと等を定める。

十一、政府調達における内国民待遇及び無差別待遇、調達の方法、原産地規則等の一般原則について定める。

十二、各締約国は、反競争的な事業行為を禁止する国の競争法令を制定し、又は維持し、及び反競争的な事業行為に関連して適当な手段をとること等を定める。

十三、各締約国は、自国の各国有企業が、商業活動に従事する場合には、物品又はサービスの購入又は販売に当たり、商業的考慮に従って行動すること、他の締約国の企業によって提供される物品又はサービスに対し、無差別待遇を与えることを確保すること等を定める。

十四、知的財産の保護について、商標、地理的表示、特許及び開示されていない試験データその他のデータ、意匠、著作権及び関連する権利等について定めるとともに、知的財産権に関する権利行使の実務について定める。

十五、各締約国は、自国の法律等において、労働者の基本的な権利を採用し、及び維持すること等を定める。

十六、各締約国は、自国の環境法令及び環境に関する政策が高い水準の環境の保護について定め、及びこれを奨励することを確保するよう努めること等を定める。

十七、協力及び能力開発、競争力及びビジネスの円滑化、開発、中小企業、規制の整合性、透明性及び腐敗行為の防止、運用及び制度、紛争解決、例外等について定める。

十八、協定の改正、協定への加入、協定の効力発生等について定める。

承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成27年4月3日から12月22日までの間に使用を決定した金額は1,791億円で、その内訳は、消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用に必要な経費995億円、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費582億円、主要国首脳会議の開催準備に必要な経費96億円などである。

平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算総額3,500億円のうち、平成28年2月1日から2月5日までに使用を決定した金額は8億円で、その内訳は、選挙人名簿の登録制度の見直しに伴う選挙人名簿システムの改修に必要な経費6億円、訟務費の不足を補うために必要な経費1億円である。

決算その他

平成二十七年度一般会計歳入歳出決算、平成二十七年度特別会計歳入歳出決算、平成二十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十七年度政府関係機関決算書 (衆議院 継続審査 参議院 28.11.28決算委員会付託 継続審査)

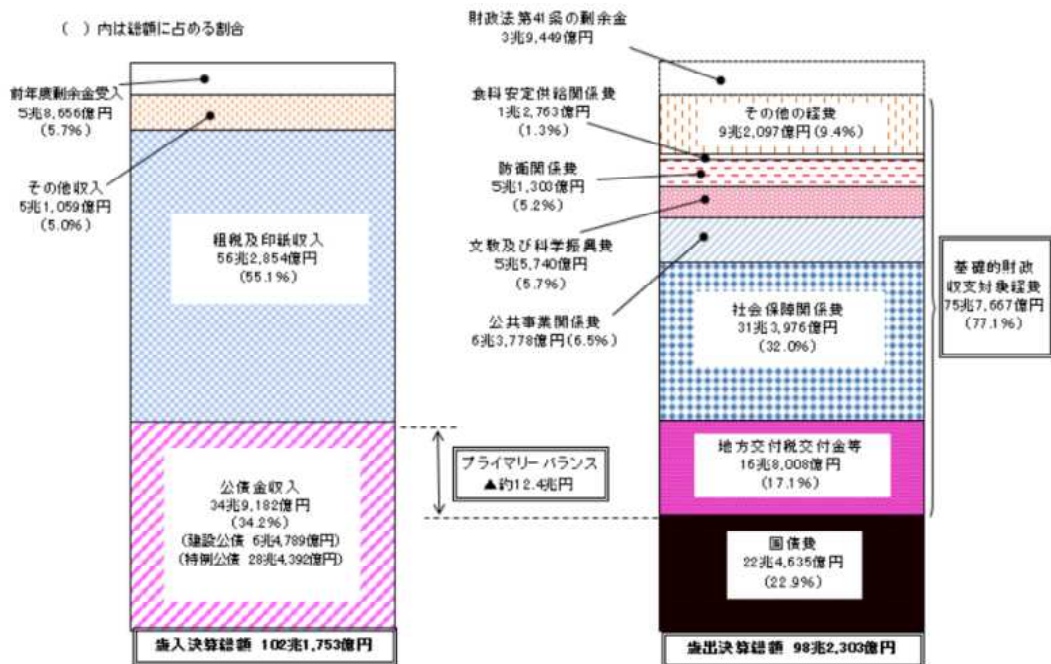
平成二十七年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は102兆1,753億円、歳出決算額は98兆2,303億円であり、差引き3兆9,449億円の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、平成28年度の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は2,544億円である。

平成二十七年度特別会計歳入歳出決算における14の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は402兆8,841億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は386兆2,143億円である。

平成二十七年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は73兆4,167億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は72兆2,196億円であるため、差引き1兆1,971億円の剰余を生じた。

平成二十七年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆920億円、支出済額を合計した支出決算額は9,196億円である。

〈平成二十七年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成27年度決算の説明」より作成

平成二十七年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 28.11.28決算委員会付託 継続審査)

平成二十七年度国有財産増減及び現在額総計算書における27年度中の国有財産の差引純減少額は4兆5,318億円、27年度末現在額は105兆982億円である。

平成二十七年^度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 28. 11. 28決算委員会付託 継続審査)

平成二十七年^度国有財産無償貸付状況総計算書における27^{年度}中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は146億円、27^{年度}末現在額は1兆563億円である。

N H K 決 算

日本放送協会平成二十七年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成27年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成27年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆432億円、負債合計は3,478億円、純資産合計は6,954億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,859億円、経常事業支出は6,670億円となっており、経常事業収支差金は188億円となっている。

日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成25年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成25年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は9,342億円、負債合計は3,073億円、純資産合計は6,269億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,552億円、経常事業支出は6,496億円となっており、経常事業収支差金は56億円となっている。

日本放送協会平成二十六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成26年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成26年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は9,971億円、負債合計は3,305億円、純資産合計は6,665億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,730億円、経常事業支出は6,561億円となっており、経常事業収支差金は169億円となっている。

5 議案審議表

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に送付されたもののみ掲載。

注2 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。

注3 件名は、原則として、付託議案は参議院の委員会への付託順、未付託議案は提出年月日順に掲載。

凡例 ☆:参議院先議 ※:予算関係法律案 (多):賛成多数 (全):全会一致

内閣委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案 (第190回国会閣法第41号)	28.3.4 (190回)	— 9.26 内閣	10.26 可決(多)	10.28 可決(多)	— 10.31	11.1		11.8 可決(多) 附帯決議	11.9 可決(多)	自民、民進、 公明、維新、 無、日本、 無	共産、希望、 沖縄	11.16 76号	41	
衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する 法律案(第190回国会閣法第42号)	28.3.4 (190回)	— 9.26 内閣	10.26 可決(多)	10.28 可決(多)	— 10.31	11.1	11.8 質疑	11.8 可決(多) 附帯決議	11.9 可決(多)	自民、民進、 公明、維新、 無、日本、 無	共産、希望、 沖縄	11.16 77号	42	
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 案(閣法第9号)	28.10.14	— 11.1 内閣	11.2 可決(多)	11.8 可決(多)	— 11.9	11.10		11.15 可決(多)	11.16 可決(多)	自民、民進、 公明、希望、 無、日本、 沖縄、無	共産、維新、 無	11.24 80号	30	
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第10号)	28.10.14	— 11.1 内閣	11.2 可決(多)	11.8 可決(多)	— 11.9	11.10	11.15 質疑	11.15 可決(多)	11.16 可決(多)	自民、民進、 公明、希望 (一部)、無、 日本、沖縄、 無	共産、維新、 希望、無	11.24 81号	31	
ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する 法律案(内閣委員長提出)(参第51号)	28.11.17	— 11.29 内閣	11.30 可決(全)	12.6 可決(全)					11.18 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希望、 無、日本、 沖縄、無	—	12.14 102号	56	
官民データ活用推進基本法案(内閣委員長提出)(衆第8号)	28.11.25			11.29 可決(多)	— 12.5	12.6	12.6 質疑	12.6 可決(多)	12.7 可決(多)	自民、民進、 公明、維新、 無、日本、 無	共産、希望、 沖縄	12.14 103号	71	
特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(細田 博之君外7名提出)(第189回国会衆第20号)	27.4.28 (189回)	— 28.9.26 内閣	12.2 修正(多) 附帯決議	12.6 修正(多)	(12.7) 12.7	12.8	12.8 質疑 12.12 参考人 12.13 質疑	12.13 修正(多) 附帯決議	12.14 修正(多)	自民、公明、 維新、無、 日本、無	民進、公明 (一部)、共産、 希望、沖縄、 無	12.26 115号	73	12.14 衆へ回付 12.15 衆同意(多)

総務委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第1号)	28.9.26	— 10.4 総務	10.4 可決(全)	10.4 可決(全)	— 10.6	10.11	10.11 質疑	10.11 可決(全)	10.11 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希望、 無、日本、 沖縄、無	—	10.19 75号	25	
社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(閣法第4号)	28.9.26	(10.18) 10.18 総務	11.1 可決(多) 附帯決議	11.8 可決(多)	(11.9) 11.9	11.10	11.10 質疑 11.17 質疑	11.17 可決(多) 附帯決議	11.18 可決(多)	自民、公明、 無、日本、 無	民進、共産、 維新、希望、 無、沖縄、 無	11.28 86号	26	
地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号)	28.10.14	— 11.14 総務	11.17 可決(全)	11.18 可決(全)	— 11.21	11.22	11.24 質疑	11.24 可決(全)	11.25 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希望、 無、日本、 沖縄、無	—	12.2 95号	31	

法務委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案(第189回国会閣法第30号)※	27.3.6 (189回)	(27.9.3・189回) 28.9.26 法務	10.21 修正(多) 附帯決議	10.25 修正(多)	(10.28) 10.28	11.1	11.1 質疑 11.8 質疑 11.10 連合審査 会	11.17 可決(多) 附帯決議	11.18 可決(多)	自民、民進、 公明、維新、 無、日本、 無	共産、希望、 沖縄	11.28 89号	36	11.10 法務委員会、厚生労働委員会連合審査会
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第31号)	27.3.6 (189回)	— 28.9.26 法務	10.21 可決(多) 附帯決議	10.25 可決(多)	— 10.28	11.1	11.10 参考人 11.15 質疑 11.17 質疑	11.17 可決(多) 附帯決議	11.18 可決(多)	自民、民進、 公明、維新、 無、日本、 無	共産、希望、 沖縄	11.28 88号	39	
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第12号)	28.10.14	— 10.25 法務	11.2 可決(多)	11.8 可決(多)	— 11.21	11.22		11.24 可決(多)	11.25 可決(多)	自民、民進、 公明、共産、 希望、無、 日本、沖縄、 無	維新、無	11.30 90号	31	
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)	28.10.14	— 10.25 法務	11.2 可決(多)	11.8 可決(多)	— 11.21	11.22	11.24 質疑	11.24 可決(多)	11.25 可決(多)	自民、民進、 公明、共産、 希望、無、 日本、沖縄、 無	維新、無	11.30 91号	32	
裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第14号)	28.10.14	— 10.25 法務	11.2 可決(全)	11.8 可決(全)	— 11.21	11.22		11.24 可決(全)	11.25 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希望、 無、日本、 沖縄、無	—	12.2 96号	32	

再犯の防止等の推進に関する法律案(法務委員長提出)(衆第6号)	28.11.16			11.17 可決(全)	— 11.24	12.1	12.1 質疑 12.6 質疑	12.6 可決(全) 附帯決議	12.7 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希望、 無、日本、 沖縄、無	—	12.14 104号	69	
部落差別の解消の推進に関する法律案(二階俊博君外8名提出)(第190回国会衆第48号)	28.5.19 (190回)	— 9.26 法務	11.16 可決(多) 附帯決議	11.17 可決(多)	— 11.30	12.1	12.1 質疑 12.6 参考人 12.8 質疑	12.8 可決(多) 附帯決議	12.9 可決(多)	自民、民進、 公明、維新、 希望、無、 日本、沖縄、 無	共産	12.16 109号	78	

外交防衛委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
パリ協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)☆	28.10.11	(10.28) 10.28 外務	11.2 承認(全)	11.8 承認(全)	(10.19) 10.19	10.20	10.25 質疑 10.27 質疑	10.27 承認(全)	10.28 承認(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希望、 無、日本、 沖縄、無	—		81	
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)	28.10.14	— 11.14 安全保障	11.17 可決(多)	11.18 可決(多)	— 11.21	11.22	11.24 質疑	11.24 可決(多)	11.25 可決(多)	自民、民進、 公明、共産、 希望、無、 日本、沖縄、 無	維新、無	11.30 92号	32	

財政金融委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案(閣法第3号)	28.9.26	(10.18) 10.18 財務金融	11.1 可決(多)	11.8 可決(多)	(11.9) 11.9	11.10	11.10 質疑 11.17 質疑	11.17 可決(多)	11.18 可決(多)	自民、公明、 無、日本、 無	民進、共産、 維新、希望、 無、沖縄、 無	11.28 85号	26	
金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第5号)	28.9.26	— 11.1 財務金融	11.16 可決(多) 附帯決議	11.17 可決(多)	— 11.21	11.22	11.24 質疑	11.24 可決(多) 附帯決議	11.25 可決(多)	自民、民進、 公明、維新、 無、日本、 無	共産、維新 (一部)、希望、 沖縄	12.2 98号	27	
民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案(山本ともひろ君外3名提出)(第190回国会衆第43号)	28.5.17 (190回)	— 9.26 財務金融	11.18 可決(多) 附帯決議	11.22 可決(多)	— 11.28	12.1	12.1 質疑	12.1 可決(多) 附帯決議	12.2 可決(多)	自民、民進、 公明、維新、 無、日本、 無	共産、希望、 沖縄	12.9 101号	77	

文教科学委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
教育公務員特例法等の一部を改正する法律案(閣法第17号)	28.10.18	— 10.25 文部科学	11.2 可決(多) 附帯決議	11.8 可決(多)	— 11.9	11.10	11.17 質疑	11.17 可決(多) 附帯決議	11.18 可決(多)	自民、民進、 公明、維新、 無、日本、 無	共産、希望、 沖縄	11.28 87号	33	
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案(丹羽秀樹君外8名提出)(第190回国会衆第34号)	28.5.10 (190回)	— 9.26 文部科学	11.18 可決(多) 附帯決議	11.22 可決(多)	— 11.28	12.6	12.6 質疑	12.6 可決(多) 附帯決議	12.7 可決(多)	自民、民進、 公明、維新、 無、日本、 沖縄、無	共産、希望	12.14 105号	76	

厚生労働委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)	28.9.26	— 10.21 厚生労働	10.28 可決(全)	11.1 可決(全)	(11.2) 11.2	11.8	11.10 質疑 11.15 質疑	11.15 可決(全)	11.16 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希望、 無、日本、 沖縄、無	—	11.24 84号	28	
がん対策基本法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(参第50号)	28.11.15	— 12.6 厚生労働	12.7 可決(全)	12.9 可決(全)					11.16 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希望、 無、日本、 沖縄、無	—	12.16 107号	55	
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律案(島村大君外8名発議)(参第53号)	28.11.22	— 12.6 厚生労働	12.7 可決(全) 附帯決議	12.9 可決(全)	— 11.22	11.24	—	11.24 可決(全)	11.25 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希望、 無、日本、 沖縄、無	—	12.16 110号	58	
公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案(第190回国会閣法第54号)	28.3.11 (190回)	(11.1) 9.26 厚生労働	11.25 修正(多)	11.29 修正(多)	(12.2) 12.2	12.6	12.6 質疑 12.8 質疑 12.9 参考人 12.12 質疑 12.13 質疑	12.13 可決(多) 附帯決議	12.14 可決(多)	自民、公明、 維新、無、 日本、無	民進、共産、 希望、沖縄、 無	12.26 114号	44	

農林水産委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)(参第52号)	28.11.17	— 11.18 農林水産	11.22 可決(全) 附帯決議	11.25 可決(全)					11.18 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希望、 無、日本、 沖縄、無	—	12.2 97号	57	

経済産業委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(閣法第8号)	28.10.7	— 10.25 経済産業	10.28 可決(多) 附帯決議	11.1 可決(多)	— 11.7	11.8	11.10 質疑	11.10 可決(多) 附帯決議	11.11 可決(多)	自民、民進、 公明、維新、 無久、日本、 無	共産、希望、 沖縄	11.16 78号	29	
割賦販売法の一部を改正する法律案(閣法第18号)	28.10.18	— 11.1 経済産業	11.16 可決(全) 附帯決議	11.17 可決(全)	— 11.22	11.24	12.1 質疑	12.1 可決(全) 附帯決議	12.2 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希望、 無久、日本、 沖縄、無	—	12.9 99号	34	

国土交通委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第2号)	28.9.26	— 10.25 国土交通	10.26 可決(多) 附帯決議	10.28 可決(多)	— 10.31	11.1	11.10 参考人/ 質疑	11.10 可決(多) 附帯決議	11.11 可決(多)	自民、民進、 公明、維新、 無久、日本、 無	共産、希望、 沖縄	11.18 79号	25	
道路運送法の一部を改正する法律案(閣法第19号)	28.10.18	— 11.15 国土交通	11.18 可決(全)	11.22 可決(全)	— 11.22	11.24	12.1 質疑	12.1 可決(全) 附帯決議	12.2 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希望、 無久、日本、 沖縄、無	—	12.9 100号	35	
建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案(国土交通委員長提出)(参第54号)	28.12.6	— 12.6 国土交通予備 付託 12.7 国土交通本付 託	12.9 可決(全) 附帯決議	12.9 可決(全)					12.7 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希望、 無久、日本、 沖縄、無	—	12.16 111号	59	
無電柱化の推進に関する法律案(国土交通委員長提出)(衆第9号)	28.12.2			12.6 可決(全)	— 12.6	12.8	—	12.8 可決(全)	12.9 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希望、 無久、日本、 沖縄、無	—	12.16 112号	72	
自転車活用推進法案(国土交通委員長提出)(衆第10号)	28.12.2			12.6 可決(全)	— 12.6	12.8	—	12.8 可決(全)	12.9 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希望、 無久、日本、 沖縄、無	—	12.16 113号	72	
道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)(衆第11号)	28.12.2			12.6 可決(全)	— 12.6	12.8	—	12.8 可決(全)	12.9 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希望、 無久、日本、 沖縄、無	—	12.16 106号	73	

予算委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議						
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派	
平成二十八年度一般会計補正予算(第2号)(閣予第1号)	28.9.26	(9.26 財政演説) 9.26 予算	10.4 可決(多)	10.4 可決(多)	(9.26 財政演説) 9.26 予備付託 10.4 本付託	10.5		10.11 可決(多)	10.11 可決(多)	自民、公明、 維新、無久、 日本、無	民進、共産、 希望、無久、 沖縄、無		80		
平成二十八年度特別会計補正予算(特第2号)(閣予第2号)	28.9.26	(9.26 財政演説) 9.26 予算	10.4 可決(多)	10.4 可決(多)	(9.26 財政演説) 9.26 予備付託 10.4 本付託			10.5 総括質疑 10.6 総括質疑 10.11 集中審議 /締めくり質疑	10.11 可決(多)	10.11 可決(多)	自民、公明、 維新、無久、 日本、無		民進、共産、 希望、無久、 沖縄、無	80	
平成二十八年度政府関係機関補正予算(機第1号)(閣予第3号)	28.9.26	(9.26 財政演説) 9.26 予算	10.4 可決(多)	10.4 可決(多)	(9.26 財政演説) 9.26 予備付託 10.4 本付託			10.11 可決(多)	10.11 可決(多)	自民、公明、 維新、無久、 日本、無	民進、共産、 希望、無久、 沖縄、無		80		

決算委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
平成二十七年度一般会計歳入歳出決算、平成二十七年度特別会計歳入歳出決算、平成二十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十七年度政府関係機関決算書	28.11.18	— 12.13 決算行政	継続審査		(11.28 財務大臣の 報告聴取) 11.28	11.28	—	継続審査		—	—		85	
平成二十七年度国有財産増減及び現在額総計算書	28.11.18	— 12.13 決算行政	継続審査		— 11.28	11.28	—	継続審査		—	—		85	
平成二十七年度国有財産無償貸付状況総計算書	28.11.18	— 12.13 決算行政	継続審査		— 11.28	11.28	—	継続審査		—	—		86	

議院運営委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第1号)	28.11.8			11.8 可決(多)	— 11.15	—	—	11.16 可決(多)	11.16 可決(多)	自民、民進、 公明、共産、 希望、無久、 日本、沖縄、 無	維新、無久	11.24 82号	69	

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第2号)	28.11.8			11.8 可決(全)	— 11.15	—	—	11.16 可決(全)	11.16 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希望、 無、日本、 沖縄、無	—	11.24 83号	69	
--	---------	--	--	---------------	------------	---	---	----------------	----------------	---	---	--------------	----	--

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(閣法第7号)	28.10.7	— 10.25 倫理選挙	11.15 可決(全)	11.17 可決(全)	— 11.17	11.18		11.25 可決(全) 附帯決議	11.28 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希望、 無、日本、 沖縄、無	—	12.2 94号	28	
公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)(衆第3号)	28.11.15			11.17 可決(全)	— 11.17	11.18	11.25 質疑	11.25 可決(全)	11.28 可決(全)	自民、民進、 公明、共産、 維新、希望、 無、日本、 沖縄、無	—	12.2 93号	69	

環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求め るの件(第190回国会閣条第8号)	28.3.8 (190回)	(4.5・190回) 9.26 TPP	11.4 承認(多)	11.10 承認(多)	(11.11) 11.11	11.11	11.14 質疑 11.15 質疑 11.16 質疑 11.18 参考人 11.21 質疑 11.22 質疑 11.24 質疑	12.9 承認(多)	12.9 承認(多)	自民、公明、 維新、無、 日本、無	民進、共産、 希望、沖縄、 無		82	
環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備 に関する法律案(第190回国会閣法第47号)	28.3.8 (190回)	(4.5・190回) 9.26 TPP	11.4 可決(多) 附帯決議	11.10 可決(多)	(11.11) 11.11	11.11	11.25 公聴会 12.1 質疑 12.2 参考人 12.5 質疑 12.6 参考人 12.8 質疑 12.9 質疑	12.9 可決(多)	12.9 可決(多)	自民、公明、 維新、無、 日本、無	民進、共産、 希望、沖縄、 無	12.16 108号	43	11.17 地方公聴会

1 本会議審議経過

○平成28年9月26日（月）

開会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

総務委員長	山本	博司君
法務委員長	魚住	裕一郎君
外交防衛委員長	佐藤	正久君
財政金融委員長	大家	敏志君
文教科学委員長	石井	浩郎君
厚生労働委員長	三原	じゅん子君
農林水産委員長	山田	俊男君
環境委員長	磯崎	仁彦君
予算委員長	石井	準一君
決算委員長	石井	正弘君

日程第2 常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

総務委員長	横山	信一君
法務委員長	秋野	公造君
外交防衛委員長	宇都	隆史君
財政金融委員長	藤川	政人君
文教科学委員長	赤池	誠章君
厚生労働委員長	羽生田	俊君
農林水産委員長	渡辺	猛之君
環境委員長	森	まさこ君
予算委員長	山本	一太君
決算委員長	岡田	広君
行政監視委員長	佐藤	信秋君
議院運営委員長	山本	順三君

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

のため委員35名から成る**政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会**、北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会**、政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題を調査するため委員30名から成る**政府開発援助等に関する特別委員会**、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため委員25名から成る**消費者問題に関する特別委員会**、東日本大震災からの復興に当たり、その総合的な対策樹立に資するため委員40名から成る**東日本大震災復興特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

調査会設置の件

本件は、議長発議により、国際経済・外交に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため委員25名から成る**国際経済・外交に関する調査会**、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため委員25名から成る**国民生活・経済に関する調査会**、原子力等エネルギー・資源に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため委員25名から成る**資源エネルギーに関する調査会**を設置することに全会一致をもって決し、議長は、調査会委員を指名した。

情報監視審査会委員辞任の件

本件は、金子原二郎君、長谷川岳君、神本美恵子君の辞任を許可することに決した。

情報監視審査会委員の選任

本件は、佐藤正久君、中曽根弘文君、石橋通宏君を選任することに決した。

休憩 午前10時9分

再開 午後3時1分

日程第3 会期の件

本件は、66日間とすることに決した。**北朝鮮による五度目の核実験に対する抗議決**

議案（山本順三君外12名発議）（委員会審査省略要求）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、山本順三君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

安倍内閣総理大臣は、本決議について所信を述べた。

日程第4 国務大臣の演説に関する件

安倍内閣総理大臣は所信に関し、麻生財務大臣は財政に関しそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後3時46分

○平成28年9月28日（水）

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第2日）

蓮舫君、橋本聖子君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として在職25年に達した議員柳田稔君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員柳田稔君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功労に対しここに院議をもって表彰します

橋本聖子君は、祝辞を述べた。

柳田稔君は、謝辞を述べた。

次いで、議長発議により、国会議員として在職24年に達した前議員興石東君、北澤俊美君、直嶋正行君を院議をもって表彰することに決した。

散会 午前11時59分

○平成28年9月29日（木）

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第3日）

山口那津男君、市田忠義君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時44分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、片山虎之助君、小川敏夫君、関口昌一君、矢田わか子君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後3時29分

○平成28年10月11日（火）

開会 午後5時21分

日程第1 平成二十八年度一般会計補正予算（第2号）

日程第2 平成二十八年度特別会計補正予算（特第2号）

日程第3 平成二十八年度政府関係機関補正予算（機第1号）

以上3案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成162、反対72にて可決された。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後5時57分

○平成28年10月19日（水）

開会 午前10時1分

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員西田昌司君、仁比聡平君、裁判官訴追委員山本一太君、同予備員塚田一郎君、佐々木さやか君、井上哲士君、辰巳孝太郎君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員、皇室会議予備議員、皇室経済会議予備議員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長

は、次のとおり各種委員を指名し、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等の職務を行う順序を決定した。

各種委員の選任

裁判官弾劾裁判所裁判員

岡田 直樹君
関口 昌一君
二之湯 智君
小川 敏夫君
小西 洋之君
浜田 昌良君

同予備員

大家 敏志君 (第2順位)
井上 哲士君 (第3順位)
室井 邦彦君 (第4順位)

裁判官訴追委員

片山 さつき君
松下 新平君
宮沢 洋一君
足立 信也君
真山 勇一君
佐々木 さやか君
山添 拓君
石井 章君

同予備員

佐藤 正久君 (第1順位)
青木 一彦君 (第2順位)
上野 通子君 (第3順位)
平木 大作君 (第4順位)
清水 貴之君 (第5順位)

皇室会議予備議員

橋本 聖子君 (第1順位)
鉢呂 吉雄君 (第2順位)

皇室経済会議予備議員

吉田 博美君 (第1順位)
斎藤 嘉隆君 (第2順位)

検察官適格審査会委員

西田 昌司君
大野 元裕君

同予備委員

磯崎 仁彦君 (西田昌司君の予備委員)
田村 智子君 (大野元裕君の予備委員)

日本ユネスコ国内委員会委員

猪口 邦子君
福岡 資麿君
那谷屋 正義君

国土審議会委員

愛知 治郎君
松山 政司君
小川 勝也君

国土開発幹線自動車道建設会議委員

中川 雅治君
西田 実仁君

各種委員の順位変更

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員

山田 俊男君 (第2順位を第1順位に変更)

日程第1 パリ協定の締結について承認を求めるの件 (趣旨説明)

本件は、岸田外務大臣から趣旨説明があった後、福山哲郎君、倉林明子君、石井苗子君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時15分

○平成28年10月21日 (金)

開会 午前10時1分

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案を審査するため委員45名から成る環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

日程第1 国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、食品安全委員会委員に山本茂貴君、電波監理審議会委員に櫻田謙悟君を任命することに賛成209、反対20にて同意することに決し、公正取引委員会委員に青木玲子君、証券取引等監視委員会委員に浜田康君、引頭麻実君、電気通信紛争処理委員会委員に中山隆夫君、荒川薫君、小野武美君、平沢郁子君、

山本和彦君、中央更生保護審査会委員に小川清美君、運輸審議会委員に牧満君、河野康子君、運輸安全委員会委員に丸井祐一君、石田弘明君、奥村文直君、岡村美好君、土井美和子君、公害健康被害補償不服審査会委員に岡本美保子君を任命することに賛成229、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

証券取引等監視委員会委員長に長谷川充弘君を任命することに賛成219、反対7にて同意することに決し、

日本放送協会経営委員会委員に石原進君、中島尚正君を任命することに賛成160、反対70にて同意することに決し、

日本放送協会経営委員会委員に長谷川三千子君を任命することに賛成159、反対71にて同意することに決し、

公安審査委員会委員長に房村精一君、同委員に太田順司君、竹中千春君、坂場三男君を任命することに賛成216、反対13にて同意することに決した。

散会 午前10時8分

○平成28年10月28日（金）

開会 午前10時1分

崇仁親王殿下薨去につき弔意を表する件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞を奉呈することに決し、議長は弔詞を朗読した。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、金田法務大臣から趣旨説明があった後、山下雄平君、真山勇一君、仁比聡平君、高木かおり君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 パリ協定の締結について承認を求めるの件

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

散会 午前11時31分

○平成28年11月2日（水）

開会 午前10時1分

日程第1 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、塩崎厚生労働大臣から趣旨説明があった後、島村大君、平山佐知子君、山本博司君、倉林明子君、東徹君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時33分

○平成28年11月9日（水）

開会 午前10時1分

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、麻生財務大臣から趣旨説明があった後、古賀之士君、新妻秀規君、大門実紀史君、渡辺喜美君がそれぞれ質疑をした。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、高市総務大臣から趣旨説明があった後、森屋宏君、杉尾秀哉君、山下芳生君、片山大介君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案（第190回国会内閣提出、第192回国会衆議院送付）

日程第2 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案（第190回国会内閣提出、第192回国会衆議院送付）

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成213、反対22にて可決された。

散会 午後1時2分

○平成28年11月11日（金）

開会 午前10時1分

環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件及び環太平洋パートナー

シップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、岸田外務大臣、石原国務大臣から順次趣旨説明があった後、福岡資麿君、浜口誠君、佐々木さやか君、紙智子君、儀間光男君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成215、反対22にて可決された。

日程第2 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対22にて可決された。

散会 午後0時11分

○平成28年11月16日（水）

開会 午前10時1分

元議員小坂憲次君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は弔詞を朗読した。

日程第1 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第2 がん対策基本法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出）

以上両案は、厚生労働委員長から日程第1については委員会審査の経過及び結果の報告、日程第2については趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第4 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第3は賛成206、反対27にて可決、日程第4は賛成204、反対31にて可決された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第1の議案は賛成221、反対14にて可決、第2の議案は賛成233、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時18分

○平成28年11月18日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣委員長提出）

本案は、内閣委員長から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 教育公務員特例法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成211、反対22にて可決された。

日程第3 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案（第189回国会内閣提出、第192回国会衆議院送付）

日程第4 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（第189回国会内閣提出、第192回国会衆議院送付）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の

経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成211、反対22にて可決された。

日程第5 社会保障の安定財源の確保等を行うための税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成147、反対86にて可決された。

日程第6 社会保障の安定財源の確保等を行うための税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成147、反対86にて可決された。

日程第7 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

本案は、農林水産委員長から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時25分

○平成28年11月25日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件（アジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議出席等に関する報告について）

本件は、安倍内閣総理大臣から報告があった後、北村経夫君、伊藤孝恵君、高瀬弘美君、井上哲士君、石井章君がそれぞれ質疑をした。

日程第2 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律案（島村大君外8名発

議）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対12にて可決された。

日程第4 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第5 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第6 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第4及び第5は賛成225、反対12にて可決、日程第6は賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第7 金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成215、反対22にて可決された。

日程第8 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式

投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時55分

○平成28年11月28日（月）

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件（平成二十七年度決算の概要について）

本件は、麻生財務大臣から報告があった後、松下新平君、石上俊雄君、河野義博君、吉良よし子君、清水貴之君、又市征治君がそれぞれ質疑をした。

日程第2 公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時57分

○平成28年12月2日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、塩崎厚生労働大臣から趣旨説明があった後、そのだ修光君、川合孝典君、里見隆治君、田村智子君、東徹君がそれぞれ質疑をした。

日程第2 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案（衆議院提出）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対22にて可決された。

日程第3 割賦販売法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 道路運送法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成239、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時56分

○平成28年12月7日（水）

開会 午前10時11分

特定複合観光施設区域の整備に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、衆議院議員細田博之君から趣旨説明があった後、上月良祐君、小西洋之君、田村智子君、浅田均君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案（国土交通委員長提出）

本案は、国土交通委員長から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 官民データ活用推進基本法案（衆議院提出）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成215、反対22にて可決された。

日程第3 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案（衆議院提出）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対20にて可決された。

日程第4 再犯の防止等の推進に関する法律案（衆議院提出）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後0時4分

○平成28年12月9日（金）

開会 午後1時1分

日程第1 無電柱化の推進に関する法律案
(衆議院提出)

日程第2 自転車活用推進法案(衆議院提出)

日程第3 道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上3案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 部落差別の解消の推進に関する法律案(衆議院提出)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対14にて可決された。

環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件(第190回国会内閣提出、第192回国会衆議院送付)

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(第190回国会内閣提出、第192回国会衆議院送付)

以上両件は、日程に追加し、環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、第1の議案は賛成165、反対70にて承認することに決し、第2の議案は賛成165、反対70にて可決された。

散会 午後2時30分

○平成28年12月14日(水)

開会 午後1時11分

議長不信任決議案(小川敏夫君外3名発議)
(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決した。

本決議案の議事における発言時間は趣旨説明については十五分、討論その他については一人十分に制限することの動議(牧野たかお君外1名提出)

本動議は、本院規則第138条に基づく要求

により、記名投票をもって採決の結果、賛成166、反対71にて可決された。

次いで、本決議案は、小川敏夫君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成72、反対167にて否決された。

日程第1 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案(第190回国会内閣提出、第192回国会衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成167、反対73にて可決された。

休憩 午後2時59分

再開 午後6時1分

日程第2 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(衆議院提出)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成160、反対80にて修正議決された。

筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治験の研究促進に関する請願(28件)

本請願は、日程に追加し、厚生労働委員長の報告を省略し、全会一致をもって委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査
外交防衛委員会
一、外交、防衛等に関する調査
財政金融委員会
一、財政及び金融等に関する調査
文科学委員会
一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査
厚生労働委員会
一、社会保障及び労働問題等に関する調査
農林水産委員会
一、農林水産に関する調査
経済産業委員会
一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査
国土交通委員会
一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査
環境委員会
一、環境及び公害問題に関する調査
予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会
一、平成二十七年度一般会計歳入歳出決算、平成二十七年度特別会計歳入歳出決算、平成二十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十七年度政府関係機関決算書
一、平成二十七年度国有財産増減及び現在額総計算書
一、平成二十七年度国有財産無償貸付状況総計算書
一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
行政監視委員会
一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査
議院運営委員会
一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
災害対策特別委員会
一、災害対策樹立に関する調査
沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会
一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査
政府開発援助等に関する特別委員会
一、政府開発援助等に関する調査
消費者問題に関する特別委員会
一、消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査
東日本大震災復興特別委員会
一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査
国際経済・外交に関する調査会
一、国際経済・外交に関する調査
国民生活・経済に関する調査会
一、国民生活・経済に関する調査
資源エネルギーに関する調査会
一、原子力等エネルギー・資源に関する調査

事務総長辞任の件

本件は、中村剛君の辞任を許可することに決した。

事務総長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は郷原悟君を指名した。

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

休憩 午後7時1分

再開するに至らなかった。

2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演 説			質 疑	
年月日	事 項	演 説 者	月日	質 疑 者
28. 9. 26	所信表明演説 財政演説	安倍内閣総理大臣 麻生財務大臣	9. 28	蓮 舫君(民進) 橋本 聖子君(自民)
			9. 29	山口 那津男君(公明) 市田 忠義君(共産) 片山 虎之助君(維新) 小川 敏夫君(民進) 関口 昌一君(自民) 矢田 わか子君(民進)

国務大臣の報告及び質疑

報 告			質 疑	
年月日	事 項	報 告 者	月日	質 疑 者
28. 11. 25	アジア太平洋経済協力（A P E C）首脳会議出席等に関する報告について	安倍内閣総理大臣	同日	北村 経夫君(自民) 伊藤 孝恵君(民進) 高瀬 弘美君(公明) 井上 哲士君(共産) 石井 章君(維新)
28. 11. 28	平成二十七年度決算の概要について	麻生財務大臣	同日	松下 新平君(自民) 石上 俊雄君(民進) 河野 義博君(公明) 吉良 よし子君(共産) 清水 貴之君(維新) 又市 征治君(希望)

3 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出年月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	北朝鮮による五度目の核実験に対する抗議決議案	山本 順三君 外12名	28. 9.26			28. 9.26 可決	
2	議長不信任決議案	小川 敏夫君 外3名	28. 12.14			28. 12.14 否決	
3	内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案	小川 敏夫君 外4名	28. 12.14	未了			

可決したもの

平成28年9月26日

北朝鮮による五度目の核実験に対する抗議決議

去る9月9日、北朝鮮は、5回目の核実験として、核弾頭爆発実験を実施した旨発表した。これは、一連の国連安保理決議や六者会合共同声明、日朝平壤宣言に明確に違反するものであり、また、唯一の被爆国である我が国として決して容認できるものではなく、断固として抗議する。

北朝鮮が、本年に入って弾道ミサイルの発射を、我が国の排他的経済水域に落下したものや、潜水艦から発射したものを含め、既に21発実施したことに加え、核実験を1月に引き続き再度強行したことは、我が国の安全に対する直接的脅威であるとともに、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものであり、極めて強く非難する。

本院は、今般の核実験に対し重ねて厳重に抗議するとともに、北朝鮮が、これまでの諸合意に従って速やかに全ての核を放棄し、I A E Aの査察を受け入れ、朝鮮半島の非核化に取り組むことを強く要求する。また、北朝鮮に対し、関連する国連安保理決議を即時かつ完全に履行することを改めて要求する。

そして政府は、かかる核・ミサイル能力の増強に向けた北朝鮮の行動に対し、断固たる抗議の意志を表明すべきである。また、北朝鮮の核開発は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、国際社会に対し、国連安保理決議に基づく制裁措置を完全に履行するよう強く求めるべきである。あわせて、国際社会は、結束した外交努力を展開し、平和的な解決を模索すべきである。

さらに、政府は、北朝鮮による更なる核実験の場合には更なる重要な措置をとる決意を表明した国連安保理決議2270号を踏まえ、より強力で実効性のある制裁措置を含む決議の採択を早期に実現するよう、米国、韓国、中国、ロシア等関係各国との協力を強化しつつ、国連安保理における議論を主導する外交努力を展開すべきである。同時に、我が国独自の制裁を徹底するとともに、新たな制裁を含め北朝鮮への圧力を強化すべきである。これらを通じ、北朝鮮が現在の行動を改めない限り、国際的な批判と孤立を招くだけであり、将来に活路を見いだすことはできないことを認識させるべきである。

また、政府は、北朝鮮情勢に関する情報収集・分析を徹底し、国民に対して的確な情報提供を行うとともに、核実験及びミサイル発射の兆候・実施が認められる不測の事態にあっては国民への適切な周知を図るべきである。加えて、不断に必要な態勢をとるほか、米国等と緊密に連携し、我が国の平和と安全の確保、国民の安全・安心の確保に努め、万全の措置を講ずるべきである。

北朝鮮の核・ミサイル問題のみならず、拉致問題も我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国際社会が結束して北朝鮮による核、ミサイル、そして、最重要課題である拉致問題の包括的かつ早急な解決を図るべく、政府の総力を挙げた努力を傾注し、もって国民の負託に応えるべきである。

右決議する。

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧 (20名)

委員長	難波	奨二 (民進)	江島	潔 (自民)	矢田	わか子 (民進)
理事	上月	良祐 (自民)	岡田	広 (自民)	里見	隆治 (公明)
理事	高野	光二郎 (自民)	こやり	隆史 (自民)	田村	智子 (共産)
理事	相原	久美子 (民進)	山東	昭子 (自民)	清水	貴之 (維新)
理事	西田	実仁 (公明)	豊田	俊郎 (自民)	山本	太郎 (希望)
	有村	治子 (自民)	野上	浩太郎 (自民)	和田	政宗 (日本)
	石井	準一 (自民)	神本	美恵子 (民進)		(28.10.18 現在)

(1) 審議概観

第192回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件及び衆議院提出2件（うち内閣委員長提出1件）の合計6件であり、内閣提出4件及び衆議院提出1件を可決し、衆議院提出1件を修正議決した。このほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願11種類79件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案は、宇宙基本法の基本理念の通り、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与することとするものである。

衛星リモートセンシング記録の適正な

取扱いの確保に関する法律案は、宇宙基本法の基本理念の通り、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、国の責務を定めるとともに、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度を設け、あわせて、衛星リモートセンシング記録保有者の義務、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定、内閣総理大臣による監督その他の衛星リモートセンシング記録の取扱いに関し必要な事項を定めようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、我が国の宇宙政策の方向性、人工衛星等の打上げに係る政府補償等の在り方、衛星リモートセンシング記録の利活用及び規制の在り方等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対し附帯決議が付された。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成28年8月8日付け

の職員の給与の改定に関する勧告並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、俸給月額、初任給調整手当、扶養手当及び勤勉手当の額の改定、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大並びに介護のため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇の新設等の措置を講じようとするものである。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、新設される専門スタッフ職4級の適正な運用の確保、国家公務員の人事評価制度の在り方、国の非常勤職員等の処遇を改善する必要性等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決された。

官民データ活用推進基本法案は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他官民データの適正かつ効果的な活用の推進

に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置しようとするものである。

委員会においては、個人情報等の利用に係る民間事業者の対応及びプライバシー侵害の懸念等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案は、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行おうとするものである。なお、衆議院において内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律第6条の規定により総務省設置法が改正されたことに伴う、必要な技術的修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、我が国にカジノ施設を設置することの是非、本法によるカジノ規制と違法性の阻却との関係、カジノ施設の設置による経済効果と社会に対する影響、ギャンブル依存症の予防策及び依存症患者への対策、カジノ施設の設置者及び運営者を民間事業者に限定した理由、マネー・ローンダリング対策等について質疑が行われた。質疑を終了した後、自由民主党から政府がカジノ施設の設置及び運営に関し講ずべきカジノ施設の入場者が悪影響を受けることを防止するために必要な措置として、ギャンブル依存症等の防止について明示すること、この

法律の規定及び第5条の規定に基づく措置については、この法律の施行後5年以内を目途として、必要な見直しが行われるべきものとする等内容を修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法律案は修正議決された。なお、附帯決議が付された。

〔法律案の提出〕

11月17日、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について委員長から説明を聴取した後、全会一致をもって内閣委員会提出の法律案として提出することを決定した。その主な内容は、住居等の付近をみだりにうろつく行為及び電子メールに類するその他の電気通信の送信等を行うことを規制の対象に加えると同時に、禁止命令等について、警告をしていない場合であってもこれを行うことができるようにすること、緊急の必要がある場合における手続を整備すること等の措置を講ずるほか、ストーカー行為等に係る情報提供の禁止、ストーカー行為等の相手方に対する援助の措置等の拡充、罰則の引上げ、ストーカー行為をする罪について告訴がなくても公訴を提起することができるようにすること等について定めようとするものである。

〔国政調査〕

(2) 委員会経過

- 平成28年10月18日(火) (第1回)
- 理事の補欠選任を行った。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行

10月18日、一般職の職員の給与についての報告及び勧告等について一宮人事院総裁から説明を聴取した。

10月20日、科学技術イノベーション政策の抜本的強化、地方創生の現状を踏まえた今後の取組、子供の貧困に係る実態調査、社会保障と税に係る勤労者の負担、働き方改革の検討の方向性、認可外保育施設における乳幼児の安全確保、政府関係機関の地方移転に係る今後の方向性、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に係る国の関与、不妊治療の助成に係る課題等の諸問題について質疑を行った。

11月10日、一億総活躍、働き方改革及び地方創生等に関する件を議題とし、働き方改革実現会議の位置付け及び同会議の構成の在り方、介護離職を防止するための環境整備の必要性、政治分野における男女共同参画の推進に係る加藤大臣の所見、政府の各種経済統計の改善に係る方針、子供の貧困対策として低所得の有子世帯への経済的支援を行う必要性、民泊の推進のための規制の在り方、大学等の進学に係る生活保護制度の運用の妥当性、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けた政府による国内外への広報戦略、まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂に係る検討の方向性等の諸問題について質疑を行った。

11月17日、ストーカー事案への対応の更なる充実に関する決議を行った。

- うことを決定した。
- 一般職の職員の給与についての報告及び勧告等に関する件について一宮人事院総裁から説

明を聴いた。

○平成28年10月20日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 科学技術イノベーション政策の抜本的強化に関する件、地方創生の現状を踏まえた今後の取組に関する件、子供の貧困に係る実態調査に関する件、社会保障と税に係る勤労者の負担に関する件、働き方改革の検討の方向性に関する件、認可外保育施設における乳幼児の安全確保に関する件、政府関係機関の地方移転に係る今後の方向性に関する件、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に係る国の関与に関する件、不妊治療の助成に係る課題に関する件等について丸川国務大臣、山本(幸)国務大臣、鶴保国務大臣、加藤国務大臣、石原国務大臣、磯崎農林水産副大臣、古屋厚生労働副大臣、藤井国土交通大臣政務官、武村内閣府大臣政務官、中川経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

岡田広君(自民)、上月良祐君(自民)、神本美恵子君(民進)、矢田わか子君(民進)、里見隆治君(公明)、田村智子君(共産)、清水貴之君(維新)、山本太郎君(希望)、和田政宗君(日本)

○平成28年11月1日(火) (第3回)

- 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案(第190回国会閣法第41号)(衆議院送付)
衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案(第190回国会閣法第42号)(衆議院送付)
- 以上両案について鶴保内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成28年11月8日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案(第190回国会閣法第41号)(衆議院送付)
衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案(第190回国会閣法第

42号)(衆議院送付)

以上両案について鶴保内閣府特命担当大臣、石原内閣府副大臣、豊田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

江島潔君(自民)、藤末健三君(民進)、西田実仁君(公明)、田村智子君(共産)、清水貴之君(維新)、山本太郎君(希望)、和田政宗君(日本)

(第190回国会閣法第41号)

賛成会派 自民、民進、公明、維新、日本
反対会派 共産、希望

(第190回国会閣法第42号)

賛成会派 自民、民進、公明、維新、日本
反対会派 共産、希望

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成28年11月10日(木) (第5回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 一億総活躍、働き方改革及び地方創生等に関する件について加藤国務大臣、山本(幸)国務大臣、丸川国務大臣、武村内閣府大臣政務官、堀内厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

矢田わか子君(民進)、西田実仁君(公明)、田村智子君(共産)、清水貴之君(維新)、山本太郎君(希望)、和田政宗君(日本)

- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)
- 以上両案について山本(幸)国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成28年11月15日(火) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)
- 以上両案について山本(幸)国務大臣、富樫

総務大臣政務官、一宮人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、相原久美子君（民進）、里見隆治君（公明）、田村智子君（共産）、清水貴之君（維新）、山本太郎君（希望）、和田政宗君（日本）

（閣法第9号）

賛成会派 自民、民進、公明、希望、日本
反対会派 共産、維新

（閣法第10号）

賛成会派 自民、民進、公明、日本
反対会派 共産、維新、希望

○平成28年11月17日（木）（第7回）

○**ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案**の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○**ストーカー事案への対応の更なる充実に関する決議**を行った。

○平成28年12月6日（火）（第8回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**官民データ活用推進基本法案（衆第8号）（衆議院提出）**について提出者衆議院内閣委員長秋元司君から趣旨説明を聴き、衆議院内閣委員長代理平井たくや君、同濱村進君及び同高井崇志君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

田村智子君（共産）、山本太郎君（希望）

（衆第8号）

賛成会派 自民、民進、公明、維新
反対会派 共産、希望

○平成28年12月8日（木）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**特定複合観光施設区域の整備に関する法律案（第189回国会衆第20号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員細田博之君から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員ふくだ峰之君から説

明を聴いた後、発議者衆議院議員岩屋毅君、同細田博之君、同西村康稔君、同小沢鋭仁君、同松浪健太君、菅内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山東昭子君（自民）、江島潔君（自民）、和田政宗君（自民）、相原久美子君（民進）、白眞勲君（民進）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、浅田均君（維新）、山本太郎君（希望）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成28年12月12日（月）（第10回）

○**特定複合観光施設区域の整備に関する法律案（第189回国会衆第20号）（衆議院提出）**について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

大阪商業大学総合経営学部教授 美原融君
弁護士 渡邊雅之君

日本弁護士連合会多重債務問題検討ワーキンググループ座長

弁護士 新里宏二君

静岡大学人文社会科学部教授 鳥畑与一君

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、神本美恵子君（民進）、里見隆治君（公明）、田村智子君（共産）、浅田均君（維新）、山本太郎君（希望）

○平成28年12月13日（火）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**特定複合観光施設区域の整備に関する法律案（第189回国会衆第20号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員細田博之君、同西村康稔君、同岩屋毅君、同小沢鋭仁君、同松浪健太君、菅内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、高野光二郎君（自民）、和田政宗君（自民）、森本真治君（民進）、矢田わか子君（民進）、大門実紀史君（共産）、山本太郎君（希望）、里見隆治君（公明）、西田実仁君（公明）、清水貴之君（維新）

(第189回国会衆第20号)

賛成会派 自民、公明（一部）、維新
反対会派 民進、公明（一部）、共産、希望
なお、附帯決議を行った。

○平成28年12月14日（水）（第12回）

○請願第83号外78件を審査した。

○内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）委員会決議

―ストーカー事案への対応の更なる充実に関する決議―

政府は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 ストーカー事案については事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいことから、警察において、ストーカー行為等の被害者等の安全の確保を最優先に、組織的な対応を推進・強化するとともに、ストーカー事案を担当する警察官による迅速かつ的確な対応が確保されるようにすること。
- 二 ストーカー行為罪について非親告罪化しても、警察及び検察においては、その事案の対応に当たり、ストーカー行為等の被害者の意向を十分に尊重した運用を行うようにすること。
- 三 ストーカー事案の特性を踏まえ関係機関等において適切な対応・支援がなされるよう、専門的能力や経験を有する人材の養成及び確保に努めること。
- 四 ストーカー行為等の被害者に対しては、その状況に応じた医学的・心理的なケアが適切に提供されるよう、必要な体制の整備を図ること。
- 五 ストーカー行為等をした者を更生させるための方法に関する調査研究等の加害者対策においては、精神医学的・心理学的な手法も含め、その適切かつ効果的な手法の研究・開発に重点的に取り組み、その成果の活用につなげること。
- 六 ストーカー行為等の被害者等がストーカー行為等を受けた早期の段階からちゅうちょなくその被害について相談することができるよう、関係する機関・団体における相談体制の拡充強化を図ること。

右決議する。

総務委員会

委員一覧 (25名)

委員長	横山 信一 (公明)	島田 三郎 (自民)	那谷屋 正義 (民進)
理事	大沼 みずほ (自民)	関口 昌一 (自民)	平山 佐知子 (民進)
理事	柘植 芳文 (自民)	高橋 克法 (自民)	森本 真治 (民進)
理事	森屋 宏 (自民)	二之湯 智 (自民)	宮崎 勝 (公明)
理事	江崎 孝 (民進)	松下 新平 (自民)	井上 哲士 (共産)
理事	山本 博司 (公明)	溝手 顕正 (自民)	片山 虎之助 (維新)
	片山 さつき (自民)	山崎 正昭 (自民)	又市 征治 (希望)
	こやり 隆史 (自民)	伊藤 孝恵 (民進)	
	古賀 友一郎 (自民)	杉尾 秀哉 (民進)	(28.10.11 現在)

(1) 審議概観

第192回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案は、地方財政の状況等に鑑み、平成28年熊本地震による災害に係る復興基金の創設及び東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、平成28年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるとともに、平成28年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例を改正するものである。

委員会においては、復興基金を設ける基準及び積算根拠、被災状況に応じた財政支援の在り方、自治体の財政負担への的確な対応等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法

及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案は、世界経済の不透明感が増す中で、新たな危機に陥ることを回避するためにあらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、地方消費税率引上げの実施時期を平成31年10月1日とするとともに、法人住民税の法人税割の税率の引下げの実施時期及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止時期の変更、自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、消費税率引上げ時期の変更と地方の社会保障財源確保の具体策、地方財政計画策定に係る論点に対する見解、地方交付税法定率の引上げの必要性、今後の車体課税の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

地方公務員の育児休業等に関する法律

及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案は、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員について、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護のため一日の勤務時間の一部につき勤務しないことができるようにする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、育児・介護休業制度の利用実態と取得環境の整備方策、臨時・非常勤職員の育児・介護休業のための条例制定等の推進、男性地方公務員の育児休業取得促進の取組等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査〕

10月18日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について高市総務大臣から説明を聴取

した。

10月25日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について、衛星分野の競争力強化に向けた総務省の取組、地方公務員における働き方改革の在り方、共通投票所の設置拡大に向けた今後の取組、電波利用料の使途の在り方と次期改定の概要等の質疑を行った。

11月22日、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、平成の合併の成果と課題、臨時・非常勤職員の任用及び処遇、NHK会長の選任の在り方、NHKの受信料の還元方策、水道事業の民営化の問題点、救急安心センターの整備促進、臨時財政対策債の累増の問題等について質疑を行った。

12月5日、日本放送協会の事業運営に関する実情調査のため、NHK放送センターの視察を行った。

(2) 委員会経過

○平成28年10月11日(火) (第1回)

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について高市総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、原田総務副大臣、松本内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

杉尾秀哉君(民進)、仁比聡平君(共産)、又市征治君(希望)

(閣法第1号)

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、希望
反対会派 なし

○平成28年10月18日(火) (第2回)

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について高市総務大臣から説明を聴いた。

○平成28年10月25日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について高市総務大臣、原田総務副大臣、金子総務大臣政務官、馬場厚生労働大臣政務官、政府参考人、参考

人日本放送協会会長榑井勝人君及び同協会専務理事木田幸紀君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大沼みずほ君（自民）、こやり隆史君（自民）、伊藤孝恵君（民進）、森本真治君（民進）、宮崎勝君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、片山虎之助君（維新）、又市征治君（希望）

○平成28年11月10日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）**について高市総務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、富樫総務大臣政務官、藤井国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古賀友一郎君（自民）、山本博司君（公明）、宮崎勝君（公明）

○平成28年11月17日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）**について高市総務大臣、木原財務副大臣、松村経済産業副大臣、越智内閣府副大臣、原田総務副大臣、三木財務大臣政務官、富樫総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

吉川沙織君（民進）、森本真治君（民進）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（維新）、又市征治君（希望）

（閣法第4号）

賛成会派 自民、公明

反対会派 民進、共産、維新、希望

なお、附帯決議を行った。

○平成28年11月22日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 平成の合併の成果と課題に関する件、臨時・非常勤職員の任用及び処遇に関する件、日本放送協会会長の選任の在り方に関する件、日本放送協会の受信料の還元方策に関する件、水道事業の民営化の問題点に関する件、救急安心センターの整備促進に関する件、臨時財政対策債の累増の問題に関する件等について高市総務大臣、大塚財務副大臣、富樫総務大臣政務官、樋口文部科学大臣政務官、馬場厚生労働大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会会長榑井勝人君、同協会経営委員会委員長石原進君、同協会理事松原洋一君、同協会専務理事木田幸紀君及び同協会専務理事今井純君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森屋宏君（自民）、那谷屋正義君（民進）、杉尾秀哉君（民進）、山本博司君（公明）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（維新）、又市征治君（希望）

- 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）**について高市総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成28年11月24日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）**について高市総務大臣、木原財務副大臣、石原内閣府副大臣、原田総務副大臣、樋口文部科学大臣政務官、杉財務大臣政務官、中村参議院事務総長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

自見はなこ君（自民）、吉川沙織君（民進）、森本真治君（民進）、山本博司君（公明）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（維新）、又市征治君（希望）

（閣法第11号）

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、
希望

反対会派 なし

○平成28年12月14日(水) (第8回)

- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

法務委員会

委員一覧 (20名)

委員長	秋野 公造 (公明)	古川 俊治 (自民)	仁比 聡平 (共産)
理事	西田 昌司 (自民)	牧野 たかお (自民)	高木 かおり (維新)
理事	山下 雄平 (自民)	丸山 和也 (自民)	糸数 慶子 (沖縄)
理事	真山 勇一 (民進)	元榮 太一郎 (自民)	郡司 彰 (無)
理事	佐々木 さやか (公明)	柳本 卓治 (自民)	伊達 忠一 (無)
	猪口 邦子 (自民)	有田 芳生 (民進)	山口 和之 (無)
	中泉 松司 (自民)	小川 敏夫 (民進)	(28. 10. 18 現在)

(1) 審議概観

第192回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件及び衆議院提出2件(うち法務委員長1件)の合計7件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願8種類32件は、いずれも保留とした。

【法律案の審査】

刑事関係 再犯の防止等の推進に関する法律案は、衆議院法務委員長提出によるものであり、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。委員会においては、衆議院法務委員長鈴木淳司君より趣旨説明を聴取した後、本法律案により「指導及び支援」を行う対象者の範囲と実施機

関、法律の目的から外れた指導が行われるとの懸念、保護観察官の抜本的増員の必要性、未決の者や刑を終えた者等に対しては「指導」は行わず「支援」にとどめるための修正を行う必要性等について質疑が行われた。質疑終局の後、日本共産党より、法律の目的に「犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進する」ことを加えることとする等の修正案が提出された。順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

その他 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案は、外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、技能実習を実施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、技能実習計画の記載事項及び同計画認定基準についての修正のほか、外国人技能実習機構の業務として技能実習生が技能実習を行うことが困難となった場合に係る業

務を明記する等の修正が行われた。また、**出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案**は、介護の業務に従事する外国人の受入れを図るため、介護福祉士の資格を有する外国人に係る在留資格を設けるほか、出入国管理の現状に鑑み、偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者等に適切に対処するため、罰則の整備、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じようとするものである。委員会においては、両法律案を一括して議題とし、両法律案の提出の背景及び経緯、現行の技能実習制度における労働関係法令違反及び人権侵害の実情、技能実習生のための母国語相談体制の更なる充実の必要性、監理団体、実習実施者及び送出機関の適正化の方策、外国人技能実習機構の体制と同機構による実地検査の内容、技能実習生の失踪の実情と偽装滞在者対策、介護業務で必要とされる技能実習生の日本語能力とその修得への課題等について質疑が行われたほか、技能実習生や経済連携協定による介護福祉士候補者を受け入れている事業所への視察、参考人からの意見聴取及び厚生労働委員会との連合審査会を行った。質疑を終局し、討論の後、両法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、それぞれ附帯決議が付された。

部落差別の解消の推進に関する法律案は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を

現するため、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めようとするものである。委員会においては、本法律案の立法事実、同和問題に対する政府のこれまでの取組、インターネット上で生じる同和問題への対策の在り方、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律と本法律案の関連性、部落差別の実態調査に対する懸念についての発議者の見解等について質疑が行われ、また参考人からの意見聴取を行った。質疑終局を採決で決し、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

このほか、**裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案並びに裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案**が可決された。

【国政調査】

10月20日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、受刑者の円滑な社会復帰のため刑事施設内における職業訓練を雇用状況に合わせて見直す必要性、水際におけるテロ対策についての諸外国との情報共有や連携の状況、大阪府警機動隊員による沖縄県民への差別的発言に対する警察庁及び法務省の見解、大分県警察による監視カメラ設置事件の問題点、テロ対策のための法整備の必要性についての法務大臣の見解、法務省が作成した養育費及び面会交流に関するパンフレットについての自治体の反応、虐待被害児童に対する協同面接の実施について関係機関における連携強化の必要性、充実した法教育の推進のため各省庁の連携を進める必要性、性犯罪被害者に対する配慮の必

要性についての法務大臣の見解、選択的夫婦別氏制度と通称使用に対する法務大臣の見解、最近の人権侵犯事件の状況及び法務省の取組、技能実習制度への介護職種の追加と介護サービスの質の担保策等が取り上げられた。

10月25日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、司法修習生に対する経済的支援の在り方、ストーカー犯罪の防止及び再犯防止の具体的取組、いわゆるヘイトスピーチ解消法施行後の課題、インターネット上のヘイトスピーチに対する法務省の対応、司法ソーシャルワークの普及促進策、大分県警察による監視カメラ設置事件における警察の組織的関与の有無、再犯防止のため少年院等において実施されている矯正教育の内容、無戸籍による不利益及び無戸籍の解消方法、選択的夫婦別氏制度導入のための民法改正の必要性、刑事手続における告訴・告発の取扱いに対する法務大臣の見解等が取り上げられた。

11月22日、法務及び司法行政等に関する

質疑を行い、諫早湾干拓潮受堤防開門訴訟における早期解決に向けた法務大臣の見解、被相続人を介護・扶養した相続人の相続の面における法的評価の在り方、インターネット上の差別的書き込みに対する法務省の対応、選挙活動の機会に行われるヘイトスピーチへの対応、再犯防止に向けた総合的な対策の現状、受刑者の職業訓練の社会的ニーズを把握するための取組状況、相続登記がなされていない現状の把握とその原因分析の必要性、少年の再非行防止に向けた政府の取組目標、同和問題解決に向けた課題に対する法務大臣の認識、児童虐待に対する児童相談所・市町村・警察の連携の重要性、刑事施設における性犯罪者に対する再犯防止のための取組内容、大阪府警機動隊員による沖縄県民への差別的発言を踏まえた警察学校等における研修・教育実施方針、東日本大震災に起因する差別や偏見をなくすための取組の重要性、矯正医官の定員割れの改善状況及び安定的採用の確保に向けた課題等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成28年10月18日(火) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○平成28年10月20日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 再犯防止対策に関する件、大分県警察による監視カメラ設置事件に関する件、テロ対策のための法整備に関する件、児童虐待の防止等に関する件、性犯罪に対処するための刑法の改正に関する件、選択的夫婦別氏制度と通称使用に関する件、最近の人権侵犯事件の状況及び法務省の取組に関する件等について金田法務大臣、井野法務大臣政務官、政府参考人

及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山下雄平君(自民)、有田芳生君(民進)、真山勇一君(民進)、佐々木さやか君(公明)、仁比聡平君(共産)、高木かおり君(維新)、糸数慶子君(沖縄)、山口和之君(無)

○平成28年10月25日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 司法修習生に対する経済的支援の在り方に関する件、ヘイトスピーチ解消法施行後の課題に関する件、司法ソーシャルワークの普及促進に関する件、大分県警察による監視カメラ設置事件に関する件、少年院における矯正教育に関する件、選択的夫婦別氏制度導入のた

めの民法改正に関する件、刑事手続における告訴・告発の取扱いに関する件等について金田法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

元榮太一郎君（自民）、有田芳生君（民進）、佐々木さやか君（公明）、仁比聡平君（共産）、高木かおり君（維新）、糸数慶子君（沖縄）、山口和之君（無）

○平成28年11月1日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案（第189回国会閣法第30号）（衆議院送付）
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第31号）（衆議院送付）

以上両案について金田法務大臣から趣旨説明を、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案（第189回国会閣法第30号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員逢坂誠二君から説明を聴いた後、金田法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

有田芳生君（民進）、真山勇一君（民進）、佐々木さやか君（公明）、仁比聡平君（共産）、高木かおり君（維新）、中泉松司君（自民）

○平成28年11月8日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案（第189回国会閣法第30号）（衆議院送付）
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第31号）（衆議院送付）

以上両案について金田法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

牧野たかお君（自民）、糸数慶子君（沖縄）、山口和之君（無）

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

また、両案について厚生労働委員会から連合審査会開会の申入れがあった場合はこれを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成28年11月10日（木）

法務委員会、厚生労働委員会連合審査会（第1回）

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案（第189回国会閣法第30号）（衆議院送付）
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第31号）（衆議院送付）

以上両案について修正案提出者衆議院議員井出庸生君、塩崎厚生労働大臣、金田法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石橋通宏君（民進）、倉林明子君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希望）、薬師寺みちよ君（無ク）、糸数慶子君（沖縄）、山口和之君（無）

本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成28年11月10日（木）（第6回）

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案（第189回国会閣法第30号）（衆議院送付）
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第31号）（衆議院送付）

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

ESUHA I C o., L t d 代表取締役
レロンソン君
公益社団法人自由人権協会理事
移住者と連帯する全国ネットワーク運営委

員 旗手明君

神戸大学大学院国際協力研究科准教授 斉藤善久君

〔質疑者〕

元榮太一郎君（自民）、真山勇一君（民進）、佐々木さやか君（公明）、仁比聡平君（共産）、高木かおり君（維新）、糸数慶子君（沖縄）、山口和之君（無）

○平成28年11月15日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案（第189回国会閣法第30号）（衆議院送付）

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第31号）（衆議院送付）

以上両案について金田法務大臣、橋本厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

丸山和也君（自民）、真山勇一君（民進）、佐々木さやか君（公明）、仁比聡平君（共産）、高木かおり君（維新）、糸数慶子君（沖縄）、山口和之君（無）

○平成28年11月17日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案（第189回国会閣法第30号）（衆議院送付）

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第31号）（衆議院送付）

以上両案について金田法務大臣、井野法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

石橋通宏君（民進）、有田芳生君（民進）、仁比聡平君（共産）、高木かおり君（維新）、糸数慶子君（沖縄）、山口和之君（無）

（第189回国会閣法第30号）

賛成会派 自民、民進、公明、維新、無（山口和之君）

反対会派 共産、沖縄

欠席会派 無（郡司彰君、伊達忠一君）
（第189回国会閣法第31号）

賛成会派 自民、民進、公明、維新、無（山口和之君）

反対会派 共産、沖縄

欠席会派 無（郡司彰君、伊達忠一君）

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成28年11月22日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法制審議会民法（相続関係）部会における議論に関する件、ヘイトスピーチ対策の新たな課題に関する件、再犯防止対策に関する件、相続登記の推進に関する件、同和問題についての過去の法務省の対応に関する件、児童虐待の再発防止に関する件、沖縄県民への差別的発言を踏まえた警察官への研修・教育に関する件、いじめ問題についての法務省の対応に関する件等について金田法務大臣、盛山法務副大臣、井野法務大臣政務官、堀内厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山下雄平君（自民）、有田芳生君（民進）、真山勇一君（民進）、佐々木さやか君（公明）、仁比聡平君（共産）、高木かおり君（維新）、糸数慶子君（沖縄）、山口和之君（無）

- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

以上3案について金田法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成28年11月24日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）
- 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

以上3案について金田法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

仁比聡平君（共産）、真山勇一君（民進）、佐々木さやか君（公明）、元榮太一郎君（自民）、高木かおり君（維新）、糸数慶子君（沖縄）、山口和之君（無）

（閣法第12号）

賛成会派 自民、民進、公明、共産、沖縄、無（山口和之君）

反対会派 維新

欠席会派 無（郡司彰君、伊達忠一君）

（閣法第13号）

賛成会派 自民、民進、公明、共産、沖縄、無（山口和之君）

反対会派 維新

欠席会派 無（郡司彰君、伊達忠一君）

（閣法第14号）

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、沖縄、無（山口和之君）

反対会派 なし

欠席会派 無（郡司彰君、伊達忠一君）

○平成28年12月1日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○再犯の防止等の推進に関する法律案（衆第6号）（衆議院提出）について提出者衆議院法務委員長鈴木淳司君から趣旨説明を聴いた後、衆議院法務委員長代理山下貴司君、同井出庸生君、金田法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小川敏夫君（民進）、仁比聡平君（共産）、糸数慶子君（沖縄）

○部落差別の解消の推進に関する法律案（第190回国会衆第48号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員門博文君から趣旨説明を聴いた後、同門博文君、同宮崎政久君、同逢坂誠二君、同江田康幸君、同若狭勝君、同井出庸生君、金田法務大臣、盛山法務副大臣及び政

府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、有田芳生君（民進）、小川敏夫君（民進）、佐々木さやか君（公明）、仁比聡平君（共産）、高木かおり君（維新）、糸数慶子君（沖縄）、山口和之君（無）また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成28年12月6日（火）（第12回）

○部落差別の解消の推進に関する法律案（第190回国会衆第48号）（衆議院提出）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

部落解放同盟中央本部書記長 西島藤彦君
京都産業大学文化学部教授 灘本昌久君
全国地域人権運動総連合事務局長 新井直樹君
弁護士 石川元也君

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、有田芳生君（民進）、佐々木さやか君（公明）、仁比聡平君（共産）、高木かおり君（維新）、糸数慶子君（沖縄）、山口和之君（無）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○再犯の防止等の推進に関する法律案（衆第6号）（衆議院提出）について提出者衆議院法務委員長代理山下貴司君、同井出庸生君、金田法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

小川敏夫君（民進）、仁比聡平君（共産）（衆第6号）

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、沖縄、無（山口和之君）

反対会派 なし

欠席会派 無（郡司彰君、伊達忠一君）

なお、附帯決議を行った。

○平成28年12月8日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○部落差別の解消の推進に関する法律案（第190回国会衆第48号）（衆議院提出）について発

議者衆議院議員門博文君、同江田康幸君、同宮崎政久君、同逢坂誠二君、同若狭勝君、金田法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、有田芳生君（民進）、
仁比聡平君（共産）

（第190回国会衆第48号）

賛成会派 自民、民進、公明、維新、沖縄、
無（山口和之君）

反対会派 共産

欠席会派 無（郡司彰君、伊達忠一君）

なお、附帯決議を行った。

○平成28年12月14日（水）（第14回）

- 請願第57号外31件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

外交防衛委員会

委員一覧 (21名)

委員長	宇都 隆史 (自民)	佐藤 正久 (自民)	福山 哲郎 (民進)
理事	阿達 雅志 (自民)	滝沢 求 (自民)	藤田 幸久 (民進)
理事	堀井 巖 (自民)	武見 敬三 (自民)	山口 那津男 (公明)
理事	山田 宏 (自民)	中曽根 弘文 (自民)	井上 哲士 (共産)
理事	大野 元裕 (民進)	中西 哲 (自民)	浅田 均 (維新)
理事	浜田 昌良 (公明)	山本 一太 (自民)	アントニオ猪木 (無ク)
	佐藤 啓 (自民)	小西 洋之 (民進)	伊波 洋一 (沖縄)

(28. 10. 18 現在)

(1) 審議概観

第192回国会において本委員会に付託された案件は、条約1件及び内閣提出法律案1件の合計2件であり、それぞれ承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願14種類252件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

気候変動対策 パリ協定は、平成27年12月にパリで開催された気候変動枠組条約の第21回締約国会議において採択されたものであり、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化することを目的として、温室効果ガスの削減に係る取組、その実効性を確保するための措置等について定めるものである。委員会においては、温室効果ガスの主要排出国による本協定締結の動向、我が国の本協定締結が遅れることとなった理由及びその影響、温室効果ガスの排出削減に向けた二国間クレジット制度の活用とルール策定の見通し、締約国による排出削減目標の達成を確保するための仕組み、我が国の排出削減目標の引上げの必要性、我が国の約束草案に示された電源構成の実現可能性、

再生エネルギーや森林保全に対する我が国の途上国支援の推進等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

防衛省職員の俸給月額等の改定 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛省職員の俸給月額等を改定する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、自衛官の給与改定が一般職国家公務員の給与改定に準拠する理由、諸外国と比較した場合の自衛官の給与水準、自衛官の若年定年制の目的と再就職・再任用の状況等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

〔国政調査〕

第191回国会閉会後の9月14日、北朝鮮による核実験の実施等について質疑を行い、北朝鮮による五度目の核実験に対する抗議決議を行った。

10月20日、北朝鮮情勢、日露関係、ユネスコ記憶遺産事業、集団的自衛権と憲法との関係、弾道ミサイル防衛、南スーダンPKOにおける自衛隊の活動、中南

米諸国に対する支援、沖縄における北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業等について質疑を行った。

11月22日、在日米軍駐留経費負担、南スーダンPKOにおける自衛隊の「駆け付け警護」、安倍総理とトランプ次期米国大統領との会談、日露関係、パリ協定、北朝鮮情勢、沖縄における北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業等について質

疑を行った。

12月8日、集団的自衛権と憲法との関係、広島平和都市記念碑、日露関係、安全保障技術研究推進制度、南スーダンPKOにおける自衛隊の「駆け付け警護」、我が国と東南アジア諸国との防衛協力、我が国周辺空域における中国軍機の活動状況、在沖縄米軍基地問題等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成28年9月14日(水) (第191回国会閉会後 第1回)

- 理事を選任した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 北朝鮮による核実験の実施等に関する件について稲田防衛大臣、岸田外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宇都隆史君(自民)、大野元裕君(民進)、石川博崇君(公明)、井上哲士君(共産)、浅田均君(維新)、アントニオ猪木君(無ク)、伊波洋一君(沖縄)

- 北朝鮮による五度目の核実験に対する抗議決議を行った。

○平成28年10月18日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

○平成28年10月20日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 北朝鮮情勢に関する件、日露関係に関する件、ユネスコ記憶遺産事業に関する件、集団的自衛権と憲法との関係に関する件、弾道ミサイル防衛に関する件、南スーダンPKOにおける自衛隊の活動に関する件、中南米諸国に対する支援に関する件、沖縄における北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業に関する件等について岸田外務大臣、稲田防衛大臣、若宮

防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

阿達雅志君(自民)、山田宏君(自民)、小西洋之君(民進)、大野元裕君(民進)、山口那津男君(公明)、井上哲士君(共産)、浅田均君(維新)、アントニオ猪木君(無ク)、伊波洋一君(沖縄)

- パリ協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)について岸田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成28年10月25日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- パリ協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)について岸田外務大臣、稲田防衛大臣、山本環境大臣、関環境副大臣、松村経済産業副大臣、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕

佐藤正久君(自民)、藤田幸久君(民進)、浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、浅田均君(維新)、アントニオ猪木君(無ク)、伊波洋一君(沖縄)

・質疑(環境大臣出席)

〔質疑者〕

福山哲郎君(民進)、浜田昌良君(公明)、武田良介君(共産)、浅田均君(維新)、アントニオ猪木君(無ク)、伊波洋一君(沖縄)

○平成28年10月27日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- パリ協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)について岸田外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

[質疑者]

福山哲郎君(民進)、井上哲士君(共産)、
浅田均君(維新)、アントニオ猪木君(無ク)、
伊波洋一君(沖縄)

(閣条第1号)

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、
無ク、沖縄

反対会派 なし

○平成28年11月22日(火) (第5回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 在日米軍駐留経費負担に関する件、南スーダンPKOにおける自衛隊の「駆け付け警護」に関する件、安倍総理とトランプ次期米大統領との会談に関する件、日露関係に関する件、パリ協定に関する件、北朝鮮情勢に関する件、沖縄における北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業に関する件等について稲田防衛大臣、岸田外務大臣、萩生田内閣官房副長官、松村経済産業副大臣、関環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

中西哲君(自民)、福山哲郎君(民進)、
浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、
浅田均君(維新)、アントニオ猪木君(無ク)、
伊波洋一君(沖縄)

- 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)について稲田防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成28年11月24日(木) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)

について稲田防衛大臣、岸田外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

佐藤啓君(自民)、大野元裕君(民進)、
浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、
浅田均君(維新)、アントニオ猪木君(無ク)、
伊波洋一君(沖縄)

(閣法第15号)

賛成会派 自民、民進、公明、共産、無ク、
沖縄

反対会派 維新

○平成28年12月8日(木) (第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 集団的自衛権と憲法との関係に関する件、広島平和都市記念碑に関する件、日露関係に関する件、安全保障技術研究推進制度に関する件、南スーダンPKOにおける自衛隊の「駆け付け警護」に関する件、我が国と東南アジア諸国との防衛協力に関する件、我が国周辺空域における中国軍機の活動状況に関する件、在沖縄米軍基地問題に関する件等について稲田防衛大臣、岸田外務大臣、菌浦外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

小西洋之君(民進)、井上哲士君(共産)、
浅田均君(維新)、アントニオ猪木君(無ク)、
伊波洋一君(沖縄)

○平成28年12月14日(水) (第8回)

- 請願第1号外251件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

—北朝鮮による五度目の核実験に対する抗議決議—

去る9月9日、北朝鮮は、核弾頭爆発実験を実施した旨発表した。これは、決議第2270号等の一連の国連安保理決議や六者会合共同声明、日朝平壤宣言に明確に違反し、実に5回目となる核実験である。

今般の核実験は、これらの国際社会の声を無視して強行されたものであり、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であるばかりでなく、唯一の被爆国の我が国として断じて容認できない暴挙である。さらに、本年に入って弾道ミサイルの発射を、我が国の排他的経済水域に落下したものや、潜水艦から発射したものを含め、既に21発実施したことに加え、核実験を1月に引き続き再度強行したことは、我が国の安全に対する直接的脅威であるとともに、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものであり、極めて強く非難する。

本委員会は日本国民を代表して、今般の核実験に対し重ねて厳重に抗議するとともに、北朝鮮が、これまでの諸合意に従って速やかに全ての核を放棄し、IAEAの査察を受け入れ、朝鮮半島の非核化に取り組むことを強く要求する。

政府は、国連安保理決議等を踏まえ、決議に基づく制裁措置を完全に履行するよう強く求めるとともに、国際社会が結束した外交努力を展開し、平和的な解決を模索すべきである。その際、北朝鮮が現在の行動を改めない限り、国際的な批判と孤立を招くだけであり、将来に活路を見いだすことはできないことを認識させるべきである。そのためにも政府は、非常任理事国として、米国、韓国、中国、ロシア等関係各国との協力を強化しつつ、新たな決議の採択を始め、国連安保理における議論を主導するとともに、国連安保理での取組や我が国独自の措置を通じて圧力の強化を追求すべきである。

また、政府は、北朝鮮情勢に関する情報収集・分析を徹底し、国民に対して的確な情報提供を行うとともに、核実験及びミサイル発射の兆候・実施が認められる不測の事態にあっては国民への適切な周知を図るべきである。加えて、不断に必要な態勢をとるほか、米国等と緊密に連携し、我が国の平和と安全の確保、国民の安全・安心の確保に努め、万全の措置を講ずるべきである。

北朝鮮の核・ミサイル問題のみならず、拉致問題も我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国際社会が結束して北朝鮮による核・ミサイル・拉致問題の包括的かつ早急な解決を図るべく、政府の総力を挙げた努力を傾注し、もって国民の負託に応えるべきである。

右決議する。

財政金融委員会

委員一覧 (25名)

委員長	藤川 政人 (自民)	徳茂 雅之 (自民)	藤末 健三 (民進)
理事	大家 敏志 (自民)	中西 健治 (自民)	杉 久武 (公明)
理事	長峯 誠 (自民)	松川 るい (自民)	小池 晃 (共産)
理事	三宅 伸吾 (自民)	三木 亨 (自民)	大門 実紀史 (共産)
理事	大塚 耕平 (民進)	宮沢 洋一 (自民)	藤巻 健史 (維新)
理事	平木 大作 (公明)	山谷 えり子 (自民)	渡辺 喜美 (維新)
	愛知 治郎 (自民)	風間 直樹 (民進)	中山 恭子 (日本)
	石田 昌宏 (自民)	古賀 之士 (民進)	
	鶴保 庸介 (自民)	白 眞勲 (民進)	(28.10.18 現在)

(1) 審議概観

第192回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件及び衆議院提出1件の合計3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願15種類147件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案は、世界経済の不透明感が増す中、新たな危機に陥ることを回避するため、あらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、消費税率の10%への引上げ時期を平成31年10月1日に変更するとともに関連する税制上の措置等について所要の見直しを行おうとするものである。

委員会においては、消費税率引上げを再延期する理由、再延期後の社会保障の充実・安定化と財政健全化の達成の見通し、軽減税率制度等の円滑な実施に向け中小事業者の事務負担に配慮する必要性

等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案は、金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するため、金融機関等の資本の増強に関する措置等の期限延長を行おうとするものである。

委員会においては、金融機能強化法に基づく国の資本参加が中小企業支援に及ぼした効果、銀行等保有株式取得機構が買取りを継続することの是非、保険業法の政府補助規定を延長する趣旨等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案(衆議院提出)は、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資するため、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用しようとするもので

ある。

委員会においては、発議者を代表して、衆議院議員山本ともひろ君より趣旨説明を聴取した後、休眠預金等を活用する制度の意義、制度の有効性や資金の活用について検証を続ける必要性等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

10月27日、フィンテック（金融とITの融合）の推進に向けた政府及び日銀の取組、研究開発税制の適用実態等を踏まえた見直しの必要性、長短金利操作付き量的・質的金融緩和の下での長期国債買入れの持続可能性、企業の内部留保に着

目した法人税制を設けることに対する財務大臣の所見等について質疑を行った。

11月22日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書（平成28年6月14日提出）について、黒田日本銀行総裁より説明を聴取した後、長短金利操作付き量的・質的金融緩和と量を重視した従来の金融緩和策との関係、長期金利を操作することによる副作用、長期にわたるデフレを経験した我が国において予想物価上昇率を引き上げる方策、出口戦略における長期金利操作及び日銀当座預金に対する付利金利の引上げの実現可能性等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成28年10月18日（火）（第1回）

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○平成28年10月27日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 長短金利操作付き量的・質的金融緩和に関する件、金融と情報通信技術の融合に関する件、研究開発税制に関する件、内部留保に着目した法人税制に関する件、金融行政方針に関する件、経済成長のための財政政策に関する件等について麻生国務大臣、越智内閣府副大臣、大塚財務副大臣、金子総務大臣政務官、武村内閣府大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君、同銀行副総裁岩田規久男君、同銀行理事桑原茂裕君及び日本郵政株式会社専務執行役原口亮介君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

風間直樹君（民進）、藤末健三君（民進）、大門実紀史君（共産）、藤巻健史君（維新）、

三宅伸吾君（自民）、徳茂雅之君（自民）、平木大作君（公明）、中山恭子君（日本）

○平成28年11月10日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた後、麻生国務大臣、大塚財務副大臣、越智内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中西健治君（自民）、松川るい君（自民）、徳茂雅之君（自民）

○平成28年11月17日（木）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について麻生

国務大臣、越智内閣府副大臣、大塚財務副大臣、豊田内閣府大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

白眞勲君（民進）、古賀之士君（民進）、藤末健三君（民進）、平木大作君（公明）、大門実紀史君（共産）、藤巻健史君（維新）、中山恭子君（日本）

（閣法第3号）

賛成会派 自民、公明、日本

反対会派 民進、共産、維新

○平成28年11月22日（火）（第5回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁黒田東彦君から説明を聴いた後、大塚財務副大臣、会計検査院当局、参考人日本銀行総裁黒田東彦君、同銀行理事雨宮正佳君及び同銀行理事武田知久君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石田昌宏君（自民）、風間直樹君（民進）、平木大作君（公明）、大門実紀史君（共産）、藤巻健史君（維新）、中山恭子君（日本）

- 金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について麻生内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成28年11月24日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について麻生国務大臣、古屋厚生労働副大臣、越智内閣府副大臣、大塚財務副大臣、武村内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁中曾宏君に対し質疑を行

い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

中西健治君（自民）、藤末健三君（民進）、平木大作君（公明）、大門実紀史君（共産）、藤巻健史君（維新）、中山恭子君（日本）（閣法第5号）

賛成会派 自民、民進、公明、維新、日本

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成28年12月1日（木）（第7回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案（第190回国会衆第43号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員山本ともひろ君から趣旨説明を聴き、同上田勇君、同岸本周平君、同山本ともひろ君、同丸山穂高君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

古賀之士君（民進）、大門実紀史君（共産）、藤巻健史君（維新）

（第190回国会衆第43号）

賛成会派 自民、民進、公明、維新、日本

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成28年12月14日（水）（第8回）

- 請願第15号外146件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

文教科学委員会

委員一覧 (20名)

委員長	赤池 誠章 (自民)	上野 通子 (自民)	蓮 舫 (民進)
理事	石井 浩郎 (自民)	小野田 紀美 (自民)	河野 義博 (公明)
理事	堂故 茂 (自民)	橋本 聖子 (自民)	三浦 信祐 (公明)
理事	斎藤 嘉隆 (民進)	水落 敏栄 (自民)	片山 大介 (維新)
理事	吉良 よし子 (共産)	山本 順三 (自民)	木戸口 英司 (希望)
	朝日 健太郎 (自民)	大島 九州男 (民進)	松沢 成文 (無ク)
	今井 絵理子 (自民)	宮沢 由佳 (民進)	(28. 10. 18 現在)

(1) 審議概観

第192回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件及び衆議院提出1件の合計2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願13種類132件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

教育公務員特例法等の一部を改正する法律案は、委員会において、文部科学大臣が定める指針の在り方、小学校外国語の特別免許状創設における留意点、学校現場の実態を踏まえた教職員定数改善の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案は、委員会において、教育機会の確保の必要性と具体的施策の在り方、本法律案に対する当事者等の懸念とそれに対する対応策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

10月20日、教員の業務の適正化に向けた文部科学省の取組、国立大学施設の老朽化に対応した適切な施設整備の在り方、全ての人々が「子育て」について学ぶ必要性、全国学力・学習状況調査を悉皆で行うことを見直す必要性、給付型奨学金制度導入に向けた検討状況、主権者教育における教員の政治的中立の在り方、教育の完全無償化の必要性、国際リニアコライダーの意義と我が国への誘致の必要性、東京オリンピックのゴルフ競技会場選定に関する文部科学大臣の所見等について質疑を行った。

11月22日、我が国におけるサブカルチャーの振興施策に対する文部科学大臣の所見、学校における色覚検査の在り方、通学時における児童生徒の安全対策、特定国立研究開発法人が今後目指すべき方向性、国立大学法人運営費交付金を増額する必要性、教員の多忙化及び精神疾患による休職者数の現状並びに対応策、東日本大震災被災児童生徒への支援を継続する必要性、東京オリンピックのゴルフ競技会場を再検討する必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成28年10月18日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○平成28年10月20日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 教員の業務の適正化に向けた取組に関する件、国立大学施設の老朽化に対応した施設整備に関する件、全ての人々が「子育て」について学ぶ必要性に関する件、全国学力・学習状況調査の見直しに関する件、給付型奨学金制度導入に向けた検討状況に関する件、主権者教育における教員の政治的中立の在り方に関する件、教育の完全無償化に関する件、国際リニアコライダーの我が国への誘致に関する件、東京オリンピックのゴルフ競技会場選定に関する件等について松野文部科学大臣、古屋厚生労働副大臣、水落内閣府副大臣、樋口文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

堂故茂君(自民)、三浦信祐君(公明)、宮沢由佳君(民進)、斎藤嘉隆君(民進)、吉良よし子君(共産)、片山大介君(維新)、木戸口英司君(希望)、松沢成文君(無ク)

○平成28年11月10日(木) (第3回)

- 教育公務員特例法等の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)について松野文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成28年11月17日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 教育公務員特例法等の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)について松野文部科学大臣、義家文部科学副大臣、杉財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

上野通子君(自民)、大島九州男君(民進)、那谷屋正義君(民進)、河野義博君(公明)、

吉良よし子君(共産)、片山大介君(維新)、木戸口英司君(希望)、松沢成文君(無ク)
(閣法第17号)

賛成会派 自民、民進、公明、維新、無ク
反対会派 共産、希望

なお、附帯決議を行った。

○平成28年11月22日(火) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 我が国におけるサブカルチャーの振興施策に関する件、学校における色覚検査の在り方に関する件、通学時における児童生徒の安全対策に関する件、特定国立研究開発法人が今後目指すべき方向性に関する件、国立大学法人運営費交付金を増額する必要性に関する件、教員の多忙化及び精神疾患による休職者数の現状並びに対応策に関する件、東日本大震災被災児童生徒への支援を継続する必要性に関する件、東京オリンピックのゴルフ競技会場選定に関する件等について松野文部科学大臣、丸川国務大臣、橋復興副大臣、杉財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小野田紀美君(自民)、神本美恵子君(民進)、斎藤嘉隆君(民進)、三浦信祐君(公明)、吉良よし子君(共産)、片山大介君(維新)、木戸口英司君(希望)、松沢成文君(無ク)

○平成28年12月6日(火) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案(第190回国会衆第34号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員河村建夫君から趣旨説明を聴き、同笠浩史君、同河村建夫君、同青山周平君、同富田茂之君、同伊東信久君、松野文部科学大臣、参考人大阪大谷大学教育学部教授桜井智恵子君及び神戸大学名誉教授廣木克行

君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

神本美恵子君（民進）、吉良よし子君（共産）、木戸口英司君（希望）

（第190回国会衆第34号）

賛成会派 自民、民進、公明、維新、無ク

反対会派 共産、希望

なお、附帯決議を行った。

○平成28年12月14日(水)（第7回）

- 請願第86号外131件を審査した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

厚生労働委員会

委員一覧 (25名)

委員長	羽生田 俊 (自民)	木村 義雄 (自民)	牧山 ひろえ (民進)
理事	島村 大 (自民)	自見 はなこ (自民)	熊野 正士 (公明)
理事	そのだ 修光 (自民)	馬場 成志 (自民)	谷合 正明 (公明)
理事	高階 恵美子 (自民)	藤井 基之 (自民)	倉林 明子 (共産)
理事	足立 信也 (民進)	三原じゅん子 (自民)	東 徹 (維新)
理事	山本 香苗 (公明)	宮島 喜文 (自民)	福島 みずほ (希望)
	石井 みどり (自民)	伊藤 孝恵 (民進)	薬師寺みちよ (無ク)
	小川 克巳 (自民)	石橋 通宏 (民進)	
	太田 房江 (自民)	川田 龍平 (民進)	(28.10.20 現在)

(1) 審議概観

第192回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件及び本院議員提出1件の合計3件であり、いずれも可決したほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願36種類304件のうち、1種類28件を採択した。

〔法律案の審査〕

年金 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）は、公的年金制度の保障機能の強化のため、老齢基礎年金等の受給資格期間の短縮について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日より前の平成29年8月1日から行うこととする等の措置を講じようとするものである。委員会においては、受給資格期間短縮の効果、受給資格期間短縮を早期に実施する必要性、施行に向けた周知及び実施体制整備の重

要性等について質疑を行った。質疑を終了した後、民進党・新緑風会及び希望の会（自由・社民）から、年金機能強化法の施行期日を「平成29年8月1日」から「平成29年4月1日」に改める等の修正案が提出され、国会法第57条の3の規定に基づき内閣から意見を聴取したところ、政府としては反対である旨の意見が述べられた。順次採決の結果、修正案は否決され、全会一致をもって原案どおり可決された。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案（第190回国会閣法第54号）は、公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進、国民年金第一号被保険者の産前産後期間の保険料の免除、年金額の改定ルールの見直し、年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講じようとするものである。衆議院においては、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進に関

する規定の施行期日を「公布の日」から「平成29年4月1日」に改めることとする修正が行われた。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、被用者保険の更なる適用拡大の必要性、年金額の改定ルールの見直しの目的及び影響、財政検証の前提を見直す必要性、基礎年金の給付水準の在り方、GPIFのガバナンス体制及び年金積立金の運用の在り方等について安倍内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行った。討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

養子縁組 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律案（参第53号）は、養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組あっせん事業が果たす役割の重要性に鑑み、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を図り、もって児童の福祉の増進に資するため、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講じようとするものである。委員会においては、発議者山本香苗君から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔法律案の提出〕

11月15日、**がん対策基本法の一部を改正する法律案**について、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。その主な内容は、がん患者をめぐる状況の変化に鑑み、がん対策基本法を改正し、

がん対策を更に総合的かつ計画的に推進していくものである。

〔国政調査〕

10月25日、日米韓保健大臣会合における共同声明の内容とがん撲滅に向けた今後の取組方針、東京オリンピック・パラリンピックなどによる医療需要の変化に応じて必要となる社会保障を担う人材の確保策、学校における歯周病対策を推進する必要性、経済成長の果実と社会保障の充実の関係についての厚労大臣の見解、同一企業において繰り返し過労死事案が発生していることに対する厚労大臣の見解、がん検診受診率向上施策としての個別受診勧奨・再勧奨の有効性と今後の取組、児童福祉法改正を踏まえ里親をサポートする体制の具体的拡充策、原発の新規制基準適合性審査業務における三六協定の限度基準適用除外を撤回する必要性、厚労省の企画競争による契約を総合評価落札方式による契約へと変更していく必要性、要介護1・2の生活援助サービスを介護保険の給付対象から除外することが要介護者の生活に与える影響、長時間労働者への産業医による面接指導の実施状況が低調である原因を調査する必要性等について質疑を行った。

11月8日、妊娠期から子育て期までの切れ目のない保健医療支援の必要性、相模原市の障害者支援施設における殺傷事件についての厚労省の中間とりまとめが措置入院制度のみを取り上げていることへの懸念、がん対策が十分に進展しなかったがんの種類に対する厚労大臣の認識、法的な措置を含めた私有地への水道管理設時の承諾の取扱い明確化の必要性、電通へのくるみん認定がなされた時期及びその後の対応状況、元厚労省職員の助言

を受けて不正請求された診療報酬の返還の事実及び金額、日本航空の整理解雇事件における不当労働行為に係る政府の責任、がん医療におけるピアサポートの重要性に係る厚労大臣の認識等について質疑を行った。

11月15日、がん対策基本法の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、委員長から説明を聴取した後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

11月17日、雇用、労働等に関する件を議題とし、長時間労働の問題に対する厚労大臣の認識及び今後の対策、2025年の地域包括ケアシステムの本格施行に向けた医療福祉専門職の人材育成及び確保策、地域医療構想を策定した都道府県における病床機能の分化の進捗状況、グローバルヘルスのための厚労省の戦略的な人材育成策についての厚労大臣の認識、過重労働対策を強化する中で電通過労自殺事案が発生したことに対する厚労大臣の所見、過労死又は過労自殺に関する国連社会権規約委員会の勧告への厚労省の対応、パワーハラスメントに対する法規制を含

めた対応の必要性についての厚労大臣の認識、労働時間の適正把握のための厚労省基準の解釈を明確化する必要性、職業能力開発大学の定員割れの状況についての厚労省の認識、公正取引委員会による混合介護の弾力化についての提案に対する厚労大臣の所見、障害者が審議会等に参画できる環境を整備する必要性についての厚労大臣の所見、有期雇用労働者が5年以内に雇止めされないための指導及び施策の内容等について質疑を行った。

11月22日、平成23年の「社会的養護の課題と将来像」に関する見直しの方向性と養子縁組の位置付け、養子縁組のあっせん事業を許可制とする必要性、改正児童福祉法附則に基づいた特別養子縁組制度の利用促進の在り方についての検討状況、不正請求された診療報酬の返還状況を把握する必要性、子どもの医療費を助成している自治体への国保国庫負担金の減額調整の見直しの必要性、妊娠時から特別養子縁組の関係を構築する必要性についての厚労大臣の見解等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成28年10月20日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。

○平成28年10月25日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- がん対策の推進に関する件、生涯にわたる女性の健康支援の必要性に関する件、学校における歯周病対策に関する件、地域における介護サービスの在り方に関する件、働き方改革における議論の進め方に関する件、里親支援の具体的拡充策に関する件、介護予防訪問介

護・通所介護の地域支援事業への移行状況に関する件、厚生労働省における契約の在り方に関する件、軽度の要介護者に対する生活援助の在り方に関する件、過労死防止対策の強化に関する件等について塩崎厚生労働大臣、橋本厚生労働副大臣、古屋厚生労働副大臣、石原内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三原じゅん子君(自民)、高階恵美子君(自民)、石井みどり君(自民)、足立信也君(民進)、石橋通宏君(民進)、熊野正士君(公

明)、山本香苗君(公明)、倉林明子君(共産)、東徹君(維新)、福島みずほ君(希望)、薬師寺みちよ君(無ク)

○平成28年11月8日(火)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 妊娠期から子育て期までの保健医療支援の必要性に関する件、相模原市の障害者支援施設における殺傷事件の再発防止策に関する件、がん対策の推進に関する件、生活困窮者の居住支援の機能強化に関する件、くるみん認定制度の在り方に関する件、精神保健指定医資格の取消処分に関する件、日本航空の整理解雇事件における不当労働行為に関する件等について塩崎厚生労働大臣、古屋厚生労働副大臣、末松国土交通副大臣、樋口文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

自見はなこ君(自民)、川田龍平君(民進)、足立信也君(民進)、山本香苗君(公明)、倉林明子君(共産)、東徹君(維新)、福島みずほ君(希望)、薬師寺みちよ君(無ク)

- 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案(第189回国会閣法第30号)(衆議院送付)及び出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第31号)(衆議院送付)について法務委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成28年11月10日(木)

法務委員会、厚生労働委員会連合審査会(第1回)

(法務委員会を参照)

○平成28年11月10日(木)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の

強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣、橋本厚生労働副大臣、馬場厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

太田房江君(自民)、牧山ひろえ君(民進)、川合孝典君(民進)、谷合正明君(公明)、倉林明子君(共産)、東徹君(維新)、福島みずほ君(希望)、薬師寺みちよ君(無ク)

○平成28年11月15日(火)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣、橋本厚生労働副大臣、馬場厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

太田房江君(自民)、石橋通宏君(民進)、熊野正士君(公明)、倉林明子君(共産)、東徹君(維新)、福島みずほ君(希望)、薬師寺みちよ君(無ク)

(閣法第6号)

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、希望、無ク

反対会派 なし

- がん対策基本法の一部を改正する法律案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○平成28年11月17日(木)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 雇用、労働等に関する件について塩崎厚生労働大臣、古屋厚生労働副大臣、石原内閣府副大臣、橋本厚生労働副大臣、樋口文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

そのだ修光君(自民)、小川克巳君(自民)、宮島喜文君(自民)、武見敬三君(自民)、

川田龍平君（民進）、足立信也君（民進）、石橋通宏君（民進）、山本香苗君（公明）、東徹君（維新）、倉林明子君（共産）、薬師寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（希望）

○平成28年11月22日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 養子縁組のあっせんに係る法整備に関する件、特別養子縁組制度の利用促進に関する件、がん対策の推進に関する件、不正請求された診療報酬の返還額に関する件、子どもの医療費助成に関する件等について塩崎厚生労働大臣、橋本厚生労働副大臣、堀内厚生労働大臣政務官、杉財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

牧山ひろえ君（民進）、熊野正士君（公明）、倉林明子君（共産）、東徹君（維新）、福島みずほ君（希望）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成28年11月24日（木）（第8回）

- 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律案（参第53号）について発議者参議院議員山本香苗君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（参第53号）

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、希望、無ク

反対会派 なし

○平成28年12月6日（火）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案（第190回国会閣法第54号）（衆議院送付）について塩崎厚生労働大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた後、同大臣、橋本厚生労働副大臣、馬場厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

島村大君（自民）、小川克巳君（自民）、宮島喜文君（自民）、石橋通宏君（民進）、牧山ひろえ君（民進）、谷合正明君（公明）、倉林明子君（共産）、東徹君（維新）、福島

みずほ君（希望）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成28年12月8日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案（第190回国会閣法第54号）（衆議院送付）について塩崎厚生労働大臣、橋本厚生労働副大臣、馬場厚生労働大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

川田龍平君（民進）、川合孝典君（民進）、倉林明子君（共産）、東徹君（維新）、石井みどり君（自民）、藤井基之君（自民）、太田房江君（自民）、熊野正士君（公明）、山本香苗君（公明）、福島みずほ君（希望）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成28年12月9日（金）（第11回）

- 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案（第190回国会閣法第54号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

神奈川県立保健福祉大学名誉教授 山崎泰彦君

株式会社日本総合研究所調査部主席研究員 西沢和彦君

大妻女子大学短期大学部教授 玉木伸介君

全日本年金者組合副中央執行委員長 茶谷寛信君

〔質疑者〕

福島みずほ君（希望）、高階恵美子君（自民）、足立信也君（民進）、伊藤孝江君（公明）、倉林明子君（共産）、東徹君（維新）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成28年12月12日（月）（第12回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案（第

190回国会閣法第54号) (衆議院送付) について塩崎厚生労働大臣、橋本厚生労働副大臣、武村内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人年金積立金管理運用独立行政法人理事長高橋則広君に対し質疑を行った。

[質疑者]

そのだ修光君(自民)、足立信也君(民進)、倉林明子君(共産)、東徹君(維新)、森ゆうこ君(希望)、薬師寺みちよ君(無ク)

○平成28年12月13日(火) (第13回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案(第190回国会閣法第54号) (衆議院送付) について安倍内閣総理大臣、塩崎厚生労働大臣、橋本厚生労働副大臣、馬場厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

- ・内閣総理大臣に対する質疑

[質疑者]

川合孝典君(民進)、倉林明子君(共産)、東徹君(維新)、福島みずほ君(希望)、薬師寺みちよ君(無ク)

- ・質疑

[質疑者]

牧山ひろえ君(民進)、川田龍平君(民進)、石橋通宏君(民進)、三浦信祐君(公明)、倉林明子君(共産)、東徹君(維新)、福島みずほ君(希望)、薬師寺みちよ君(無ク)

(第190回国会閣法第54号)

賛成会派 自民、公明、維新、無ク

反対会派 民進、共産、希望

なお、附帯決議を行った。

○平成28年12月14日(水) (第14回)

- 請願第652号外27件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第29号外275件を審査した。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

農林水産委員会

委員一覧 (20名)

委員長	渡辺 猛之 (自民)	中西 祐介 (自民)	田名部 匡代 (民進)
理事	舞立 昇治 (自民)	野村 哲郎 (自民)	舟山 康江 (民進)
理事	山田 修路 (自民)	平野 達男 (自民)	竹谷 とし子 (公明)
理事	徳永 エリ (民進)	藤木 眞也 (自民)	矢倉 克夫 (公明)
理事	紙 智子 (共産)	山田 俊男 (自民)	儀間 光男 (維新)
	磯崎 陽輔 (自民)	小川 勝也 (民進)	森 ゆうこ (無)
	進藤 金日子 (自民)	櫻井 充 (民進)	(28. 10. 18 現在)

(1) 審議概観

第192回国会において、本委員会から法律案1件を提出することを決定したほか、本委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔法律案の提出〕

11月17日、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。本法律案は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等の被害の深刻な状況が依然として続いており、長期的な鳥獣の捕獲等の対策強化及び捕獲等をした鳥獣の食品としての利用等の推進が求められている現状に鑑み、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する施策の効果的な推進のために必要な措置を講じようとするものである。

〔国政調査〕

10月27日、農林水産に関する調査を議題とし、SBS米の価格が国産米相場に与える影響、農政の主要課題における政策目標及びその進捗状況、農林水産物・食品輸出額の目標である1兆円の積算根

拠、北海道における農地復旧費に対する補助限度額が都府県の水準を下回っている理由と改善の必要性、土地改良事業の必要性と予算確保の方針等について質疑を行った。

11月17日、農林水産に関する調査を議題とし、生産調整が見直される30年産以降も需給調整に行政が関与する必要性、指定生乳生産者団体制度見直しの議論の背景及び同制度が果たしてきた役割の評価、収入保険制度を創設する必要性と農業共済制度との相違点、「浜の活力再生プラン」の取組の進捗状況、農地集積において農地の出し手に手厚い支援をする意味等について質疑を行った。

また、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。なお、政府に対し、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する決議を行った。

12月13日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、加工原料乳生産者補

給金の対象に生クリーム等を追加し単価を一本化することによる生産費補償効果、指定生乳生産者団体の役割・課題及び英国・フランスの酪農政策の分析・評価、「農業競争力強化プログラム」の酪農家の働き方改革に盛り込まれた支援の内容、

畜産の生産費低減のため飼料自給率を向上させる必要性、日EU経済連携協定交渉における基本姿勢、鳥インフルエンザの発生原因及び農林水産省の対応状況等について質疑を行うとともに、政府に対し、畜産物価格等に関する決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成28年10月18日(火) (第1回)

- 理事を選任した。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○平成28年10月27日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- SBS輸入米取引に関する件、攻めの農業に関する政府の政策目標に関する件、平成28年8月以降の台風による農林水産被害に関する件、土地改良事業に関する件等について山本農林水産大臣、磯崎農林水産副大臣、矢倉農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

櫻井充君(民進)、紙智子君(共産)、儀間光男君(維新)、森ゆうこ君(無)、進藤金日子君(自民)

○平成28年11月17日(木) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 米政策に関する件、規制改革推進会議の提言に関する件、収入保険制度に関する件、水産業振興対策に関する件等について山本農林水産大臣、松本内閣府副大臣、磯崎農林水産副大臣、矢倉農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤木真也君(自民)、舟山康江君(民進)、竹谷とし子君(公明)、儀間光男君(維新)

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止の

ための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の草案について委員長から説明を聞いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する決議を行った。

○平成28年12月13日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 畜産物等の価格安定等に関する件について山本農林水産大臣、磯崎農林水産副大臣、松本内閣府副大臣、富樫総務大臣政務官、矢倉農林水産大臣政務官、滝沢外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤木真也君(自民)、舞立昇治君(自民)、櫻井充君(民進)、田名部匡代君(民進)、竹谷とし子君(公明)、紙智子君(共産)、儀間光男君(維新)、森ゆうこ君(希望)

- 畜産物価格等に関する決議を行った。

○平成28年12月14日(水) (第5回)

- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

—鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する決議—

政府は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等については、鳥獣被害対策実施隊により実施されることとなるよう、その設置数の増加を図るとともに、狩猟者の鳥獣被害対策実施隊員への移行・加入を促進すること等を通じ、猟銃等による捕獲等を行う隊員数の増加を図るために必要な措置を講ずること。
- 二 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除措置が平成24年改正により設けられた際の検討の経緯等を十分に踏まえ、当該免除措置を受ける者に対しては、事故防止のための指導を適切に実施するとともに、猟銃の操作及び射撃の技能向上並びに安全確保が図られるよう必要な措置を講ずること。
- 三 効果的な被害防止活動の実施及び正確な捕獲数の把握による個体数管理を進めるため、捕獲事業の実施に当たって、当該事業の厳格な運用を行うよう、地方公共団体に対し適切に指導・助言を行うこと。
- 四 対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する財政上の措置については、その適正な支出が確保されるよう万全を期すこと。
- 五 捕獲等をした鳥獣についての有効な利用を促進するため、食肉としての活用のほか、ペットフード、飼料、皮革製品、漢方薬等の多様な活用の在り方を検討し、その促進のために必要な措置を講ずること。
- 六 捕獲等をした鳥獣について食肉としての流通及び消費を拡大する観点から、当該食肉の安全性その他必要な情報の表示に関する施策について検討すること。
- 七 被害防止施策と指定管理鳥獣捕獲等事業との連携に係る施策を講ずるに当たっては、地域において活動する狩猟者団体その他関係者間の都道府県による調整機能が一層強化されるよう、都道府県に対し積極的な指導を行うこと。
- 八 鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する科学的な調査に基づく鳥獣の個体数等の適確な把握のための取組を促進し、その調査結果を被害防止対策に活用できるようにすること。
- 九 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害によって鳥獣の捕獲等又は捕獲等をした鳥獣の利用が困難となっている地域があることに鑑み、関係行政機関が連携して必要な施策を着実に実施すること。

右決議する。

—畜産物価格等に関する決議—

我が国畜産・酪農経営は、高齢化、後継者不足などにより、飼養戸数、飼養頭数とも減少傾向にあり、繁殖雌牛や乳用後継牛の増頭、生産コストの削減などによる生産基盤の強化を通じた経営の安定と競争力の強化、労働負担の軽減が喫緊の課題となっている。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成29年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、

次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 我が国畜産・酪農の生産基盤の維持・拡大を図るため、地域農業・地域社会を支える多様な畜産・酪農について、畜産物の付加価値の向上や飼料等の生産費削減等の取組を通じて、将来に向けて魅力ある持続可能な経営が実現できるよう、十分な所得を確保し得る実効性のある施策を実施すること。
- 二 加工原料乳生産者補給金の単価及び交付対象数量については、生クリーム等の液状乳製品の加工原料乳生産者補給金制度への追加と補給金単価の一本化を行い、酪農家の経営努力が報われ、営農意欲が喚起されるよう、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。
- 三 労働時間が長いといった酪農経営者の労働条件を大きく改善するため、酪農ヘルパーや公共牧場等を活用した育成の外部化を支援するとともに、搾乳ロボットやバーラーをはじめとする省力化機器や施設の整備に対して集中的に支援を行うこと。
- 四 牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、畜産農家の経営安定に資するよう、需給動向、価格の推移、子牛価格の高騰等を十分勘案し、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。
- 五 畜産・酪農の生産基盤の強化を図るため、関係事業者が連携・結集し、地域一体となって収益を向上させる地域ぐるみの畜産クラスター事業を強力に推進すること。また、繁殖雌牛の増頭や新規参入に対する支援及び和牛受精卵移植を活用した和子牛生産、性判別技術と受精卵移植技術の活用による計画的な乳用後継牛の確保、優良な純粋種豚の導入等への支援を一層強化すること。
- 六 配合飼料価格安定制度については、畜産・酪農経営の安定に資するよう、必要な財源を確保し、引き続き制度の安定的な運営を図ること。
- 七 輸入飼料に過度に依存せず、国産飼料生産基盤に立脚した畜産・酪農経営の確立を図るため、飼料用米・稲発酵粗飼料等を活用した耕畜連携、コントラクター・TMRセンターの育成、高栄養粗飼料の増産、草地改良の実施、放牧の推進、エコフィードの生産・利用等への支援を一層強化すること。
- 八 国産畜産物の輸出拡大のため、HACCPなど輸出先国の衛生条件を満たす食肉処理施設の整備の促進、日本ブランドを前面に立てた市場開拓の取組への支援、戦略的な動物検疫協議の実施など、輸出促進対策を一層強力に進めること。また、原発事故等を要因とする各国の輸入規制の撤廃・緩和を強力に申し入れること。
- 九 原発事故に伴う放射性物質により汚染された牧草地の除染対策と汚染された稲わら、牧草及び堆肥等の農業系汚染廃棄物の処理を強力に推進するとともに、原発事故に係る風評被害対策に徹底して取り組むこと。
- 十 畜産経営に大きな被害を及ぼす高病原性鳥インフルエンザをはじめとする家畜の伝染性疾病等については、適切な飼養管理の徹底や予防対策などが重要であり、畜産農家における飼養衛生管理基準の遵守に向けた指導や空港等における入国者に対する水際対策を徹底すること。また、産業動物獣医師の育成・確保に取り組むとともに、家畜の伝染性疾病等に係る風評被害防止等の観点から、国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。
- 十一 加工原料乳生産者補給金制度の在り方の見直しは、指定生乳生産者団体の機能が今後も適正に発揮されることが極めて重要であることを念頭に置き、関係者の意見を聴き、十分な調整を経て行うこと。
- 十二 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）・養豚経営安定対策事業（豚マルキン）の補填率の引上げ、豚マルキンの肉用牛並みの国庫負担水準引上げ及び肉用子牛の保証基準価格の算定方式の見直しについては、畜産農家の経営状況等を踏まえ検討を加え、必要があると認めると

きは、その結果に基づき所要の措置を講ずること。

十三 日EU経済連携協定交渉については、年内の大枠合意を目指して交渉が行われているが、内容よりも期限を重視するあまり国益が損なわれることのないよう、特に、豚肉、乳製品等をはじめとする農林水産物の重要品目の再生産が引き続き可能となるよう、必要な国境措置をしっかりと確保すること。

右決議する。

経済産業委員会

委員一覧 (21名)

委員長	小林 正夫 (民進)	井原 巧 (自民)	磯崎 哲史 (民進)
理事	岩井 茂樹 (自民)	北村 経夫 (自民)	浜口 誠 (民進)
理事	滝波 宏文 (自民)	林 芳正 (自民)	平山 佐知子 (民進)
理事	宮本 周司 (自民)	松村 祥史 (自民)	伊藤 孝江 (公明)
理事	石上 俊雄 (民進)	丸川 珠代 (自民)	石川 博崇 (公明)
理事	石井 章 (維新)	吉川 ゆうみ (自民)	岩渕 友 (共産)
	青山 繁晴 (自民)	渡邊 美樹 (自民)	辰巳 孝太郎 (共産)

(28. 10. 18 現在)

(1) 審議概観

第192回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願6種類16件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

JOGMEC法の一部改正 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案は、我が国企業による石油等の資源の確保を促進するため、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)について、海外における石油の採取に係る出資業務、探鉱権等の取得業務及び政府保証付き長期借入金等の対象の拡充等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、産油国国営企業株式の取得等の意義及び権益獲得への効果、我が国中核的企業の育成に向けた政府の取組、機構における審査体制の強化及び人材育成の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

割賦販売法の一部改正 割賦販売法の一部を改正する法律案は、クレジットカード番号等の漏えい等及び不正な利用による被害が増加している状況に鑑み、販売業者等に対してカード番号等の適切な管理及び不正な利用の防止を行わせるため、カード番号等を取り扱うことを販売業者等に認める契約を締結することを業とする者について登録制度を設け、当該販売業者等の調査を義務付ける等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、加盟店におけるIC対応を早急に実現するための取組、悪質加盟店排除に向けた加盟店調査の在り方、翌月一括払い取引に対する追加的な措置の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して、附帯決議を行った。

〔国政調査〕

10月20日、サービス産業等の生産性向上に関する件、第四次産業革命の実現に向けた取組に関する件、核燃料サイクル政策の在り方に関する件、自動車に係る税負担等の在り方に関する件、東京電力

福島第一原子力発電所事故に係る廃炉・汚染水対策及び避難指示区域の解除等に関する件、再生可能エネルギーの導入拡大に関する件、T P P協定による中小企

業への影響及び支援策に関する件、中小企業等経営強化法の施行状況及び今後の課題に関する件、二輪車に係る産業育成施策に関する件等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成28年10月18日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

○平成28年10月20日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- サービス産業等の生産性向上に関する件、第四次産業革命の実現に向けた取組に関する件、核燃料サイクル政策の在り方に関する件、自動車に係る税負担等の在り方に関する件、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る廃炉・汚染水対策及び避難指示区域の解除等に関する件、再生可能エネルギーの導入拡大に関する件、T P P協定による中小企業への影響及び支援策に関する件、中小企業等経営強化法の施行状況及び今後の課題に関する件、二輪車に係る産業育成施策に関する件等について世耕国務大臣、松村経済産業副大臣、水落文部科学副大臣、高木経済産業副大臣、井原経済産業大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

岩井茂樹君(自民)、滝波宏文君(自民)、浜口誠君(民進)、平山佐知子君(民進)、石川博崇君(公明)、伊藤孝江君(公明)、岩渕友君(共産)、石井章君(維新)

○平成28年11月8日(火) (第3回)

- 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)について世耕経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成28年11月10日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院送付)について世耕経済産業大臣、松村経済産業副大臣、井原経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

吉川ゆうみ君(自民)、青山繁晴君(自民)、磯崎哲史君(民進)、石川博崇君(公明)、辰巳孝太郎君(共産)、石井章君(維新)(閣法第8号)

賛成会派 自民、民進、公明、維新

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成28年11月24日(木) (第5回)

- 割賦販売法の一部を改正する法律案(閣法第18号)(衆議院送付)について世耕経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成28年12月1日(木) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 割賦販売法の一部を改正する法律案(閣法第18号)(衆議院送付)について世耕経済産業大臣、松村経済産業副大臣、井原経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

宮本周司君(自民)、磯崎哲史君(民進)、平山佐知子君(民進)、伊藤孝江君(公明)、岩渕友君(共産)、石井章君(維新)(閣法第18号)

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成28年12月14日(水) (第7回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第69号外15件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

国土交通委員会

委員一覧 (25名)

委員長	増子 輝彦 (民進)	大野 泰正 (自民)	魚住 裕一郎 (公明)
理事	井上 義行 (自民)	末松 信介 (自民)	高瀬 弘美 (公明)
理事	石井 正弘 (自民)	長谷川 岳 (自民)	山添 拓 (共産)
理事	酒井 庸行 (自民)	福岡 資麿 (自民)	室井 邦彦 (維新)
理事	長浜 博行 (民進)	元榮 太一郎 (自民)	青木 愛 (希望)
理事	新妻 秀規 (公明)	吉田 博美 (自民)	行田 邦子 (無ク)
	足立 敏之 (自民)	羽田 雄一郎 (民進)	中野 正志 (日本)
	青木 一彦 (自民)	鉢呂 吉雄 (民進)	
	朝日 健太郎 (自民)	牧山 ひろえ (民進)	(28.10.18 現在)

(1) 審議概観

第192回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件、衆議院提出(国土交通委員長)3件の合計5件であり、いずれも可決したほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願4種類4件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

鉄道 **独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案**は、参考人から意見を聴取するとともに、リニア中央新幹線の意義と全線開業前倒しの効果、財政投融資の活用による貸付けの在り方及び事業の採算性、環境への配慮及び安全確保対策、リニア新幹線が地方の活性化に与える影響等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

自動車・自転車 **道路運送法の一部を改正する法律案**は、軽井沢スキーバス事故の再発防止に向けた取組、貸切バス事業の規制の在り方、監査・審査体制の

充実による不適格な事業者の排除、運転者の賃金・労働条件の改善等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

自転車活用推進法案は、全会一致をもって可決された。

道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって可決された。

無電柱化 **無電柱化の推進に関する法律案**は、全会一致をもって可決された。

〔法律案の提出〕

12月6日、**建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案**について、本委員会提出の法律案(国土交通委員長提出)として提出することを決定した。本法律案は、建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであ

る。

〔国政調査〕

10月18日、国土交通行政の諸施策について、石井国土交通大臣から説明を聴取した。

10月20日、質疑を行い、地方都市における市街地再開発事業への国の支援の方向性、国際競争力強化のための港湾整備促進及び羽田空港の機能強化の必要性、東京オリンピック・パラリンピックに向けた連続的なバリアフリー化の現状と取組状況、住民避難の参考となる浸水予想情報の自治体への速やかな提供の必要性、台風第10号によるJR北海道の鉄道被害からの早期復旧に向けた支援の在り方、地下街の避難確保計画及び浸水防止計画の作成の進捗状況と今後の取組、平成28年熊本地震の被害状況及び今後の復興見通し、日本航空における雇用問題に対する国土交通大臣の見解、激甚化する気象災害を踏まえた国土交通省の今後の取組方針、富山市及び青森市のコンパクトシティ政策等に対する国土交通省の認識と対応、建設業における社会保険未加入対策の推進状況及び法定福利費の支払実態、領海侵犯への対処のための海上保安庁の体制強化の必要性などの諸問題が取り上げられた。

11月24日、質疑を行い、博多駅前道路陥没事故の原因究明の状況及び今後の対応策、無電柱化の推進に向けた取組方針、

上下水道等公共施設の老朽化対策及び耐震化推進に係る政府の対応状況、適切な車体整備による自動車の安全確保に向けた国土交通省の取組、羽田空港の飛行経路見直しが地域に及ぼす影響及び地域住民等との合意形成の必要性、鉄道駅におけるホームドアの全国的な整備促進、津波救命艇の普及に向けた財政的支援に対する国土交通大臣の所見、民間建築物におけるアスベスト対策の促進、インフラシステムの海外展開の在り方についての国土交通大臣の所見などの諸問題が取り上げられた。

12月6日、質疑を行い、末端の建設工事従事者まで法定福利費の支払いを担保する方策についての国土交通大臣の考え、トンネル工事従事者のじん肺予防策及び建設工事従事者のアスベスト被害救済方策などの諸問題が取り上げられた。

同日、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案の草案について、国土交通委員長から説明を聴取した後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

なお、**建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する決議**を行った。

12月8日、質疑を行い、無電柱化のコスト削減に向けた取組の見通し及び安全対策、事業用自動車運転者の疾病運転防止のための施策の在り方などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成28年10月18日(火) (第1回)

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 国土交通行政の諸施策に関する件について石

井国土交通大臣から説明を聴いた。

○平成28年10月20日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方におけるまちづくりの在り方に関する件、空港・港湾の国際競争力の強化に関する

件、バリアフリーの推進に関する件、一連の台風及び熊本地震の被害に対する国土交通省の取組に関する件、地下街の浸水対策に関する件、日本航空における雇用問題に関する件、建設業における社会保険等未加入対策に関する件、海上保安体制の充実強化に関する件等について石井国土交通大臣、田中国土交通副大臣、末松国土交通副大臣、越智内閣府副大臣、根本国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

井上義行君（自民）、長浜博行君（民進）、鉢呂吉雄君（民進）、新妻秀規君（公明）、高瀬弘美君（公明）、山添拓君（共産）、室井邦彦君（維新）、青木愛君（希望）、行田邦子君（無ク）、中野正志君（日本）

○平成28年11月1日（火）（第3回）

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第2号）

（衆議院送付）について石井国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成28年11月10日（木）（第4回）

○理事の補欠選任を行った。

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第2号）

（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

一橋大学名誉教授 杉山武彦君
神戸大学大学院経営学研究科教授 正司健一君
慶應義塾大学名誉教授 川村晃生君

[質疑者]

足立敏之君（自民）、野田国義君（民進）、新妻秀規君（公明）、山添拓君（共産）、室井邦彦君（維新）、青木愛君（希望）、行田邦子君（無ク）、中野正志君（日本）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第2号）

（衆議院送付）について石井国土交通大臣、末松国土交通副大臣、大野国土交通大臣政務官、比嘉環境大臣政務官、務台内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

酒井庸行君（自民）、野田国義君（民進）、鉢呂吉雄君（民進）、新妻秀規君（公明）、山添拓君（共産）、室井邦彦君（維新）、青木愛君（希望）、行田邦子君（無ク）、中野正志君（日本）

（閣法第2号）

賛成会派 自民、民進、公明、維新、無ク、日本

反対会派 共産、希望

なお、附帯決議を行った。

○平成28年11月24日（木）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○福岡市地下鉄工事現場における道路陥没事故に関する件、無電柱化の推進に関する件、公共施設の老朽化・耐震化対策に関する件、自動車の安全確保のための車体整備に関する件、羽田空港の飛行経路の見直しに関する件、鉄道駅へのホームドア設置促進に関する件、津波防災対策に関する件、建築物のアスベスト対策に関する件、インフラシステムの海外展開に関する件等について石井国土交通大臣、末松国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

石井正弘君（自民）、野田国義君（民進）、高瀬弘美君（公明）、山添拓君（共産）、清水貴之君（維新）、青木愛君（希望）、行田邦子君（無ク）、中野正志君（日本）

○道路運送法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について石井国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成28年12月1日（木）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○道路運送法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について石井国土交通大臣、末松国土交通副大臣、堀内厚生労働大

臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、石橋通宏君（民進）、新妻秀規君（公明）、山添拓君（共産）、室井邦彦君（維新）、青木愛君（希望）、行田邦子君（無ク）、中野正志君（日本）

（閣法第19号）

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、希望、無ク、日本

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成28年12月6日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する件等について石井国土交通大臣、堀内厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山添拓君（共産）

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する決議を行った。

○平成28年12月8日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 無電柱化の推進に関する件、事業用自動車の運転者の健康起因事故対策に関する件等について石井国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山添拓君（共産）

- 無電柱化の推進に関する法律案（衆第9号）（衆議院提出）について提出者衆議院国土交通委員長西銘恒三郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第9号）

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、希望、無ク、日本

反対会派 なし

- 自転車活用推進法案（衆第10号）（衆議院提出）について提出者衆議院国土交通委員長西銘恒三郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第10号）

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、希望、無ク、日本

反対会派 なし

- 道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（衆第11号）（衆議院提出）について提出者衆議院国土交通委員長西銘恒三郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第11号）

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、希望、無ク、日本

反対会派 なし

○平成28年12月14日（水）（第9回）

- 請願第352号外3件を審査した。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）委員会決議

—建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する決議—

政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 建設工事従事者の「安全及び健康の確保」が「処遇の改善及び地位の向上」の促進を旨として

行われるよう、これらを総合的に結びつける施策の検討を進め、基本計画に盛り込むこと。また、その際「安全及び健康の確保」が何よりも優先されるべきであることに十分配慮すること。

- 二 墜落事故の防止対策その他建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費については、現在、政府が進めている法定福利費を内訳明示した見積書の提出等に関する施策を一層強力に進める等、社会保険一般の未加入対策について、その一層の推進を図ること。
- 三 社会保険に関する必要な経費を適切かつ明確に確保し、これが下請事業者に至るまで確実に支払われ、所要の施策が講ぜられるようにすることは、建設工事従事者の安全及び健康の確保のみならず、処遇の改善を図る上でも重要な施策であることに鑑み、社会保険料一般を含む安全及び健康の確保に関する経費が適切に支払われるよう努めること。
- 四 建設労働災害や事故の原因の一つとして、適正な工期が確保されていない問題が指摘されていることに鑑み、安全確保のための余裕ある工期の設定が図られるべきであることを基本計画において明示すること。
- 五 建設労働災害の撲滅に資するため、建設工事現場の調査、研究、分析に努めること。
- 六 建設工事の現場の安全を確保し、災害を防止するためには、不断の点検が重要となるため、十分な知識・経験を有する者による点検の促進を図ること。
- 七 専門家会議の委員の人選に当たっては、単に専門的知識だけでなく、科学的、社会政策的知見に基づき客観的立場に立った意見及び建設工事従事者の立場に立った意見の反映が担保されるような構成とすること。
- 八 本法の趣旨に基づき、建設労働災害の4割程度を占める墜落災害の撲滅を期すために、制度の整備及び労働災害防止計画の改定を始めとする実効ある対策を推進すること。
- 九 本法による施策の推進をより実効あらしめるため、関係する審議会等に現場の実態が的確に反映されるよう、委員の構成等について配慮すること。
- 十 今後東京オリンピック・パラリンピック関連工事が増大することに伴い、建設工事従事者の安全と健康に特に配慮が必要な状況の下、政府はそのために必要な対策を講ずること。
右決議する。

環境委員会

委員一覧（20名）

委員長	森 まさこ（自民）	佐藤 信秋（自民）	浜野 喜史（民進）
理事	磯崎 仁彦（自民）	世耕 弘成（自民）	柳田 稔（民進）
理事	高橋 克法（自民）	中川 雅治（自民）	長沢 広明（公明）
理事	芝 博一（民進）	二之湯 武史（自民）	若松 謙維（公明）
理事	石井 苗子（維新）	松山 政司（自民）	市田 忠義（共産）
	尾辻 秀久（自民）	渡辺美知太郎（自民）	武田 良介（共産）
	鴻池 祥肇（自民）	榛葉 賀津也（民進）	(28. 10. 18 現在)

（1）審議概観

第192回国会において、本委員会に付託された法律案はなかった。

また、本委員会付託の請願4種類19件は、いずれも保留とした。

〔国政調査〕

10月20日、地球温暖化対策における多

様な主体の取組、琵琶湖の保全及び再生の取組、日本原子力発電敦賀発電所敷地内破砕帯の評価、福島県内の側溝堆積物の除去・処分への取組、リニア中央新幹線に係る環境影響評価、廃棄物・溶融固化施設の稼働状況への環境省の対応等について質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成28年10月18日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。

○平成28年10月20日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地球温暖化対策における多様な主体の取組に関する件、琵琶湖の保全及び再生の取組に関する件、日本原子力発電敦賀発電所敷地内破砕帯の評価に関する件、福島県内の側溝堆積物の除去・処分への取組に関する件、リニア中央新幹線に係る環境影響評価に関する件、廃棄物・溶融固化施設の稼働状況への環境省の対応に関する件等について山本環境大臣、伊藤環境副大臣、比嘉環境大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

磯崎仁彦君（自民）、二之湯武史君（自民）、浜野喜史君（民進）、若松謙維君（公明）、武田良介君（共産）、石井苗子君（維新）

○平成28年12月14日（水）（第3回）

- 請願第93号外18件を審査した。
- 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要請書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

国家基本政策委員会

委員一覧（20名）

委員長	柳田 稔（民進）	進藤 金日子（自民）	小川 勝也（民進）
理事	愛知 治郎（自民）	末松 信介（自民）	小川 敏夫（民進）
理事	関口 昌一（自民）	滝沢 求（自民）	蓮 舫（民進）
理事	羽田 雄一郎（民進）	馬場 成志（自民）	西田 実仁（公明）
理事	儀間 光男（維新）	松村 祥史（自民）	山口 那津男（公明）
	井原 巧（自民）	三木 亨（自民）	小池 晃（共産）
	大野 泰正（自民）	水落 敏栄（自民）	(28.9.29 現在)

（1）審議概観

第192回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を1回開き討議を行った。

〔国政調査〕

国家基本政策委員会合同審査会は、1回開かれ、蓮舫君、志位和夫君、片山虎之助君が発言者となって、安倍内閣総理大臣との間で討議が行われた。

12月7日の合同審査会では、柳田稔参議院国家基本政策委員長が会長を務め、政府の成長戦略におけるIR（統合型リゾート施設）の位置付け及びIR法案（議

員立法）の国会審議の在り方、長時間労働是正に向けた「働き方改革」の具体策を早期に審議する必要性、「女性が輝く社会」の実現に向けた具体策が集約されない状況に対する認識、南スーダンPKOの「駆け付け警護」任務に際しての武力行使の懸念、TPP発効の見込み及び発効しなかった場合の次善策検討の必要性、北方領土問題に対する日露の認識の差異や国民意識を尊重しつつ日露交渉を慎重に進める必要性、IR法成立後に検討すべきと考える必要な規制や地方の意思の尊重等について討議が行われた。

（2）委員会経過

○平成28年9月29日（木）（第1回）

- 理事を選任した。
- 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
- 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

○平成28年12月7日（水）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成28年12月7日（水）（合同審査会第1回）

- 国家の基本政策に関する件について蓮舫君、志位和夫君及び片山虎之助君が安倍内閣総理大臣と討議を行った。

予算委員会

委員一覧（45名）

委員長	山本 一太（自民）	太田 房江（自民）	白 眞勲（民進）
理事	石井 準一（自民）	こやり 隆史（自民）	藤末 健三（民進）
理事	中泉 松司（自民）	古賀 友一郎（自民）	宮沢 由佳（民進）
理事	二之湯 智（自民）	酒井 庸行（自民）	矢田 わか子（民進）
理事	長谷川 岳（自民）	中西 健治（自民）	浜田 昌良（公明）
理事	三原じゅん子（自民）	長峯 誠（自民）	平木 大作（公明）
理事	福山 哲郎（民進）	三宅 伸吾（自民）	宮崎 勝（公明）
理事	舟山 康江（民進）	元榮 太郎（自民）	若松 謙維（公明）
理事	竹谷 とし子（公明）	山田 修路（自民）	大門 実紀史（共産）
理事	辰巳 孝太郎（共産）	山田 宏（自民）	山添 拓（共産）
	愛知 治郎（自民）	吉川 ゆうみ（自民）	浅田 均（維新）
	青山 繁晴（自民）	渡邊 美樹（自民）	藤巻 健史（維新）
	朝日 健太郎（自民）	風間 直樹（民進）	山本 太郎（希望）
	有村 治子（自民）	小西 洋之（民進）	松沢 成文（無ク）
	上野 通子（自民）	杉尾 秀哉（民進）	中山 恭子（日本）

(28.10.5 現在)

（1）審議概観

第192回国会において、本委員会に付託された案件は、平成二十八年度第2次補正予算3案であり、いずれも可決された。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔予算の審査〕

平成二十八年度第2次補正予算 平成二十八年度補正予算3案（第2号、特第2号及び機第1号）は、9月26日国会に提出され、10月11日に成立した。

委員会では、衆議院からの送付の後、10月5日に財務大臣から趣旨説明を聴取し、同日から質疑に入り、11日には内政・外交の諸問題等に関する集中審議及び締めくくり質疑を行い、討論の後に採決の結果、3案は可決された。

委員会の質疑においては、第2次補正予算の効果と財政健全化に向けた取組、

アベノミクスの成果と今後の方向性、日銀の金融政策の在り方、地方創生交付金の効果、震災・台風被害の復旧・復興支援、原子力災害対策の強化、年金積立金運用の問題点、TPPを受けた国内農林水産業対策、SBS輸入米取引をめぐる問題、北方領土問題への政府対応、「パリ協定」の早期批准に向けた取組、南スーダンPKOへの政府対応、公務員の国籍規定の在り方、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた取組状況等の問題が取り上げられた。

〔国政調査〕

予算の執行状況に関する調査を議題として、10月13日、内政・外交の諸問題等に関する集中審議が行われた。

質疑においては、北海道台風被害に対する国の支援、TPPによる国民生活・

国内産業への影響、子ども・子育て支援の拡充、年金制度改革の内容と意義、リニア中央新幹線整備に対する財政融資の妥当性、食品ロス削減に向けた取組、障

害者スポーツの普及促進、対ロシア経済協力の在り方、離島周辺における領域警備の強化等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成28年10月5日(水) (第1回)

— 総括質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十八年度一般会計補正予算(第2号)

(衆議院送付)

平成二十八年度特別会計補正予算(特第2号)
(衆議院送付)

平成二十八年度政府関係機関補正予算(機第1号)
(衆議院送付)

以上3案について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた後、安倍内閣総理大臣、岸田外務大臣、塩崎厚生労働大臣、稲田防衛大臣、麻生財務大臣、山本(幸)内閣府特命担当大臣、山本(公)国務大臣、石原国務大臣、山本農林水産大臣、松本国務大臣、今村復興大臣、加藤国務大臣、鶴保内閣府特命担当大臣、世耕経済産業大臣、丸川国務大臣、金田法務大臣、田中原子力規制委員会委員長、横島内閣法制局長官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

[質疑者]

蓮舫君(民進)、福山哲郎君(民進)、舟山康江君(民進)、愛知治郎君(自民)、有村治子君(自民)

○平成28年10月6日(木) (第2回)

— 総括質疑 —

- 平成二十八年度一般会計補正予算(第2号)
(衆議院送付)
- 平成二十八年度特別会計補正予算(特第2号)
(衆議院送付)

平成二十八年度政府関係機関補正予算(機第1号)
(衆議院送付)

以上3案について安倍内閣総理大臣、岸田外務大臣、稲田防衛大臣、松本国務大臣、高市総務大臣、菅内閣官房長官、松野文部科学大臣、塩崎厚生労働大臣、世耕経済産業大臣、石井国土交通大臣、山本(幸)内閣府特命担当大臣、加藤国務大臣、山本農林水産大臣、麻生財務大臣、石原内閣府特命担当大臣、山本環境大臣、丸川国務大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

[質疑者]

有村治子君(自民)、西田実仁君(公明)、横山信一君(公明)、小池晃君(共産)、藤巻健史君(維新)、浅田均君(維新)、山本太郎君(希望)、松沢成文君(無所属)、中山恭子君(日本)

○平成28年10月11日(火) (第3回)

— 集中審議(内政・外交の諸問題等)・締めくくり質疑 —

- 平成二十八年度一般会計補正予算(第2号)
(衆議院送付)

平成二十八年度特別会計補正予算(特第2号)
(衆議院送付)

平成二十八年度政府関係機関補正予算(機第1号)
(衆議院送付)

以上3案について安倍内閣総理大臣、丸川国務大臣、稲田防衛大臣、岸田外務大臣、加藤国務大臣、麻生財務大臣、石井国土交通大臣、山本農林水産大臣、世耕経済産業大臣、金田法務大臣、塩崎厚生労働大臣、松野文部科学大臣、山本(公)内閣府特命担当大臣、高市総務大臣、石原国務大臣、横島内閣法制局長

官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

・集中審議

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、大野元裕君（民進）、平木大作君（公明）、紙智子君（共産）、清水貴之君（維新）、福島みずほ君（希望）、薬師寺みちよ君（無ク）、和田政宗君（日本）

・締めくくり質疑

〔質疑者〕

白眞勲君（民進）、大門実紀史君（共産）、清水貴之君（維新）、福島みずほ君（希望）、薬師寺みちよ君（無ク）、和田政宗君（日本）

（平成二十八年度第2次補正予算）

賛成会派 自民、公明、維新、無ク、日本
反対会派 民進、共産、希望

○平成28年10月13日（木）（第4回）

― 集中審議（内政・外交の諸問題等） ―

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、内政・外交の諸問題等に関する件について安倍内閣総理大臣、山本農林水産大臣、石井国土交通大臣、鶴保内閣府特命担当大臣、世耕経済産業大臣、塩崎厚生労働大臣、金田法務大臣、稲田防衛大臣、石原国務大臣、高市総務大臣、麻生財務大臣、松本内閣府特命担当大臣、山本（公）国務大臣、岸田外務大臣、松野文部科学大臣、丸川国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、長谷川岳君（自民）、三原じゅん子君（自民）、徳永エリ君（民進）、磯崎哲史君（民進）、竹谷とし子君（公明）、※平木大作君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、倉林明子君（共産）、室井邦彦君（維新）、儀間光男君（維新）、福島みずほ君（希望）、薬師寺みちよ君（無ク）、中野正志君（日本） ※関連質疑

○平成28年12月14日（水）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	岡田 広 (自民)	そのだ	修光 (自民)	古賀 之士 (民進)
理事	二之湯 武史 (自民)	西田	昌司 (自民)	斎藤 嘉隆 (民進)
理事	松下 新平 (自民)	藤井	基之 (自民)	平山 佐知子 (民進)
理事	山田 俊男 (自民)	古川	俊治 (自民)	里見 隆治 (公明)
理事	大島 九州男 (民進)	松川	るい (自民)	新妻 秀規 (公明)
理事	河野 義博 (公明)	丸山	和也 (自民)	吉良 よし子 (共産)
理事	田村 智子 (共産)	宮本	周司 (自民)	石井 苗子 (維新)
	阿達 雅志 (自民)	森屋	宏 (自民)	片山 大介 (維新)
	片山 さつき (自民)	石上	俊雄 (民進)	又市 征治 (希望)
	進藤 金日子 (自民)	磯崎	哲史 (民進)	行田 邦子 (無ク)

(28. 11. 28 現在)

(1) 審議概観

第192回国会において、本委員会に付託された案件は、平成二十七年度決算外2件(第192回国会提出)であり、いずれも審査継続とした。

〔平成二十七年度決算の審査〕

平成二十七年度決算外2件は、第192回国会の平成28年11月18日に提出され、11月28日、本会議において概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、

同日の委員会において麻生財務大臣から概要説明を聴取した。

〔国政調査〕

平成28年11月28日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成28年11月28日(月) (第1回)

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 平成二十七年度一般会計歳入歳出決算、平成二十七年度特別会計歳入歳出決算、平成二十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十七年度政府関係機関決算書
平成二十七年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成二十七年度国有財産無償貸付状況総計算

書

- 以上3件について麻生財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について河戸会計検査院長から説明を聴いた。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴いた。
- 平成28年12月14日(水) (第2回)
 - 平成二十七年度決算外2件の継続審査要求書を提出することを決定した。

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

行政監視委員会

委員一覧 (30名)

委員長	佐藤	信秋 (自民)	金子	原二郎 (自民)	有田	芳生 (民進)
理事	青木	一彦 (自民)	木村	義雄 (自民)	江崎	孝 (民進)
理事	江島	潔 (自民)	滝波	宏文 (自民)	大野	元裕 (民進)
理事	福岡	資麿 (自民)	武見	敬三 (自民)	牧山	ひろえ (民進)
理事	那谷屋	正義 (民進)	柘植	芳文 (自民)	秋野	公造 (公明)
理事	倉林	明子 (共産)	堂故	茂 (自民)	熊野	正士 (公明)
理事	清水	貴之 (維新)	徳茂	雅之 (自民)	山本	博司 (公明)
	石井	浩郎 (自民)	羽生田	俊 (自民)	青木	愛 (希望)
	猪口	邦子 (自民)	舞立	昇治 (自民)	中野	正志 (日本)
	岩井	茂樹 (自民)	相原	久美子 (民進)	伊波	洋一 (沖縄)

(28. 12. 14 現在)

(1) 審議概観

第192回国会において、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は、付託されなかった。

(2) 委員会経過

○平成28年12月14日(水) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

議院運営委員会

委員一覧 (25名)

委員長	山本	順三 (自民)	足立	敏之 (自民)	元榮	太一郎 (自民)
理事	石田	昌宏 (自民)	今井	絵理子 (自民)	伊藤	孝恵 (民進)
理事	塚田	一郎 (自民)	小川	克巳 (自民)	田名部	匡代 (民進)
理事	牧野	たかお (自民)	小野田	紀美 (自民)	浜口	誠 (民進)
理事	浜野	喜史 (民進)	佐藤	啓 (自民)	真山	勇一 (民進)
理事	吉川	沙織 (民進)	佐藤	正久 (自民)	高瀬	弘美 (公明)
理事	石川	博崇 (公明)	自見	はなこ (自民)	三浦	信祐 (公明)
理事	仁比	聡平 (共産)	藤木	眞也 (自民)		
理事	東	徹 (維新)	宮島	喜文 (自民)		(28.9.26 現在)

庶務関係小委員 (15名)

小委員長	佐藤	正久 (自民)	塚田	一郎 (自民)	吉川	沙織 (民進)
	足立	敏之 (自民)	牧野	たかお (自民)	石川	博崇 (公明)
	石田	昌宏 (自民)	伊藤	孝恵 (民進)	三浦	信祐 (公明)
	今井	絵理子 (自民)	浜野	喜史 (民進)	仁比	聡平 (共産)
	小川	克巳 (自民)	真山	勇一 (民進)	東	徹 (維新)
						(28.9.26 現在)

図書館運営小委員 (15名)

小委員長	田名部	匡代 (民進)	塚田	一郎 (自民)	吉川	沙織 (民進)
	石田	昌宏 (自民)	中西	哲 (自民)	石川	博崇 (公明)
	小野田	紀美 (自民)	牧野	たかお (自民)	高瀬	弘美 (公明)
	佐藤	啓 (自民)	浜口	誠 (民進)	仁比	聡平 (共産)
	自見	はなこ (自民)	浜野	喜史 (民進)	東	徹 (維新)
						(28.9.26 現在)

(1) 審議概観

第192回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院提出の2件であり、いずれも可決した。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の

秘書の給与の額を改定するものである。

本法律案は、11月8日に衆議院から提出、15日、本委員会に付託され、16日に多数をもって可決された。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員に準じて、国会職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するものである。

本法律案は、11月8日に衆議院から提出、15日、本委員会に付託され、16日に

全会一致をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成28年9月26日(月)(第1回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、総務委員長、法務委員長、外交防衛委員長、財政金融委員長、文教科学委員長、厚生労働委員長、農林水産委員長、環境委員長、予算委員長及び決算委員長の辞任並びに総務委員長、法務委員長、外交防衛委員長、財政金融委員長、文教科学委員長、厚生労働委員長、農林水産委員長、環境委員長、予算委員長、決算委員長、行政監視委員長及び議院運営委員長の補欠選任について決定した。

一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会、消費者問題に関する特別委員会及び東日本大震災復興特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党10人、民進党・新緑風会4人、公明党2人、日本共産党、日本維新の会、希望の会(生活・社民)及び無所属クラブ各1人 計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党11人、民進党・新緑風会4人、公明党2人、日本共産党、日本維新の会及び沖縄の風各1人 計20人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党18人、民進党・新緑風会8人、公明党4人、日本共産党及び日本維新の会各2人、無所属クラブ1人 計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

自由民主党10人、民進党・新緑風会4人、公明党2人、日本共産党、日本維新の会、日本のこころ及び沖縄の風各1人 計20人

政府開発援助等に関する特別委員会

自由民主党15人、民進党・新緑風会6人、公明党3人、日本共産党及び日本維新の会各2人、希望の会(生活・社民)及び無所属クラブ各1人 計30人

消費者問題に関する特別委員会

自由民主党13人、民進党・新緑風会5人、公明党3人、日本共産党2人、日本維新の会及び希望の会(生活・社民)各1人 計25人

東日本大震災復興特別委員会

自由民主党21人、民進党・新緑風会9人、公明党4人、日本共産党及び日本維新の会各2人、希望の会(生活・社民)及び日本のこころ各1人 計40人

一、国際経済・外交に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会及び資源エネルギーに関する調査会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

国際経済・外交に関する調査会

自由民主党13人、民進党・新緑風会5人、公明党3人、日本共産党、日本維新の会、日本のこころ及び沖縄の風各1人 計25人

国民生活・経済に関する調査会

自由民主党13人、民進党・新緑風会6人、公明党3人、日本共産党、日本維新の会及び無所属クラブ各1人 計25人

資源エネルギーに関する調査会

自由民主党13人、民進党・新緑風会5人、公明党、日本共産党及び日本維新の会各2人、希望の会(生活・社民)1人 計25人

一、情報監視審査会委員の辞任及び補欠選任について決定した。

一、本会議における内閣総理大臣及び財務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 9月28日及び29日

ロ、時間 自由民主党60分、民進党・新緑風会55分、公明党30分、日本共産党及び日

本維新の会各25分

ハ、人 数 民進党・新緑風会3人、自由民主党2人、公明党、日本共産党及び日本維新の会各1人

ニ、順 序 1 民進党・新緑風会 2 自由民主党 3 公明党 4 日本共産党 5 日本維新の会 6 民進党・新緑風会 7 自由民主党 8 民進党・新緑風会

一、道の会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党7人、民進党・新緑風会4人、公明党2人、日本共産党及び日本維新の会各1人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、会期を66日間とすることに決定した。

一、北朝鮮による五度目の核実験に対する抗議決議案（山本順三君外12名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年9月28日(水) (第2回)

一、国会議員として在職期間が25年に達した議員柳田稔君を院議をもって表彰することに決定した。

一、国会議員として24年以上在職し、任期満了により退職した後再び国会議員とならない前議員輿石東君、北澤俊美君及び直嶋正行君を院議をもって表彰することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年9月29日(木) (第3回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年10月11日(火) (第4回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年10月19日(水) (第5回)

一、裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判

官訴追委員、同予備員、皇室会議予備議員、皇室経済会議予備議員、検察官適格審査会委員、同予備委員、日本ユネスコ国内委員会委員、国土審議会委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。

一、パリ協定の締結について承認を求める件について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民進党・新緑風会15分、日本共産党及び日本維新の会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年10月21日(金) (第6回)

一、次の件について松本内閣府副大臣、越智内閣府副大臣、あかま総務副大臣、盛山法務副大臣、末松国土交通副大臣及び関環境副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、食品安全委員会委員の任命同意に関する件

ロ、公正取引委員会委員の任命同意に関する件

ハ、証券取引等監視委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ニ、電気通信紛争処理委員会委員の任命同意に関する件

ホ、電波監理審議会委員の任命同意に関する件

ヘ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

ト、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件

チ、公安審査委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

リ、運輸審議会委員の任命同意に関する件

ヌ、運輸安全委員会委員の任命同意に関する件

ル、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

一、環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

自由民主党23人、民進党・新緑風会9人、公明党5人、日本共産党3人、日本維新の会2人、希望の会（自由・社民）、無所属クラブ及び日本のこころ各1人 計45人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年10月28日(金) (第7回)

一、昨27日薨去せられた崇仁親王殿下に対し、院議をもって弔詞を奉呈することに決定した。

一、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民進党・新緑風会15分、日本共産党及び日本維新の会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年11月2日(水) (第8回)

一、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民進党・新緑風会15分、公明党、日本共産党及び日本維新の会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年11月9日(水) (第9回)

一、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民進党・新緑風会15分、公明党、日本共産党及び日本維新の会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民進党・新緑風会15分、日本共産党及び日本維新の会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年11月11日(金) (第10回)

一、環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民進党・新緑風会15分、公明党、日本共産党及び日本維新の会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年11月16日(水) (第11回)

一、元議員故小坂憲次君に対し、院議をもって弔詞をささげることにより決定した。

一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第1号）（衆議院提

出)を可決した。

(衆第1号)

賛成会派 自民、民進、公明、共産

反対会派 維新

一、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第2号)(衆議院提出)

を可決した。

(衆第2号)

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新

反対会派 なし

一、国会職員の給与等に関する規程等の一部改正に関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年11月18日(金)(第12回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年11月25日(金)(第13回)

一、本会議における内閣総理大臣のアジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議出席等に関する報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 自由民主党10分、民進党・新緑風会15分、公明党、日本共産党及び日本維新の会各10分

ロ、人数 各派1人

ハ、順序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年11月28日(月)(第14回)

一、本会議における平成二十七年度決算の概要についての財務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 自由民主党10分、民進党・新緑風会15分、公明党、日本共産党及び日本維新の会各10分、希望の会(自由・社民)5分

ロ、人数 各派1人

ハ、順序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年12月1日(木)(第15回)

○公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 自由民主党10分、民進党・新緑風会15分、公明党、日本共産党及び日本維新の会各10分

ロ、人数 各派1人

ハ、順序 大会派順

○平成28年12月2日(金)(第16回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年12月7日(水)(第17回)

一、特定複合観光施設区域の整備に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 自由民主党10分、民進党・新緑風会15分、日本共産党及び日本維新の会各10分

ロ、人数 各派1人

ハ、順序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年12月9日(金)(第18回)

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成28年12月14日(水)(第19回)

一、議長不信任決議案(小川敏夫君外3名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、事務総長の辞任及びその補欠選任について決定した。

- 一、内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案（小川敏夫君外4名発議）の委員会審査省略要求の件についてこれを否決した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

懲罰委員会

委員一覧（10名）

委員長	溝手	顕正（自民）	橋本	聖子（自民）	市田	忠義（共産）
理事	山東	昭子（自民）	吉田	博美（自民）	渡辺	喜美（維新）
理事	鉢呂	吉雄（民進）	榛葉	賀津也（民進）		
	尾辻	秀久（自民）	魚住	裕一郎（公明）		（28.10.11 現在）

委員会経過

○平成28年10月11日（火）（第1回）

○理事を選任した。

災害対策特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	若松 謙維（公明）	佐藤 信秋（自民）	羽田 雄一郎（民進）
理事	そのだ 修光（自民）	酒井 庸行（自民）	浜口 誠（民進）
理事	山田 俊男（自民）	自見 はなこ（自民）	武田 良介（共産）
理事	川合 孝典（民進）	関口 昌一（自民）	室井 邦彦（維新）
理事	平木 大作（公明）	馬場 成志（自民）	木戸口 英司（希望）
	足立 敏之（自民）	藤木 眞也（自民）	薬師寺みちよ（無ク）
	佐藤 啓（自民）	小林 正夫（民進）	(28.9.26 現在)

（1）審議概観

第192回国会において本特別委員会に付託された法律案はなかった。

また、本特別委員会付託の請願1種類1件は、保留とした。

〔国政調査〕

10月24日、平成28年台風第10号等に係る被害状況等の実情調査のため、北海道に委員派遣を行った。

10月26日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

同日、平成28年8月以降の台風による被害状況等について、松本内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から報告を聴取した。

11月18日、質疑を行い、平成28年台風第10号等による被害状況及び今後の復興支援策、熊本地震及び鳥取県中部地震による被害及び復旧状況、熊本地震により被災した市町村に対する地方財政負担軽減方策、台風第10号等により被災した農業者に対する更なる支援の必要性、国道の被災・通行止めに伴う道東自動車道の無料措置の在り方、博多駅前道路陥没事

故の原因及び安全確保策、防災情報の伝達に資するラジオの難聴地域の解消に向けた支援策、熊本地震により被災した国道57号の復旧見通し、首都直下地震を想定した帰宅困難者対策及び感震ブレーカーの普及促進策、自然災害被災者に対する税制措置の現状と今後の在り方、高性能レーダ雨量計ネットワークの整備を始めとする雨量観測体制の強化、加工工場の被災により出荷が困難となった農作物被害への対応状況、熊本地震での事例を踏まえた福祉避難所の充実に向けた取組の必要性、熊本地震により発生した災害廃棄物についての国の対応策、被災自治体に対する人的支援の在り方についての防災担当大臣の所見、台風被害によるJR北海道の不通区間の復旧見通しなどの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成28年9月26日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成28年10月14日(金) (第2回)

- 平成28年台風第10号等に係る被害状況等の実情調査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成28年10月26日(水) (第3回)

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 平成28年8月以降の台風による被害状況等に関する件について松本内閣府特命担当大臣から報告を聴いた。

○平成28年11月18日(金) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成28年台風第10号等による被害状況及び復興支援策に関する件、熊本地震及び鳥取県中部地震による被害及び復旧状況に関する件、防災情報の伝達体制の強化に関する件、福祉避難所の整備に関する件、首都直下地震対策に関する件、災害に係る税制の在り方に関する件、災害廃棄物処理に関する件、被災自治体に対する人的支援に関する件、J R北海道の復旧見通しに関する件等について松本内閣府特命担当大臣、松本内閣府副大臣、務台内閣府大臣政務官、根本国土交通大臣政務官、杉財務大臣政務官、堀内厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

そのだ修光君(自民)、藤木眞也君(自民)、川合孝典君(民進)、小林正夫君(民進)、浜口誠君(民進)、平木大作君(公明)、薬師寺みちよ君(無ク)、室井邦彦君(維新)、木戸口英司君(希望)、紙智子君(共産)

○平成28年12月14日(水) (第5回)

- 請願第788号を審査した。
- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成28年10月24日(月)

- 平成28年台風第10号等に係る被害状況等の実情調査

[派遣地]

北海道

[派遣委員]

若松謙維君(公明)、そのだ修光君(自民)、山田俊男君(自民)、川合孝典君(民進)、平木大作君(公明)、紙智子君(共産)、石井章君(維新)、木戸口英司君(希望)

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	藤井 基之（自民）	島田 三郎（自民）	鉢呂 吉雄（民進）
理事	猪口 邦子（自民）	中川 雅治（自民）	藤田 幸久（民進）
理事	山田 宏（自民）	長谷川 岳（自民）	高瀬 弘美（公明）
理事	石橋 通宏（民進）	橋本 聖子（自民）	紙 智子（共産）
理事	竹谷 とし子（公明）	松川 るい（自民）	儀間 光男（維新）
	石田 昌宏（自民）	山本 一太（自民）	糸数 慶子（沖縄）
	今井 絵理子（自民）	徳永 エリ（民進）	(28.9.26 現在)

（1）審議概観

第192回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

12月7日、沖縄及び北方問題に関しての諸施策について、鶴保内閣府特命担当大臣及び岸田外務大臣から発言があった。

12月12日、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査を行い、経済等日露間の交流拡大の意義、沖縄振興の意

義、機動隊員による「土人」発言に対する鶴保内閣府特命担当大臣の認識、基地問題と沖縄振興予算との関連性、北部訓練場返還跡地の支障除去、普天間飛行場の移設経費、北方領土交渉における政府の取組方針、北方領土隣接地域の振興、代替漁法等ロシアによるさけ・ます流し網漁禁止への対応策、在沖米軍のオスプレイによる物資つり下げ訓練などについて質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成28年9月26日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成28年12月7日（水）（第2回）

○沖縄及び北方問題に関しての諸施策に関する件について鶴保内閣府特命担当大臣及び岸田外務大臣から発言があった。

○平成28年12月12日（月）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○経済等日露間の交流拡大の意義に関する件、沖縄振興の意義に関する件、機動隊員による「土人」発言に対する鶴保内閣府特命担当大臣の認識に関する件、基地問題と沖縄振興予算との関連性に関する鶴保内閣府特命担当大臣の認識に関する件、北部訓練場返還跡地の

支障除去に関する件、普天間飛行場の移設経費に関する件、北方領土交渉における政府の取組方針に関する件、北方領土隣接地域の振興に関する件、代替漁法等ロシアによるさけ・ます流し網漁禁止への対応策に関する件、在沖米軍のオスプレイによる物資つり下げ訓練に関する件等について岸田外務大臣、鶴保内閣府特命担当大臣、若宮防衛副大臣、宮澤防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

猪口邦子君（自民）、石橋通宏君（民進）、藤田幸久君（民進）、竹谷とし子君（公明）、紙智子君（共産）、儀間光男君（維新）、糸

数慶子君（沖縄）

○平成28年12月14日（水）（第4回）

- 沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧（35名）

委員長	有田 芳生（民進）	山東 昭子（自民）	難波 奨二（民進）
理事	岡田 直樹（自民）	徳茂 雅之（自民）	平山 佐知子（民進）
理事	武見 敬三（自民）	中川 雅治（自民）	牧山 ひろえ（民進）
理事	二之湯 智（自民）	中西 健治（自民）	石川 博崇（公明）
理事	森屋 宏（自民）	中西 哲（自民）	谷合 正明（公明）
理事	足立 信也（民進）	西田 昌司（自民）	長沢 広明（公明）
理事	芝 博一（民進）	舞立 昇治（自民）	井上 哲士（共産）
理事	西田 実仁（公明）	宮沢 洋一（自民）	山下 芳生（共産）
	石井 正弘（自民）	山下 雄平（自民）	浅田 均（維新）
	こやり 隆史（自民）	渡辺 猛之（自民）	石井 章（維新）
	鴻池 祥肇（自民）	伊藤 孝恵（民進）	行田 邦子（無ク）
	佐藤 啓（自民）	江崎 孝（民進）	

(28.9.26 現在)

（1）審議概観

第192回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件及び衆議院提出1件（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出）の合計2件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願1種類1件は、保留とした。

〔法律案の審査〕

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（閣法第7号）は、有権者が投票しやすい環境を整えるため、在外選挙人名簿の登録申請の方法の見直し、選挙人名簿の内容確認手段の閲覧への一本化、都道府県選挙の選挙権に係る同一都道府県内移転時の取扱いの見直しを行うとともに、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票の投票期間を延長するなどの措置を講じようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆

第3号）は、実習を行うため航海する学生、生徒その他の者の投票の機会を拡充するため、これらの者を洋上投票制度の対象とするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、在外投票及び洋上投票を更に使いやすくするための方策、ICTを活用した投票環境向上の可能性、公平な投票機会の確保に向けた不在者投票等の取組等について質疑が行われた後、いずれも全会一致をもって原案どおり可決された。なお、閣法第7号に対し附帯決議が付された。

〔国政調査〕

11月18日、第24回参議院議員通常選挙の執行状況及び選挙違反取締状況に関する件について高市総務大臣及び政府参考人から報告を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成28年9月26日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成28年11月18日(金) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 第24回参議院議員通常選挙の執行状況及び選挙違反取締状況に関する件について高市総務大臣及び政府参考人から報告を聴いた。
- 公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)について高市総務大臣から趣旨説明を聴き、
公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第3号)(衆議院提出)について提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長竹本直一君から趣旨説明を聴いた。

○平成28年11月25日(金) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)
公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第3号)(衆議院提出)

以上両案について高市総務大臣、原田総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

[質疑者]

牧山ひろえ君(民進)、西田実仁君(公明)、井上哲士君(共産)、浅田均君(維新)、行田邦子君(無ク)

(閣法第7号)

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、
無ク

反対会派 なし

(衆第3号)

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、
無ク

反対会派 なし

なお、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

○平成28年12月14日(水) (第4回)

- 請願第1118号を審査した。
- 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	山谷 えり子（自民）	井上 義行（自民）	柳田 稔（民進）
理事	北村 経夫（自民）	衛藤 晟一（自民）	横山 信一（公明）
理事	島村 大（自民）	塚田 一郎（自民）	武田 良介（共産）
理事	白 眞勲（民進）	三原じゅん子（自民）	高木 かおり（維新）
理事	山本 博司（公明）	山崎 正昭（自民）	中山 恭子（日本）
	青山 繁晴（自民）	大野 元裕（民進）	伊波 洋一（沖縄）
	赤池 誠章（自民）	川合 孝典（民進）	(28.9.26 現在)

（1）審議概観

第192回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

安倍内閣総理大臣は、第192回国会の所信表明演説において、北朝鮮に対し、核、ミサイル、そして、引き続き最重要課題である拉致問題の包括的な解決に向けて具体的な行動を取るよう強く求めることを表明した。

12月5日、北朝鮮をめぐる最近の状況について岸田外務大臣から、拉致問題をめぐる現状について加藤国務大臣からそれぞれ説明を聞いた。

12月7日、国連安保理決議による対北朝鮮制裁措置、拉致問題解決に向けた国際的連携、拉致問題への取組、拉致被害者の認定、日朝間におけるストックホルム合意等について質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成28年9月26日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成28年12月5日（月）（第2回）

○北朝鮮をめぐる最近の状況に関する件について岸田外務大臣から説明を聞き、拉致問題をめぐる現状に関する件について加藤国務大臣から説明を聞いた。

○平成28年12月7日（水）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○国連安保理決議による対北朝鮮制裁措置に関する件、拉致問題解決に向けた国際的連携に関する件、拉致問題への取組に関する件、拉致被害者の認定に関する件、日朝間におけるストックホルム合意に関する件等について岸

田外務大臣、加藤国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

塚田一郎君（自民）、川合孝典君（民進）、白眞勲君（民進）、山本博司君（公明）、武田良介君（共産）、高木かおり君（維新）、中山恭子君（日本）、伊波洋一君（沖縄）

○平成28年12月14日（水）（第4回）

○北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

政府開発援助等に関する特別委員会

委員一覧 (30名)

委員長	野村	哲郎 (自民)	岩井	茂樹 (自民)	古賀	之士 (民進)
理事	中西	祐介 (自民)	大家	敏志 (自民)	長浜	博行 (民進)
理事	堀井	巖 (自民)	大沼	みずほ (自民)	藤末	健三 (民進)
理事	三宅	伸吾 (自民)	木村	義雄 (自民)	里見	隆治 (公明)
理事	磯崎	哲史 (民進)	佐藤	正久 (自民)	杉	久武 (公明)
理事	河野	義博 (公明)	松下	新平 (自民)	井上	哲士 (共産)
理事	辰巳	孝太郎 (共産)	松山	政司 (自民)	清水	貴之 (維新)
	朝日	健太郎 (自民)	元榮	太一郎 (自民)	藤巻	健史 (維新)
	有村	治子 (自民)	相原	久美子 (民進)	又市	征治 (希望)
	石井	準一 (自民)	大塚	耕平 (民進)	アントニオ猪木	(無ク)

(28.9.26 現在)

(1) 審議概観

第192回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

(2) 委員会経過

- 平成28年9月26日(月) (第1回)
 - 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 平成28年12月14日(水) (第2回)
 - 政府開発援助等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
 - 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

消費者問題に関する特別委員会

委員一覧 (25名)

委員長	石井 みどり (自民)	尾辻 秀久 (自民)	矢田 わか子 (民進)
理事	大沼 みずほ (自民)	徳茂 雅之 (自民)	秋野 公造 (公明)
理事	太田 房江 (自民)	福岡 資麿 (自民)	熊野 正士 (公明)
理事	古賀 友一郎 (自民)	宮島 喜文 (自民)	大門 実紀史 (共産)
理事	野田 国義 (民進)	山田 修路 (自民)	山添 拓 (共産)
理事	山本 香苗 (公明)	渡邊 美樹 (自民)	片山 大介 (維新)
	青木 一彦 (自民)	伊藤 孝恵 (民進)	福島 みずほ (希望)
	石井 正弘 (自民)	宮沢 由佳 (民進)	
	小野田 紀美 (自民)	森本 真治 (民進)	(28.9.26 現在)

(1) 審議概観

第192回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

12月7日、消費者安全法第13条第4項の規定に基づく平成27年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告について松本内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

12月12日、肥育ホルモン剤を投与されていない牛肉に係る情報提供、新たな加工食品の原料原産地表示制度、消費者ホットラインの活用促進、消費者庁の徳島移転、ラテックスアレルギー対策、豊洲市場の土壌汚染問題への国の関わり方、機能性表示食品制度の在り方、特定適格消費者団体への支援の在り方等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成28年9月26日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成28年12月7日(水) (第2回)

○消費者安全法第13条第4項の規定に基づく平成27年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告に関する件について松本内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

○平成28年12月12日(月) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○肥育ホルモン剤を投与されていない牛肉に係る情報提供に関する件、新たな加工食品の原料原産地表示制度に関する件、消費者ホット

ラインの活用促進に関する件、消費者庁の徳島移転に関する件、ラテックスアレルギー対策に関する件、豊洲市場の土壌汚染問題への国の関わり方に関する件、機能性表示食品制度の在り方に関する件、特定適格消費者団体への支援の在り方に関する件等について松本内閣府特命担当大臣、松本内閣府副大臣、松村経済産業副大臣、矢倉農林水産大臣政務官、根本国土交通大臣政務官、務台内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古賀友一郎君 (自民)、大沼みずほ君 (自民)、宮沢由佳君 (民進)、野田国義君 (民

進)、秋野公造君(公明)、山添拓君(共産)、
片山大介君(維新)、青木愛君(希望)

○平成28年12月14日(水)(第4回)

- 消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

東日本大震災復興特別委員会

委員一覧（40名）

委員長	櫻井 充（民進）	こやり 隆史（自民）	田名部 匡代（民進）
理事	愛知 治郎（自民）	上月 良祐（自民）	長浜 博行（民進）
理事	江島 潔（自民）	進藤 金日子（自民）	舟山 康江（民進）
理事	片山 さつき（自民）	高階 恵美子（自民）	増子 輝彦（民進）
理事	平野 達男（自民）	高橋 克法（自民）	浜田 昌良（公明）
理事	大島 九州男（民進）	滝沢 求（自民）	三浦 信祐（公明）
理事	神本 美恵子（民進）	滝波 宏文（自民）	矢倉 克夫（公明）
理事	新妻 秀規（公明）	中西 哲（自民）	岩渕 友（共産）
理事	紙 智子（共産）	堀井 巖（自民）	東 徹（維新）
	足立 敏之（自民）	宮本 周司（自民）	石井 苗子（維新）
	阿達 雅志（自民）	森 まさこ（自民）	山本 太郎（希望）
	石井 浩郎（自民）	山田 俊男（自民）	中野 正志（日本）
	太田 房江（自民）	川田 龍平（民進）	
	岡田 広（自民）	小西 洋之（民進）	

(28. 9. 26 現在)

（1）審議概観

第192回国会において本特別委員会に付託された法律案はなかった。

また、本特別委員会付託の請願3種類37件は、いずれも保留とした。

〔国政調査〕

11月16日、東日本大震災復興の総合的対策に関する件について今村復興大臣から発言があった。

11月18日、質疑を行い、福島県における農林水産業・観光業等の風評被害対策の現状と課題、福島県における再生可能エネルギーの導入状況及び研究開発推進の取組、災害公営住宅の入居状況及び入居条件の弾力化に向けた検討の可能性、避難先での福島の子どもに対するいじめの問題への省庁横断的な対応の必要性、避難指示解除後の帰還率が低い原因と帰還に向けた方針、農林業者に対する賠償に係る官民合同チーム設置の必要性、自動車整備工場等に堆積した放射性汚泥の

処理に係る政府の対応方針、福島県の自主避難者に対する応急仮設住宅の無償提供延長の必要性、災害関連死による死亡者の状況把握、災害対策基本法に災害時における保健師の役割を明記することについての復興大臣の所感、避難指示の解除に際しての放射線量等に係る要件、「復興五輪」の観点からの東京オリンピック・パラリンピック競技会場の見直し、東日本大震災からの復興と過去の津波災害からの復興との相違点、被災地のまちづくりを新たな視点により検証・検討する体制の構築、福島第一原発の廃炉に向けた工程表の在り方、被災中小企業に対するグループ補助金の運用円滑化の必要性、被災地の水産加工業の販路回復・人手不足解消についての復興大臣の認識、相馬福島道路及びふくしま復興再生道路の早期完成の必要性、災害時の拠点となるガソリンスタンドの整備・強化の必要性、農林水産業等の地域の産業振興につな

る東北の観光復興に向けた政府の取組などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成28年9月26日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成28年11月16日(水) (第2回)

○東日本大震災復興の総合的対策に関する件について今村復興大臣から発言があった。

○平成28年11月18日(金) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○東日本大震災復興の総合的対策に関する件について今村復興大臣、高市総務大臣、高木経済産業副大臣、伊藤環境副大臣、長沢復興副大臣、井原経済産業大臣政務官、矢倉農林水産大臣政務官、藤井国土交通大臣政務官、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長山口博君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大島九州男君(民進)、増子輝彦君(民進)、岩渕友君(共産)、石井苗子君(維新)、山本太郎君(希望)、中野正志君(日本)、平野達男君(自民)、片山さつき君(自民)、三浦信祐君(公明)、新妻秀規君(公明)

○平成28年12月14日(水) (第4回)

○請願第94号外36件を審査した。

○東日本大震災復興の総合的対策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

委員一覧（45名）

委員長	林 芳正（自民）	高橋 克法（自民）	田名部 匡代（民進）
理事	石井 準一（自民）	滝波 宏文（自民）	徳永 エリ（民進）
理事	二之湯 武史（自民）	中西 哲（自民）	浜口 誠（民進）
理事	福岡 資麿（自民）	中西 祐介（自民）	藤末 健三（民進）
理事	三宅 伸吾（自民）	藤木 眞也（自民）	河野 義博（公明）
理事	山田 修路（自民）	堀井 巖（自民）	熊野 正士（公明）
理事	小川 勝也（民進）	舞立 昇治（自民）	佐々木 さやか（公明）
理事	大野 元裕（民進）	松川 るい（自民）	平木 大作（公明）
理事	浜田 昌良（公明）	山下 雄平（自民）	大門 実紀史（共産）
理事	紙 智子（共産）	山田 俊男（自民）	辰巳 孝太郎（共産）
	古賀 友一郎（自民）	吉川 ゆうみ（自民）	片山 虎之助（維新）
	佐藤 啓（自民）	渡邊 美樹（自民）	儀間 光男（維新）
	佐藤 正久（自民）	相原 久美子（民進）	山本 太郎（希望）
	進藤 金日子（自民）	石上 俊雄（民進）	行田 邦子（無ク）
	高野 光二郎（自民）	江崎 孝（民進）	中野 正志（日本）

(28. 10. 24 現在)

（１）審議概観

第192回国会において、本特別委員会に付託された案件は、条約 1 件及び内閣提出法律案 1 件の合計 2 件であり、それぞれ承認又は可決した。

また、本特別委員会付託の請願 2 種類 173 件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）は、アジア太平洋地域において、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等、幅広い分野で新たなルールを構築するための法的枠組みについて定めるものである。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案は、TPP 協定の締結に伴い、私的独占の禁

止及び公正取引の確保に関する法律その他の関係法律の規定の整備を行おうとするものである。

委員会においては、両案件を一括して議題とし、安倍内閣総理大臣、石原国務大臣、岸田外務大臣、山本農林水産大臣等に対して質疑を行ったほか、3 度にわたり参考人から意見を聴取するとともに、北海道及び茨城県での地方公聴会並びに公聴会を実施した。

委員会の質疑においては、TPP 協定の意義と我が国の今後の通商政策の在り方、米国を始めとする各国の国内手続の動向と我が国の方針、関税の撤廃等が農林水産業に及ぼす影響と国内対策、農林水産品の輸出拡大及び中小企業の海外展開への支援策、食の安全を確保するための体制等の在り方、医療保険制度・薬価等に及ぼす影響、著作物の利用や創作活

動等に及ぼす影響、I S D S 手続が本協定に盛り込まれたことの是非と我が国が提訴される懸念等について議論が行われた。討論の後、環太平洋パートナーシッ

プ協定は多数をもって承認され、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案は多数をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成28年10月21日(金) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成28年11月11日(金) (第2回)

○環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件(第190回国会閣条第8号)(衆議院送付)について岸田外務大臣から趣旨説明を聴き、

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(第190回国会閣法第47号)(衆議院送付)について石原国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成28年11月14日(月) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件(第190回国会閣条第8号)(衆議院送付)

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(第190回国会閣法第47号)(衆議院送付)

以上両案件について安倍内閣総理大臣、石原国務大臣、山本農林水産大臣、岸田外務大臣、世耕経済産業大臣、塩崎厚生労働大臣、麻生国務大臣、松本内閣府特命担当大臣、松野文部科学大臣、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

山田修路君(自民)、三宅伸吾君(自民)、小川勝也君(民進)、江崎孝君(民進)、浜田昌良君(公明)、大門実紀史君(共産)、片山虎之助君(維新)、山本太郎君(希望)、行田邦子君(無ク)、和田政宗君(日本)

○平成28年11月15日(火) (第4回)

○環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件(第190回国会閣条第8

号)(衆議院送付)

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(第190回国会閣法第47号)(衆議院送付)

以上両案件審査のため委員派遣を行うこと及び参考人の出席を求めることを決定した。

また、両案件について安倍内閣総理大臣、山本農林水産大臣、岸田外務大臣、石原国務大臣、塩崎厚生労働大臣、松本内閣府特命担当大臣、松村経済産業副大臣、齋藤農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

佐藤正久君(自民)、高橋克法君(自民)、田名部匡代君(民進)、川合孝典君(民進)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)、石井章君(維新)、福島みずほ君(希望)、アントニオ猪木君(無ク)、中野正志君(日本)

○平成28年11月16日(水) (第5回)

○環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件(第190回国会閣条第8号)(衆議院送付)

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(第190回国会閣法第47号)(衆議院送付)

以上両案件について石原国務大臣、世耕経済産業大臣、松野文部科学大臣、塩崎厚生労働大臣、岸田外務大臣、山本農林水産大臣、麻生財務大臣、井原経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

杉尾秀哉君(民進)、矢田わか子君(民進)、河野義博君(公明)、山添拓君(共産)、藤巻健史君(維新)、木戸口英司君(希望)、

行田邦子君（無ク）、中山恭子君（日本）

○平成28年11月18日（金）（第6回）

○環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件（第190回国会閣条第8号）（衆議院送付）

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（第190回国会閣法第47号）（衆議院送付）

以上両案件の審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

また、両案件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

岐阜大学応用生物科学部教授 荒幡克己君
明治大学農学部准教授 作山巧君
九州大学准教授 磯田宏君

〔質疑者〕

進藤金日子君（自民）、野田国義君（民進）、佐々木さやか君（公明）、紙智子君（共産）、片山大介君（維新）、青木愛君（希望）、薬師寺みちよ君（無ク）、中山恭子君（日本）

○平成28年11月21日（月）（第7回）

○環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件（第190回国会閣条第8号）（衆議院送付）

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（第190回国会閣法第47号）（衆議院送付）

以上両案件について岸田外務大臣、石原国務大臣、山本農林水産大臣、塩崎厚生労働大臣、松本内閣府特命担当大臣、松野文部科学大臣、金田法務大臣、田中国土交通副大臣、井原経済産業大臣政務官、矢倉農林水産大臣政務官、豊田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松川るい君（自民）、石上俊雄君（民進）、伊藤孝恵君（民進）、斎藤嘉隆君（民進）、平木大作君（公明）、辰巳孝太郎君（共産）、山添拓君（共産）、浅田均君（維新）、福島みずほ君（希望）、行田邦子君（無ク）、中山恭子君（日本）

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成28年11月22日（火）（第8回）

○環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件（第190回国会閣条第8号）（衆議院送付）

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（第190回国会閣法第47号）（衆議院送付）

以上両案件について岸田外務大臣、石原国務大臣、麻生財務大臣、山本農林水産大臣、松本内閣府特命担当大臣、塩崎厚生労働大臣、松野文部科学大臣、金田法務大臣、山本環境大臣、齋藤農林水産副大臣、豊田内閣府大臣政務官、三木財務大臣政務官、杉財務大臣政務官、井原経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

辰巳孝太郎君（共産）、渡邊美樹君（自民）、古賀之士君（民進）、宮沢由佳君（民進）、浜田昌良君（公明）、紙智子君（共産）、清水貴之君（維新）、山本太郎君（希望）、薬師寺みちよ君（無ク）、中野正志君（日本）

○平成28年11月24日（木）（第9回）

○環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件（第190回国会閣条第8号）（衆議院送付）

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（第190回国会閣法第47号）（衆議院送付）

以上両案件について安倍内閣総理大臣、石原国務大臣、岸田外務大臣、世耕経済産業大臣、塩崎厚生労働大臣、山本農林水産大臣、萩生田内閣官房副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田修路君（自民）、蓮舫君（民進）、藤末健三君（民進）、石川博崇君（公明）、田村智子君（共産）、儀間光男君（維新）、福島みずほ君（希望）、松沢成文君（無ク）、中野正志君（日本）

○平成28年11月25日（金）（公聴会 第1回）

○環太平洋パートナーシップ協定の締結について

て承認を求めるの件（第190回国会閣条第8号）（衆議院送付）

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（第190回国会閣法第47号）（衆議院送付）

以上両案件について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

〔公述人〕

一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
根本勝則君

NPO法人アジア太平洋資料センター代表
理事 内田聖子君

横浜国立大学名誉教授 萩原伸次郎君

医師 住江憲勇君

〔質疑者〕

中西哲君（自民）、舟山康江君（民進）、浜田昌良君（公明）、大門実紀史君（共産）、石井苗子君（維新）、森ゆうこ君（希望）、松沢成文君（無ク）、中野正志君（日本）

○平成28年12月1日（木）（第10回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件（第190回国会閣条第8号）（衆議院送付）

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（第190回国会閣法第47号）（衆議院送付）

以上両案件について安倍内閣総理大臣、岸田外務大臣、石原国務大臣、塩崎厚生労働大臣、山本農林水産大臣、世耕経済産業大臣、金田法務大臣、松本国務大臣、井原経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田俊男君（自民）、藤末健三君（民進）、

大野元裕君（民進）、平木大作君（公明）、

吉良よし子君（共産）、片山大介君（維新）、

森ゆうこ君（希望）、行田邦子君（無ク）、

中野正志君（日本）

○平成28年12月2日（金）（第11回）

○環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件（第190回国会閣条第8号）（衆議院送付）

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（第190回国会閣法第47号）（衆議院送付）

以上両案件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

学習院大学経済学部教授 遠藤久夫君

北海道がんセンター名誉院長

北海道医薬専門学校学校長 西尾正道君

東京大学名誉教授 醍醐聰君

〔質疑者〕

吉川ゆうみ君（自民）、川合孝典君（民進）、

熊野正士君（公明）、大門実紀史君（共産）、

清水貴之君（維新）、福島みずほ君（希望）、

行田邦子君（無ク）

○平成28年12月5日（月）（第12回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件（第190回国会閣条第8号）（衆議院送付）

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（第190回国会閣法第47号）（衆議院送付）

以上両案件について安倍内閣総理大臣、石原国務大臣、麻生国務大臣、高市総務大臣、塩崎厚生労働大臣、岸田外務大臣、山本農林水産大臣、松本内閣府特命担当大臣、田中国土交通副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁中曾宏君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

二之湯武史君（自民）、櫻井充君（民進）、

川田龍平君（民進）、佐々木さやか君（公明）、

辰巳孝太郎君（共産）、石井苗子君（維新）、

山本太郎君（希望）、行田邦子君（無ク）、

中野正志君（日本）

○平成28年12月6日（火）（第13回）

○環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件（第190回国会閣条第8号）（衆議院送付）

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（第190回国会閣法第47号）（衆議院送付）

以上両案件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

公立大学法人奈良県立医科大学公衆衛生学講座教授 今村知明君

鈴鹿医療科学大学薬学部客員教授 中村幹雄君

特定非営利活動法人日本消費者連盟共同代表 天笠啓祐君

[質疑者]

古賀友一郎君（自民）、田名部匡代君（民進）、三浦信祐君（公明）、岩渕友君（共産）、藤巻健史君（維新）、福島みずほ君（希望）、行田邦子君（無ク）、中野正志君（日本）

○平成28年12月8日（木）（第14回）

○環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件（第190回国会閣条第8号）（衆議院送付）

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（第190回国会閣法第47号）（衆議院送付）

以上両案件について安倍内閣総理大臣、岸田外務大臣、石原国務大臣、山本農林水産大臣、麻生財務大臣、松本内閣府特命担当大臣、塩崎厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

山田修路君（自民）、徳永エリ君（民進）、舟山康江君（民進）、河野義博君（公明）、紙智子君（共産）、儀間光男君（維新）、山本太郎君（希望）、松沢成文君（無ク）、中山恭子君（日本）

○平成28年12月9日（金）（第15回）

○環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件（第190回国会閣条第8号）（衆議院送付）

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（第190回国会閣法第47号）（衆議院送付）

以上両案件について安倍内閣総理大臣、山本農林水産大臣、岸田外務大臣、麻生財務大臣、石原国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行

い、討論の後、

環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件（第190回国会閣条第8号）（衆議院送付）を承認すべきものと議決し、

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（第190回国会閣法第47号）（衆議院送付）を可決した。

[質疑者]

平野達男君（自民）、大野元裕君（民進）、浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、儀間光男君（維新）、行田邦子君（無ク）、福島みずほ君（希望）、中野正志君（日本）（第190回国会閣条第8号）

賛成会派 自民、公明、維新、無ク、日本
反対会派 民進、共産、希望
（第190回国会閣法第47号）

賛成会派 自民、公明、維新、無ク、日本
反対会派 民進、共産、希望

○平成28年12月14日（水）（第16回）

○請願第99号外172件を審査した。

委員派遣

○平成28年11月17日（木）

（地方公聴会）

○環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件（第190回国会閣条第8号）及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（第190回国会閣法第47号）の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

[派遣地]

（第1班）北海道

（第2班）茨城県

[派遣委員]

（第1班）

林芳正君（自民）、石井準一君（自民）、小川勝也君（民進）、浜田昌良君（公明）、紙智子君（共産）、佐藤啓君（自民）、高橋克法君（自民）、中西哲君（自民）、吉川ゆうみ君（自民）、徳永エリ君（民進）、熊野正士君（公明）、石井苗子君（維新）、

中野正志君（日本）

（第2班）

福岡資麿君（自民）、二之湯武史君（自民）、大野元裕君（民進）、進藤金日子君（自民）、滝波宏文君（自民）、堀井巖君（自民）、渡邊美樹君（自民）、川合孝典君（民進）、藤田幸久君（民進）、高瀬弘美君（公明）、井上哲士君（共産）、福島みずほ君（希望）、行田邦子君（無ク）

〔公述人〕

（第1班）

株式会社十勝家畜人工授精所代表取締役・畜産農家 吉川広司君
株式会社アミノアップ化学代表取締役会長 小砂憲一君
全十勝地区農民連盟委員長 西原正行君
北海道大学大学院農学研究院准教授 東山寛君

（第2班）

有限会社横田農場代表取締役 横田修一君
ミナトゴム株式会社代表取締役社長 田口昌也君
前日本医師会長 原中勝征君
農民運動茨城県連合会会長 岡野忠君

2 調査会審議経過

国際経済・外交に関する調査会

委員一覧 (25名)

会長	鴻池 祥肇 (自民)	小野田 紀美 (自民)	古賀 之士 (民進)
理事	酒井 庸行 (自民)	尾辻 秀久 (自民)	杉尾 秀哉 (民進)
理事	柘植 芳文 (自民)	大野 泰正 (自民)	真山 勇一 (民進)
理事	宮本 周司 (自民)	武見 敬三 (自民)	高瀬 弘美 (公明)
理事	藤田 幸久 (民進)	丸山 和也 (自民)	横山 信一 (公明)
理事	佐々木 さやか (公明)	三木 亨 (自民)	和田 政宗 (日本)
理事	武田 良介 (共産)	宮島 喜文 (自民)	伊波 洋一 (沖縄)
理事	室井 邦彦 (維新)	吉川 ゆうみ (自民)	
	今井 絵理子 (自民)	大塚 耕平 (民進)	(28. 9. 29 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国際経済・外交に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第192回国会の平成28年9月26日に設置された。

今国会においては、理事会等で協議を行った結果、3年間の調査テーマを「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」とすることを決定し、具体的な調査項目として、「国境

を越える諸問題の現状と解決に向けた課題」、「信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題」、「外交能力及び戦略を向上させるための取組の課題」、「文化、人的交流などのソフトパワーを活用した信頼醸成の取組の課題」及び「SDGs、パリ協定などの国際公約を推進、実施する国内体制構築への課題」について、調査を行うこととした。

(2) 調査会経過

○平成28年9月29日(木) (第1回)

- 調査会長を選任した後、理事を選任した。

○平成28年12月14日(水) (第2回)

- 調査項目の選定について会長から報告があった。
- 国際経済・外交に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

国民生活・経済に関する調査会

委員一覧（25名）

会 長	川田 龍平（民進）	小川 克巳（自民）	神本 美恵子（民進）
理 事	上野 通子（自民）	自見 はなこ（自民）	斎藤 嘉隆（民進）
理 事	中西 祐介（自民）	島村 大（自民）	平山 佐知子（民進）
理 事	山田 修路（自民）	進藤 金日子（自民）	宮沢 由佳（民進）
理 事	風間 直樹（民進）	豊田 俊郎（自民）	伊藤 孝江（公明）
理 事	新妻 秀規（公明）	中泉 松司（自民）	宮崎 勝（公明）
理 事	岩渕 友（共産）	松下 新平（自民）	薬師寺みちよ（無ク）
理 事	藤巻 健史（維新）	元榮 太一郎（自民）	
	朝日 健太郎（自民）	森屋 宏（自民）	

（28.9.29 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国政の基本的事項のうち、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第192回国会の平成28年9月26日に設置された。今国会では、調査テーマ等について理事会等で協議を

行った結果、3年間の調査テーマを「あらゆる立場の人々が参画できる社会の構築」とし、1年目は「経済・生活不安の解消」について調査を進めることに決定し、12月14日、その旨を調査会に報告した。

（2）調査会経過

- 平成28年9月29日（木）（第1回）
 - 調査会長を選任した後、理事を選任した。
- 平成28年12月14日（水）（第2回）
 - 調査項目の選定について会長から報告があった。
 - 国民生活・経済に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
 - 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

資源エネルギーに関する調査会

委員一覧（25名）

会 長	金子 原二郎（自民）	赤池 誠章（自民）	石橋 通宏（民進）
理 事	高階 恵美子（自民）	岩井 茂樹（自民）	浜野 喜史（民進）
理 事	長峯 誠（自民）	上月 良祐（自民）	矢田 わか子（民進）
理 事	福岡 資麿（自民）	島田 三郎（自民）	三浦 信祐（公明）
理 事	森本 真治（民進）	そのだ 修光（自民）	市田 忠義（共産）
理 事	河野 義博（公明）	藤木 眞也（自民）	東 徹（維新）
理 事	山添 拓（共産）	森 まさこ（自民）	山本 太郎（希望）
理 事	清水 貴之（維新）	山下 雄平（自民）	
	青山 繁晴（自民）	石上 俊雄（民進）	
			(28.9.29 現在)

（1）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、原子力等エネルギー・資源に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第192回国会の平成28年9月26日に設置された。理事会等で協議を行った

結果、3年間の調査テーマを「新たな時代に向けた我が国の資源エネルギー像」とし、1年目は「資源エネルギー情勢と我が国の対応」について調査を進めることを決定した。

（2）調査会経過

- 平成28年9月29日（木）（第1回）
 - 調査会長を選任した後、理事を選任した。
- 平成28年12月14日（水）（第2回）
 - 調査項目の選定について会長から報告があった。
 - 原子力等エネルギー・資源に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
 - 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

3 憲法審査会

委員一覧（45名）

会長	柳本 卓治（自民）	磯崎 仁彦（自民）	那谷屋 正義（民進）
幹事	岡田 直樹（自民）	北村 経夫（自民）	野田 国義（民進）
幹事	古賀 友一郎（自民）	高野 光二郎（自民）	浜口 誠（民進）
幹事	中川 雅治（自民）	滝波 宏文（自民）	福山 哲郎（民進）
幹事	二之湯 武史（自民）	塚田 一郎（自民）	藤末 健三（民進）
幹事	舞立 昇治（自民）	堂故 茂（自民）	伊藤 孝江（公明）
幹事	小西 洋之（民進）	中曾根 弘文（自民）	魚住 裕一郎（公明）
幹事	白 眞勲（民進）	二之湯 智（自民）	河野 義博（公明）
幹事	西田 実仁（公明）	西田 昌司（自民）	佐々木 さやか（公明）
幹事	仁比 聡平（共産）	古川 俊治（自民）	吉良 よし子（共産）
幹事	浅田 均（維新）	松川 るい（自民）	山添 拓（共産）
	足立 敏之（自民）	山下 雄平（自民）	片山 大介（維新）
	阿達 雅志（自民）	山谷 えり子（自民）	福島 みずほ（希望）
	愛知 治郎（自民）	大野 元裕（民進）	松沢 成文（無ク）
	有村 治子（自民）	徳永 エリ（民進）	和田 政宗（日本）

(28. 10. 11 現在)

(1) 活動概観

〔調査等の経過〕

憲法審査会は、①日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての広範かつ総合的な調査、②憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等の審査を行う機関である（国会法第102条の6）。

今国会においては、11月16日、「憲法に対する考え方」について意見の交換を行った。

また、本審査会付託の請願6種類134件は、いずれも保留とした。

〔調査の概要〕

11月16日、「憲法に対する考え方」について、委員相互間の意見交換において、制定過程の問題、不十分な内容、民意の変化の三点から憲法改正が国政の重要な課題であるとの見解、憲法論議における

国民の広範な合意形成の重要性、国民民主権、基本的人権の尊重、平和主義を堅持し、自由と民主主義に立脚した立憲主義を守ることの重要性、平和主義に対する危機感と集団的自衛権の行使に関する安倍内閣による解釈変更の問題点、国民民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三原則を堅持することの必要性、参議院は緊急集会のように第一院の衆議院をバックアップする存在であり、全国民の代表という性格付けが適切であるとの見解、国民の多数が改憲を求めている中で改憲のために憲法審査会を動かすべきではないとの見解、自民党憲法改正草案の問題点、憲法改正ではなく憲法をいかに憲法が掲げる理想に現実を近づけることの重要性、憲法審査会において各会派が改正原案を持ち寄り改正の是非を議論するこ

とへの期待、憲法改正の項目として国民に身近で切実な問題である教育の無償化、国と地方の統治機構の抜本改革、憲法裁判所の設置を提案する見解、憲法審査会において安保関連法の憲法適合性について議論すべきとの見解、憲法に防衛と緊急事態に関する規定が欠如していることの問題点、憲法審査会において憲法改正

についての世論調査を行うことの提案、現行憲法の制定過程における問題点と自主憲法の制定の必要性、憲法改正原案の発議を内容において関連する事項ごとに区分すること（国会法第68条の3）の問題点と当該規定の改正の必要性、参議院の選挙制度の在り方についての見解等が述べられた。

（２）審査会経過

- 平成28年10月11日（火）（第1回）
 - 幹事の選任及び補欠選任を行った。
- 平成28年11月16日（水）（第2回）
 - 憲法に対する考え方について意見の交換を行った。
- 平成28年12月14日（水）（第3回）
 - 請願第43号外133件を審査した。

4 情報監視審査会

委員一覧（8名）

会 長	中曾根 弘文（自民）	佐藤 正久（自民）	石川 博崇（公明）
	猪口 邦子（自民）	石橋 通宏（民進）	仁比 聡平（共産）
	上月 良祐（自民）	大野 元裕（民進）	(28. 9. 26 現在)

（1）活動概観

9月26日の本会議で3名の委員の辞任が許可された後、新たに3名の委員が選任された。同日に開会された審査会において会長が選任された。

〔調査の経過〕

今国会においては、平成27年末時点で特定秘密を指定している11行政機関から指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、平成27年末時点で適性評価のみ実施した9行政機関から実施の状況について、それぞれ全般的な説明を聴いた。その後、本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項について説明を聴いた上で、質疑を行った。

〔調査の概要〕

9月28日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関して、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から全般的な説明を聴いた。

10月5日、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関して、各行政機関の適性評価の実施の状況について、政府参考人から全般的な説明を聴いた。また、本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項に関して、政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

10月19日、本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項に関して、政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

11月2日、本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項に関して、盛山内閣府副大臣及び政府参考人から説明を聴いた後、同副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

12月16日、本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項に関して、金田国務大臣及び政府参考人から説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

（2）審査会経過

○平成28年9月26日（月）（第1回）

- 議員その他の者の傍聴を許すものとすることに決定した。

○会長の補欠選任を行った。

○平成28年9月28日（水）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴いた。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○平成28年10月5日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の適性評価の実施の状況について政府参考人から説明を聴いた。
- 本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○平成28年10月19日(水) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○平成28年11月2日(水) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項に関する件について盛山内閣府副大臣及び政府参考人から説明を聴いた後、同副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

○平成28年12月16日(金) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項に関する件について金田国務大臣及び政府参考人から説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

5 政治倫理審査会

委員一覧（15名）

会長	吉田 博美（自民）	有村 治子（自民）	榛葉 賀津也（民進）
幹事	石井 準一（自民）	片山 さつき（自民）	山口 那津男（公明）
幹事	関口 昌一（自民）	橋本 聖子（自民）	山本 香苗（公明）
幹事	牧山 ひろえ（民進）	松山 政司（自民）	井上 哲士（共産）
	愛知 治郎（自民）	小川 敏夫（民進）	石井 章（維新）
			（28.9.29 現在）

審査会経過

○平成28年9月29日（木）（第2回）

○幹事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、1,332件（125種類）であり、このうち件数の多かったものは、「T P P協定を今国会で批准しないことに関する請願」130件、「戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止することに関する請願」及び「立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願」各115件、「消費税増税を撤回し、一〇％への引上げをやめることに関する請願」44件、「安民法制（戦争法）の発動を許さず、自衛隊に駆けつけ警護など新任務を付与せず、南スーダンからの撤退を求めることに関する請願」及び「T P P協定を批准しないことに関する請願」各43件、「原発事故避難者の無償住宅支援の継続、早期の避難指示区域の解除と賠償の打ち切り方針撤回、健診の充実・拡大と医療費の減免に関する請願」34件などであった。

各委員会及び憲法審査会の付託件数は、内閣79件、法務33件、外交防衛252件、財政金融147件、文教科学132件、厚生労働304件、経済産業16件、国土交通4件、環境19件、災害対策1件、倫理選挙1件、震災復興37件、T P P173件、憲法134件であった。

なお、法務委員会に付託された請願のうち1件は取り下げられた。

請願者の総数は315万6,135人に上っている。

外交防衛委員会に付託した、いわゆる「T P P協定承認案・関連法案」の関連請願については、10月21日環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会の設置に伴い、同28日に同委員会に付託変更した。

請願書の紹介提出期限は、当初、11月16

日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の9日前の同22日までと決定されたが、同29日の衆・本会議において14日間の会期延長が議決されたため、当初会期終了日翌日の12月1日から受理を再開した。延長後の紹介提出期限については、同1日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の7日前の同7日までと決定された。また、会期については同14日に衆・本会議においてさらに3日間の会期延長の議決がなされたが、短期延長のため、再受理は行わなかった。

12月14日、各委員会及び憲法審査会において請願の審査が行われ、「筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治験の研究促進に関する請願」外27件（1種類）が採択すべきものと決定された。次いで、同日の本会議において同請願が採択され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は2.1％であり、種類別による採択率は（採択数／付託数）は0.8％であった。

2 請願件数表

委員会・憲法審査会					本会議	備 考
委員会等名	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	79	0	0	79	0	
法 務	33	0	0	32	0	付託後取下げ1件
外交防衛	252	0	0	252	0	
財政金融	147	0	0	147	0	
文 教 科 学	132	0	0	132	0	
厚生労働	304	28	0	276	28	
経済産業	16	0	0	16	0	
国土交通	4	0	0	4	0	
環 境	19	0	0	19	0	
災害対策	1	0	0	1	0	
倫理選挙	1	0	0	1	0	
震災復興	37	0	0	37	0	
T P P	173	0	0	173	0	
憲 法	134	0	0	134	0	
計	1,332	28	0	1,303	28	提出総数 1,332件

3 本会議において採択された請願件名一覧

【内閣に送付するを要するもの】

- 厚生労働委員会…………… 28件
筋痛性脳脊髄炎の診療体制確立と治験の研究促進に関する請願（第652号外27件）

【内閣に送付するを要しないもの】

なし

質問主意書一覧

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日	掲載会議録
1	日朝ストックホルム合意の履行に関する質問主意書	有田 芳生君	28. 9. 26	28. 9. 28	28. 10. 4	28. 10. 11 第4号
2	北朝鮮に暮らす残留日本人に関する質問主意書	有田 芳生君	9. 26	9. 28	10. 4	10. 11 第4号
3	外国籍併有者の公務就任に関する質問主意書	中野 正志君	9. 26	9. 28	10. 4	10. 11 第4号
4	ゲノム編集技術の研究開発・規制に関する質問主意書	川田 龍平君	9. 30	10. 5	10. 11	10. 19 第5号
5	日朝ストックホルム合意の履行に関する再質問主意書	有田 芳生君	10. 6	10. 12	10. 18	10. 19 第5号
6	北朝鮮に暮らす残留日本人に関する再質問主意書	有田 芳生君	10. 6	10. 12	10. 18	10. 19 第5号
7	築地市場跡地の再開発における「被爆マグロ」に関する質問主意書	有田 芳生君	10. 6	10. 12	10. 18	10. 19 第5号
8	東京大学の研究不正の調査のあり方に関する質問主意書	櫻井 充君	10. 12	10. 17	10. 21	10. 28 第7号
9	国際人道法違反が続く宮古島への自衛隊配備に関する質問主意書	伊波 洋一君	10. 13	10. 17	10. 21	10. 28 第7号
10	多面的機能支払交付金の支払に関する質問主意書	野田 国義君	10. 14	10. 19	10. 25	10. 28 第7号
11	安倍内閣の拉致問題に対する姿勢に関する質問主意書	有田 芳生君	10. 20	10. 24	10. 28	11. 2 第8号
12	国連の北朝鮮人権状況決議に関する質問主意書	有田 芳生君	10. 25	10. 31	11. 4	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
13	拉致被害者の認定に関する質問主意書	有田 芳生君	28. 10. 26	28. 10. 31	28. 11. 4	
14	いわゆる「強行採決」に関する質問主意書	山本 太郎君	10. 27	10. 31	11. 4	
15	「もんじゅ」に関する質問主意書	福島 みずほ君	10. 27	10. 31	11. 4	
16	伊方原発近辺を走る中央構造線に関する質問主意書	福島 みずほ君	10. 28	11. 2	11. 8	
17	拉致・核・ミサイル問題の包括的解決に関する質問主意書	有田 芳生君	10. 28	11. 2	11. 8	
18	「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に棄権 しなかった理由に関する質問主意書	小西 洋之君	10. 31	11. 2	11. 8	
19	「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」に反対 した理由に関する質問主意書	小西 洋之君	10. 31	11. 2	11. 8	
20	「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」への反 対と憲法前文の平和主義との整合性に関する質問主 意書	小西 洋之君	10. 31	11. 2	11. 8	
21	原子爆弾投下による惨禍と憲法の平和主義等との関 係に関する質問主意書	小西 洋之君	10. 31	11. 2	11. 8	
22	安倍政権による日ソ共同宣言の解釈等に関する質問 主意書	小西 洋之君	10. 31	11. 2	11. 8	
23	人権教育・啓発と北朝鮮人権人道課題に関する質問 主意書	有田 芳生君	11. 1	11. 7	11. 11	
24	千代田カントリークラブへの自衛隊配備に関する質 問主意書	伊波 洋一君	11. 2	11. 7	11. 11	
25	山本有二農林水産大臣を即刻罷免すべきことに関 する質問主意書	小西 洋之君	11. 2	11. 7	11. 11	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
26	塩化ラジウム（ラジウム223）注射液（製品名ゾーフィゴ静注）に関する質問主意書	川田 龍平君	28. 11. 4	28. 11. 9	28. 11. 15	
27	南スーダンで活動している自衛官の生命に関わる危機対応に関する質問主意書	山本 太郎君	11. 4	11. 9	11. 15	
28	米軍属による女性暴行殺人事件とその後の政府の対応に関する質問主意書	糸数 慶子君	11. 9	11. 14	11. 18	
29	安倍内閣総理大臣がドナルド・トランプ次期米国大統領に対し直ちに環太平洋パートナーシップ協定からの離脱意思の有無を確認しなければならないことに関する質問主意書	小西 洋之君	11. 11	11. 16	11. 22	
30	マイナンバー活用に関する質問主意書	伊藤 孝恵君	11. 14	11. 16	11. 22	
31	国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に関する質問主意書	青木 愛君	11. 14	11. 16	11. 22	
32	「年金機能強化法」改正案により平成二十九年八月から実施される年金受給資格期間短縮に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	11. 15	11. 21	11. 25	
33	ブラック求人の監視と取り締まり強化に関する質問主意書	川田 龍平君	11. 16	11. 21	11. 25	
34	反対票を投じた国連「多国間核軍縮交渉の前進」決議案に関する質問主意書	福島 みずほ君	11. 17	11. 21	11. 25	
35	日本及び韓国による歴史共同研究の推進に関する質問主意書	藤末 健三君	11. 17	11. 21	11. 25	
36	平成二十八年熊本地震における政府による被災自治体の職員の支援強化に関する質問主意書	藤末 健三君	11. 17	11. 21	11. 25	
37	平成二十八年熊本地震による被災住宅の公費解体等への自衛隊の活用に関する質問主意書	藤末 健三君	11. 17	11. 21	11. 25	
38	日朝交渉に関する質問主意書	有田 芳生君	11. 17	11. 21	11. 25	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
39	憲法第二十六条第二項に定められた「普通教育」の定義及び学校教育法第十七条に定められた「就学させる義務」の定義等に関する質問主意書	山本 太郎君	28. 11. 18	28. 11. 24	28. 11. 29	
40	臨時財政対策債の在り方に関する質問主意書	松沢 成文君	11. 24	11. 28	12. 2	
41	イスラエルとの経済・技術交流と同国のパレスチナ占領政策に関する質問主意書	福島 みずほ君	11. 24	11. 28	12. 2	
42	「駆け付け警護」に係る医療体制に関する質問主意書	山本 太郎君	11. 25	11. 30	12. 6	
43	環境省による復興資金流用に関する質問主意書	山本 太郎君	11. 28	11. 30	12. 6	
44	平成二十八年熊本地震による被災自治体の職員に対する手当についての政府の財政的支援等に関する質問主意書	藤末 健三君	11. 28	11. 30	12. 6	
45	体罰や懲戒の定義と体罰等を行う悪質な各種教育団体等への対応に関する質問主意書	山本 太郎君	11. 29	12. 5	12. 9	
46	平成二十八年熊本地震からの復旧・復興のための特別の支援措置等に関する質問主意書	藤末 健三君	11. 29	12. 5	12. 9	
47	トランス脂肪酸の規制等に関する質問主意書	伊藤 孝恵君	12. 1	12. 5	12. 9	
48	シベリア抑留問題の現状に関する質問主意書	那谷屋 正義君	12. 1	12. 5	12. 9	
49	災害発生時における保健師の役割に関する質問主意書	石井 苗子君	12. 5	12. 7	12. 13	
50	航空関連産業に係る政府予算と税制に関する質問主意書	石上 俊雄君	12. 5	12. 7	12. 13	
51	国際人道法違反が続く宮古島への自衛隊配備に関する再質問主意書	伊波 洋一君	12. 9	12. 14	12. 20	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
52	塩化ラジウム（ラジウム223）注射液（製品名ゾーフィゴ静注）に関する再質問主意書	川田 龍平君	28.12.12	28.12.14	28.12.20	
53	生命保険関連税制等の充実に関する質問主意書	石上 俊雄君	12.12	12.14	12.20	
54	ミツバチ等の花粉媒介生物（送粉者）の保護に関する質問主意書	小川 勝也君	12.13	12.14	12.22	
55	ふるさと納税制度に関する質問主意書	吉川 沙織君	12.13	12.14	12.22	
56	女性の就労を妨げる壁に関する質問主意書	吉川 沙織君	12.13	12.14	12.22	
57	個人の尊厳と仮放免に関する質問主意書	糸数 慶子君	12.13	12.14	12.22	
58	我が国の難民認定申請及び迅速処理手続に関する質問主意書	糸数 慶子君	12.13	12.14	12.22	
59	我が国の無国籍者の地位及びその取扱いに関する質問主意書	糸数 慶子君	12.13	12.14	12.22	
60	環太平洋パートナーシップ協定が定める強制労働及び児童労働の撤廃目標と企業のサプライチェーンにおける人権保護に関する質問主意書	石橋 通宏君	12.13	12.14	12.22	
61	モザンビーク農業開発のための三角協力プロサバナ事業に関する質問主意書	石橋 通宏君	12.13	12.14	12.22	
62	宮古島及び石垣島への自衛隊配備に関する質問主意書	伊波 洋一君	12.13	12.14	12.22	
63	鉄道駅のホームドア等の設置推進に関する質問主意書	石上 俊雄君	12.14	12.14	12.22	
64	「東京五輪を通じて復興に向かいつつある我が国の姿を世界に発信すること」に関する質問主意書	山本 太郎君	12.14	12.14	12.22	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
65	学校外の施設を利用する不登校児童生徒等への災害共済給付制度の適用の可否に関する質問主意書	山本 太郎君	28.12.14	28.12.14	28.12.22	
66	国民年金法等の一部を改正する法律案のうち、年金額の改定ルールの見直しに関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12.14	12.14	12.22	
67	国民年金法等の一部を改正する法律案のうち、G P I Fの組織等の見直しに関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12.14	12.14	12.22	
68	国民年金法等の一部を改正する法律案のうち、短時間労働者への被用者保険の適用拡大及び国民年金第一号被保険者の産前産後期間の保険料の免除に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12.14	12.14	12.22	
69	「かかりつけ医」以外を受診した場合の定額負担に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12.14	12.14	12.22	
70	若年妊娠と学業の継続等に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12.14	12.14	12.22	
71	中途退学者の学業の継続支援に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12.14	12.14	12.22	
72	「土人」という発言に対する鶴保大臣の答弁に関する質問主意書	糸数 慶子君	12.14	12.14	12.22	
73	象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことばと憲法第三条との関係に関する質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	
74	象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことばと憲法第四条第一項との関係に関する質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	
75	憲法第二条の趣旨に関する質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	
76	憲法「第一章天皇」における「皇室典範」と「法律」との文言の使い分けの法的な理由に関する質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	
77	内閣法制局作成「憲法関係答弁例集」（第九条・憲法解釈関係）に関する質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
78	内閣法制局作成「憲法関係答弁例集」(第九条・憲法解釈関係)と集団的自衛権行使の解釈変更との関係に関する質問主意書	小西 洋之君	28. 12.14	28. 12.14	28. 12.22	
79	内閣法制局作成「憲法関係答弁例集」(第九条・憲法解釈関係)の恣意的な編集等に関する質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	
80	横畠内閣法制局長官が市販の法令用語辞典の編集執筆に関与すべきではないことに関する質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	
81	北方領土問題に対する我が国の基本方針に関する質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	
82	安倍政権による日ソ共同宣言の解釈等に関する再質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	
83	安倍政権による日ソ共同宣言の解釈等に関する再質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	
84	日露首脳会談の結果として発出される文書等の訳文の適正の確保に関する質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	
85	P K Oにおける「受入れ同意の安定的維持」の合理性等に関する質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	
86	南スーダンP K Oにおける受入国及び紛争当事者の同意と自衛隊の撤退等に関する質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	
87	南スーダン政府軍に対する自衛隊の武器使用に関する質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	
88	自衛隊のP K O活動における駆け付け警護の武器使用の危害要件と憲法第九条との関係に関する質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	
89	自衛隊の米軍等の武器等防護等における武器使用の危害要件と憲法第九条との関係に関する質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	
90	自衛隊のP K O活動における宿営地の共同防護と自己保存型の武器使用との関係に関する質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
91	限定的な集団的自衛権の武力行使と核兵器使用との関係に関する質問主意書	小西 洋之君	28. 12.14	28. 12.14	28. 12.22	
92	前文の平和主義の法理と個別的自衛権の行使における核兵器使用の関係に関する質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	
93	田中直紀国務大臣による「集団的自衛権の行使は違憲」との旨の国会答弁に関する質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	
94	平野博文国務大臣による「集団的自衛権の行使は違憲」との旨の国会答弁に関する質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	
95	平野博文国務大臣の「集団的自衛権行使は憲法九条の下では許されない」との国会答弁に関する質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	
96	野田内閣総理大臣の「集団的自衛権行使は憲法上許されない」との国会答弁に関する質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	
97	岡田国務大臣の「日本国憲法は集団的自衛権の行使は認めていない」との国会答弁に関する質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	
98	横島内閣法制局長官の平成二十六年六月十二日の時点における昭和四十七年政府見解の理解に関する質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	
99	横島内閣法制局長官の平成二十六年五月三十日の時点における昭和四十七年政府見解の理解に関する質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	
100	安倍政権の平成二十六年五月十二日の時点における昭和四十七年政府見解の理解に関する質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	
101	吉國內閣法制局長官の「国民の生命等が根底からくつがえされる」答弁に関する質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	
102	吉國內閣法制局長官の「国民の生命等が根底からくつがえされる」答弁の趣旨に関する質問主意書	小西 洋之君	12.14	12.14	12.22	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
103	吉国内閣法制局長官の「国土が他国の武力によって侵されて国民が塗炭の苦しみに」答弁の論理構成等に関する質問主意書	小西 洋之君	28.12.14	28.12.14	28.12.22	
104	吉国内閣法制局長官の「国土が侵略された場合には国民を防衛するために必要な措置をとる」答弁の論理構成等に関する質問主意書	小西 洋之君	28.12.14	28.12.14	28.12.22	
105	吉国内閣法制局長官の「わが国の国土が侵され国民の生命等が侵されることがないようにする」答弁の論理構成等に関する質問主意書	小西 洋之君	28.12.14	28.12.14	28.12.22	
106	吉国内閣法制局長官の「憲法九条でかろうじて認められる自衛のための行動」答弁の論理構成等に関する質問主意書	小西 洋之君	28.12.14	28.12.14	28.12.22	
107	吉国内閣法制局長官の「わが国が侵略された場合にその侵略を排除するための措置をとるのが自衛行動」答弁の論理構成等に関する質問主意書	小西 洋之君	28.12.14	28.12.14	28.12.22	
108	吉国内閣法制局長官の「国民の生命等が根底からくつがえされる」答弁の論理構成等に関する質問主意書	小西 洋之君	28.12.14	28.12.14	28.12.22	
109	いわゆる昭和四十七年政府見解における「平和主義」の意味に関する質問主意書	小西 洋之君	28.12.14	28.12.14	28.12.22	
110	小中高の附属学校において、いじめ防止対策推進法の適正な運用を直ちに確保すべきことに関する質問主意書	小西 洋之君	28.12.14	28.12.14	28.12.22	
111	自民党憲法改正草案の二十一世紀にふさわしい憲法ぶりに関する質問主意書	小西 洋之君	28.12.14	28.12.14	28.12.22	
112	子どもの相対的貧困率に関する質問主意書	平山 佐知子君	28.12.15	28.12.16	28.12.22	
113	日EU経済連携協定およびRCEPに関する質問主意書	舟山 康江君	28.12.16	28.12.16	29.1.6	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
114	日露首脳会談の合意に基づく国際的約束の内容等に関する質問主意書	小西 洋之君	28. 12.16	28. 12.16	29. 1. 6	

※平成29年1月6日現在

1 国会会期一覽

(直近15国会を掲載)

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第178回 (臨時会)	23. 9. 13(火)	23. 9. 13(火)	23. 9. 30(金)	4	14	18
第179回 (臨時会)	23. 10. 20(木)	23. 10. 21(金)	23. 12. 9(金)	51	—	51
第180回 (常会)	24. 1. 24(火)	24. 1. 24(火)	24. 9. 8(土)	150	79	229
第181回 (臨時会)	24. 10. 29(月)	24. 10. 29(月)	24. 11. 16(金) 衆議院解散	33	—	19
第182回 (特別会)	24. 12. 26(水)	24. 12. 28(金)	24. 12. 28(金)	3	—	3
第183回 (常会)	25. 1. 28(月)	25. 1. 28(月)	25. 6. 26(水)	150	—	150
第184回 (臨時会)	25. 8. 2(金)	25. 8. 2(金)	25. 8. 7(水)	6	—	6
第185回 (臨時会)	25. 10. 15(火)	25. 10. 15(火)	25. 12. 8(日)	53	2	55
第186回 (常会)	26. 1. 24(金)	26. 1. 24(金)	26. 6. 22(日)	150	—	150
第187回 (臨時会)	26. 9. 29(月)	26. 9. 29(月)	26. 11. 21(金) 衆議院解散	63	—	54
第188回 (特別会)	26. 12. 24(水)	26. 12. 26(金)	26. 12. 26(金)	3	—	3
第189回 (常会)	27. 1. 26(月)	27. 1. 26(月)	27. 9. 27(日)	150	95	245
第190回 (常会)	28. 1. 4(月)	28. 1. 4(月)	28. 6. 1(水)	150	—	150
第191回 (臨時会)	28. 8. 1(月)	28. 8. 1(月)	28. 8. 3(水)	3	—	3
第192回 (臨時会)	28. 9. 26(月)	28. 9. 26(月)	28. 12. 17(土)	66	17	83

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第1回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2 [※] 28. 5. 2	第1回(特別会)	22. 5. 20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回(臨時会)	25. 7. 12(水)
第3回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回(特別会)	28. 5. 18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回(臨時会)	31. 11. 12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回(臨時会)	34. 6. 22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回(臨時会)	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回(臨時会)	40. 7. 22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回(臨時会)	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回(臨時会)	46. 7. 14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回(臨時会)	49. 7. 24(水)
第11回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第81回(臨時会)	52. 7. 27(水)
第12回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回(特別会)	55. 7. 17(木)
第13回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第99回(臨時会)	58. 7. 18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回(特別会)	61. 7. 22(火)
第15回	平成 元. 7. 23(日)	平成 元. 7. 23	7. 7. 22	第115回(臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第16回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第124回(臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第133回(臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第143回(臨時会)	10. 7. 30(木)
第19回	13. 7. 29(日)	13. 7. 29	19. 7. 28	第152回(臨時会)	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7. 11(日)	16. 7. 26	22. 7. 25	第160回(臨時会)	16. 7. 30(金)
第21回	19. 7. 29(日)	19. 7. 29	25. 7. 28	第167回(臨時会)	19. 8. 7(火)
第22回	22. 7. 11(日)	22. 7. 26	28. 7. 25	第175回(臨時会)	22. 7. 30(金)
第23回	25. 7. 21(日)	25. 7. 29	31. 7. 28	第184回(臨時会)	25. 8. 2(金)
第24回	28. 7. 10(日)	28. 7. 26	34. 7. 25	第191回(臨時会)	28. 8. 1(月)

※任期3年議員の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(平成28年9月26日現在)

第3次安倍第2次改造内閣国務大臣

内閣総理大臣

安倍 晋三 (衆・自民)

財務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融))

麻生 太郎 (衆・自民)

総務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (マイナンバー制度))

高市 早苗 (衆・自民)

法務大臣

金田 勝年 (衆・自民)

外務大臣

岸田 文雄 (衆・自民)

文部科学大臣

松野 博一 (衆・自民)

厚生労働大臣

塩崎 恭久 (衆・自民)

農林水産大臣

山本 有二 (衆・自民)

経済産業大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力損害賠償・廃炉等支援機構))

世耕 弘成 (参・自民)

国土交通大臣

石井 啓一 (衆・公明)

環境大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力防災))

山本 公一 (衆・自民)

防衛大臣

稲田 朋美 (衆・自民)

国務大臣 (内閣官房長官)

菅 義偉 (衆・自民)

国務大臣 (復興大臣)

今村 雅弘 (衆・自民)

国務大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全、防災))

松本 純 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策))

鶴保 庸介 (参・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (経済財政政策))

石原 伸晃 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (少子化対策、男女共同参画))

加藤 勝信 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (地方創生、規制改革))

山本 幸三 (衆・自民)

国務大臣

丸川 珠代 (参・自民)

内閣官房副長官

萩生田 光一 (衆・自民)

野上 浩太郎 (参・自民)

杉田 和博

副大臣

復興副大臣

橘 慶一郎 (衆・自民)
長沢 広明 (参・公明)

内閣府副大臣

石原 宏高 (衆・自民)
越智 隆雄 (衆・自民)
松本 洋平 (衆・自民)

総務副大臣

原田 憲治 (衆・自民)

総務副大臣

内閣府副大臣

あかま 二郎 (衆・自民)

法務副大臣

内閣府副大臣

盛山 正仁 (衆・自民)

外務副大臣

岸 信夫 (衆・自民)
藺浦 健太郎 (衆・自民)

財務副大臣

大塚 拓 (衆・自民)
木原 稔 (衆・自民)

文部科学副大臣

義家 弘介 (衆・自民)

文部科学副大臣

内閣府副大臣

水落 敏栄 (参・自民)

厚生労働副大臣

橋本 岳 (衆・自民)
古屋 範子 (衆・公明)

農林水産副大臣

齋藤 健 (衆・自民)
磯崎 陽輔 (参・自民)

経済産業副大臣

松村 祥史 (参・自民)

経済産業副大臣

内閣府副大臣

高木 陽介 (衆・公明)

国土交通副大臣

田中 良生 (衆・自民)

国土交通副大臣

内閣府副大臣

復興副大臣

末松 信介 (参・自民)

環境副大臣

関 芳弘 (衆・自民)

環境副大臣

内閣府副大臣

伊藤 忠彦 (衆・自民)

防衛副大臣

内閣府副大臣

若宮 健嗣 (衆・自民)

大臣政務官

内閣府大臣政務官

武村 展英 (衆・自民)
豊田 俊郎 (参・自民)

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

務台 俊介 (衆・自民)

総務大臣政務官

金子 めぐみ (衆・自民)
富樫 博之 (衆・自民)

総務大臣政務官

内閣府大臣政務官

島田 三郎 (参・自民)

法務大臣政務官

内閣府大臣政務官

井野 俊郎 (衆・自民)

外務大臣政務官

小田原 潔 (衆・自民)
武井 俊輔 (衆・自民)
滝沢 求 (参・自民)

財務大臣政務官

杉 久武 (参・公明)

三木 亨 (参・自民)

文部科学大臣政務官

樋口 尚也 (衆・公明)

文部科学大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

田野瀬 太道 (衆・自民)

厚生労働大臣政務官

堀内 詔子 (衆・自民)

馬場 成志 (参・自民)

農林水産大臣政務官

細田 健一 (衆・自民)

矢倉 克夫 (参・公明)

経済産業大臣政務官

中川 俊直 (衆・自民)

経済産業大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

井原 巧 (参・自民)

国土交通大臣政務官

藤井 比早之 (衆・自民)

大野 泰正 (参・自民)

国土交通大臣政務官

内閣府大臣政務官

根本 幸典 (衆・自民)

環境大臣政務官

比嘉 奈津美 (衆・自民)

環境大臣政務官

内閣府大臣政務官

井林 辰憲 (衆・自民)

防衛大臣政務官

小林 鷹之 (衆・自民)

防衛大臣政務官

内閣府大臣政務官

宮澤 博行 (衆・自民)

政府特別補佐人

人事院総裁

一宮 なほみ

内閣法制局長官

横畠 裕介

公正取引委員会委員長

杉本 和行

原子力規制委員会委員長

田中 俊一

公害等調整委員会委員長

富越 和厚

4 本会議・委員会等傍聴者数

	回次	総計 (人)	内 訳	
			本会議	委員会等
平成19年	166 (常会)	6,439	2,274	4,165
	167 (臨時会)	119	119	0
	168 (臨時会)	2,747	779	1,968
20年	169 (常会)	4,573	1,823	2,750
	170 (臨時会)	1,368	663	705
21年	171 (常会)	5,906	2,129	3,777
	172 (特別会)	173	172	1
	173 (臨時会)	1,447	723	724
22年	174 (常会)	6,345	2,690	3,655
	175 (臨時会)	540	121	419
	176 (臨時会)	2,324	629	1,695
23年	177 (常会)	4,326	1,484	2,842
	178 (臨時会)	710	388	322
	179 (臨時会)	2,059	743	1,316
24年	180 (常会)	5,466	1,518	3,948
	181 (臨時会)	227	174	53
	182 (特別会)	46	44	2
25年	183 (常会)	5,580	1,780	3,800
	184 (臨時会)	138	138	0
	185 (臨時会)	3,089	1,143	1,946
26年	186 (常会)	7,236	1,878	5,358
	187 (臨時会)	1,649	484	1,165
	188 (特別会)	26	22	4
27年	189 (常会)	8,409	1,447	6,962
28年	190 (常会)	4,697	1,003	3,694
	191 (臨時会)	60	53	7
	192 (臨時会)	3,709	1,112	2,597

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

	件数	総計 (人)	参観内訳					特別参観 (人)
			一般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成								
12年	5,821	185,764	31,683	90,037	60,354	1,996	1,694	53
13年	9,566	204,028	45,943	91,509	61,313	3,063	2,200	97
14年	10,535	215,057	54,388	91,014	63,827	3,297	2,531	24
15年	10,399	229,835	48,690	109,307	61,366	6,850	3,622	133
16年	11,987	234,882	54,866	111,832	58,012	5,759	4,413	74
17年	13,114	258,096	56,777	127,531	63,978	5,808	4,002	124
18年	17,424	282,398	79,864	133,216	58,224	6,855	4,239	398
19年	20,506	297,876	85,503	138,063	61,821	7,587	4,902	113
20年	25,657	316,381	99,820	142,118	60,016	11,147	3,280	209
21年	26,600	340,006	101,179	154,592	68,253	13,382	2,600	267
22年	24,442	357,554	104,002	167,500	68,216	13,975	3,861	369
23年	16,339	270,069	65,353	160,843	33,085	9,090	1,698	570
24年	18,585	344,230	77,166	179,746	73,721	11,262	2,335	708
25年	21,997	346,637	88,099	178,694	64,468	12,135	3,241	425
26年	19,771	325,153	78,904	167,603	61,300	13,192	4,154	482
27年	20,407	319,852	73,379	167,364	60,354	14,038	4,717	298
28年	18,261	299,278	64,878	159,313	58,041	13,754	3,292	172

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。

平成28年の数は、第192回国会終了日(12月17日)現在。

6 参议院特别体験プログラム参加者数・参加団体数

	参加者数 (人)	団体数 (件)	団体内訳		
			小学校	中学校	その他
平成17年度	55,539	832	636	159	37
平成18年度	65,548	975	738	183	54
平成19年度	65,926	1,019	808	154	57
平成20年度	71,336	1,047	840	149	58
平成21年度	90,306	1,278	1,089	138	51
平成22年度	95,487	1,355	1,120	171	64
平成23年度	88,871	1,238	1,125	73	40
平成24年度	95,336	1,311	1,120	151	40
平成25年度	92,685	1,307	1,132	134	41
平成26年度	64,120	1,025	861	130	34
平成27年度	94,074	1,322	1,138	146	38
平成28年度					
4月	2,493	36	4	31	1
5月	5,101	87	33	53	1
6月	8,735	112	81	26	5
7月	2,627	40	29	6	5
8月	677	34	4	0	30
9月	3,908	57	42	12	3
10月	7,626	119	108	6	5
11月	15,253	213	206	4	3
12月	12,527	176	173	2	1
(年度途中計)	58,947	874	680	140	54

(注) その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。

7 外国議会議長等招待一覧

○議長が招待したもの

招待状宛先	団 長 及 び 一 行	滞在期間
ロシア連邦連邦院議長一行 (28. 9. 28 招待状発送)	団長 連邦院議長 ヴァレンチナ・イヴァノヴナ・マトヴィエンコ君	28. 10. 31 ～11. 3
	団員 連邦院議員 国際問題委員長 コンスタンチン・イオシフォヴィチ・コサチョフ君	
	同 連邦院議員 ヴァレリー・ヴラジミロヴィチ・リャザンスキー君	
	同 連邦院議員 連邦機構・地方政治・地方自治・北方問題副委員長 アレクサンドル・コンスタンチノヴィチ・アキモフ君	
	同 連邦院議員 ドミトリー・フォードロヴィッチ・メーゼンツェフ君	
	同 連邦院議員 対日議員グループ副代表 ヴァレリー・アンドレーヴィチ・ポノマリョフ君	
	同 連邦院事務局長 セルゲイ・アレクサンドロヴィチ・マルティノフ君	
	同 連邦院事務局次長 ゲンナージー・イヴァノヴィチ・ゴロフ君	
	同 連邦院議長補佐官 アレクサンドル・ユーリエヴィチ・アレクセーエフ君	
	同 連邦院事務局国際関係局長 ニコライ・ヴラジミロヴィチ・パルジン君	
	同 連邦院報道局長 ナタリヤ・ヴラジミロヴナ・フォメンコ君	

8 参議院議員海外派遣一覧

○国際会議出席

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
WTOに関する議員会議・第37回運営委員会出席 (28. 8. 31 議長決定)	スイス	28. 9. 26 ～ 9. 30	北村 経夫君(自民)	28. 12. 9 議院運営委員会 に報告書を提出
欧州評議会議員会議・第25回経済協力開発機構(OECD)活動拡大討議出席 (28. 9. 21 議長決定)	フランス	28. 10. 9 ～10. 13	舞立 昇治君(自民) 有田 芳生君(民進)	28. 12. 9 議院運営委員会 に報告書を提出
第135回 IPU会議出席 (28. 10. 5 議長決定)	スイス	28. 10. 22 ～10. 29	高野 光二郎君(自民) 山本 博司君(公明)	28. 12. 9 議院運営委員会 に報告書を提出
気候変動枠組条約第22回締約国会議(COP22)の際の議員会議出席 (28. 10. 13 議長決定)	モロッコ	28. 11. 12 ～11. 16	酒井 庸行君(自民) 武田 良介君(共産)	次国会の議院運営委員会に報告書を提出予定

○議会間交流

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
ハンガリー国会の招待による同国公式訪問 (28. 7. 25 議長決定)	オーストリア ハンガリー イタリア	28. 8. 5 ～ 8. 13	(議院運営委員長) 松山 政司君(自民) 牧野 たかお君(自民) 浜野 喜史君(民進) 吉川 沙織君(民進) 仁比 聡平君(共産)	28. 12. 9 議院運営委員会 に報告書を提出

9 国会に対する報告等 (28.8.4~12.17)

第191回国会閉会後から第192回国会中、法令に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年月日	報告等の名称
平成28年	
8. 8(月)	○ 一般職の職員の給与についての報告、勸告、一般職の職員の育児休業等についての意見、一般職の職員の勤務時間、休暇等についての勸告及び公務員人事管理についての報告
24(水)	○ 国民の保護に関する基本指針の変更の報告
9. 6(火)	○ 平成28年度第1・四半期における国庫の状況の報告 ○ 平成28年度第1・四半期における予算使用の状況の報告 ○ 平成27年度における予算使用の状況(平成27年度出納整理期間を含む。)の報告
9(金)	○ 自衛隊員倫理規程の一部改正に関する報告 ○ 平成27年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告 ○ 国家公務員倫理規程及び職員の職務に係る倫理に関する訓令に関する報告 ○ 平成27年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告
15(木)	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「国立大学法人が大学に設置する附属病院の運営について」の報告
27(火)	○ 平成27年度公正取引委員会年次報告書
29(木)	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「政府の情報システムを統合・集約等するための政府共通プラットフォームの整備及び運用の状況について」の報告 ○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「独立行政法人における民間委託の状況について」の報告
30(金)	○ 平成28年1月4日から同年9月25日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書
10. 7(金)	○ 「平成27年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況」に関する報告
21(金)	○ 平成27年度の国立国会図書館の経営及び財政状態の報告
25(火)	○ 南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告 ○ 南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告
11. 1(火)	○ 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告
15(火)	○ 2015年の国際連合教育科学文化機関第38回総会において採択された勸告に関する報告書 ○ 南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告
18(金)	○ 平成27年度物品増減及び現在額総報告 ○ 平成27年度国の債権の現在額総報告
29(火)	○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター平成27年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及びこれに付する文部科学大臣の意見 ○ 独立行政法人日本学術振興会平成27年度学術研究助成業務に関する報告書及びこれに付する文部科学大臣の意見

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国立研究開発法人科学技術振興機構平成27年度革新的新技術研究開発業務に関する報告書及びこれに付する文部科学大臣の意見 ○ 日本放送協会平成27年度業務報告書及びこれに付する総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書 ○ 東日本大震災からの復興の状況に関する報告 ○ 国と地方の協議の場(平成28年度第2回)における協議の概要に関する報告書
12.	<ul style="list-style-type: none"> 2(金) ○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「租税特別措置(所得税関係)の適用状況等について」の報告 6(火) ○ 平成28年度第2・四半期における国庫の状況の報告 ○ 平成28年度第2・四半期における予算使用の状況の報告
13(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書外13件 ○ 通貨及び金融の調節に関する報告書 ○ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
16(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「年金個人情報に関する情報セキュリティ対策の実施状況及び年金個人情報の流出が日本年金機構の業務に及ぼした影響等について」の報告

10 国会関係日誌 (28.8.4～12.17)

年月日	事 項
【第191回国会(臨時会)閉会后】	
平成28年	
8. 6(土)	○ 広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式、伊達議長出席
9(火)	○ 長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典、伊達議長出席
15(月)	○ 全国戦没者追悼式、伊達議長出席
17(水)	○ 宮本一三元衆議院議員逝去
20(土)	○ 安倍総理、ブラジル訪問(リオデジャネイロ・オリンピック閉会式出席、～23日)
22(月)	○ 前田勲元参議院議員(元法相)逝去
24(水)	○ 参・「おおさか維新の会」、「日本維新の会」に会派名変更 ○ 衆・「おおさか維新の会」、「日本維新の会」に会派名変更
25(木)	○ 安倍総理、ケニア訪問(第6回アフリカ開発会議出席、～29日)
9. 2(金)	○ 安倍総理、ロシア訪問(東方経済フォーラム出席、～3日)
3(土)	○ 高橋令則元参議院議員逝去
4(日)	○ 安倍総理、中国、ラオス訪問(G20杭州サミット及びASEAN関連首脳会議出席、～8日) ○ 栗屋敏信元衆議院議員逝去
9(金)	○ 加藤紘一元衆議院議員(元内閣官房長官)逝去
11(日)	○ 伊藤茂元衆議院議員(元運輸相)逝去
14(水)	○ 衆・外務委(国際情勢について質疑、北朝鮮による五度目の核実験に対する抗議決議) ○ 参・外交防衛委(北朝鮮による核実験の実施等について質疑、北朝鮮による五度目の核実験に対する抗議決議)
16(金)	○ 臨時会召集を閣議決定
17(土)	○ 桧田仁元衆議院議員逝去
18(日)	○ 安倍総理、米国、キューバ訪問(国連総会出席、～24日)
21(水)	○ 参・「日本のこころを大切にする党」、「日本のこころ」に会派名変更
【第192回国会(臨時会)】	
26(月)	○ 参・本会議(10常任委員長辞任、12常任委員長選挙、7特別委員会設置、3調査会設置、情報監視審査会委員辞任・選任、会期の件、北朝鮮による五度目の核実験に対する抗議決議、所信表明・財政演説(平成28年度第2次補正予算)) ○ 衆・憲法審査会(会長辞任・互選、会長代理指名) ○ 参・情報監視審査会 ○ 衆・政治倫理審査会 ○ 衆・本会議(会期の件、16常任委員長辞任、17常任委員長選挙、情報監視審査会委員選任、10特別委員会設置、北朝鮮による五度目の核実験に対する抗議決議、所信表明・財政演説(平成28年度第2次補正予算)) ○ 衆・TPP特別委 ○ 開会式 ○ 衆・「自由民主党」、「自由民主党・無所属の会」に会派名変更 ○ 鈴木貴子衆議院議員、松本剛明衆議院議員、自由民主党・無所属の会へ入会
27(火)	○ 衆・本会議(代表質問1日目)
28(水)	○ 参・本会議(代表質問1日目) ○ 参・情報監視審査会

- 衆・本会議(代表質問2日目)
- 29(木) ○ 参・本会議(代表質問2日目)
- 参・政治倫理審査会
- 衆・予算委(平成28年度第2次補正予算提案理由説明)
- 30(金) ○ 衆・予算委(平成28年度第2次補正予算基本的質疑)
- 10. 3(月) ○ 衆・予算委(平成28年度第2次補正予算基本的質疑)
- 4(火) ○ 衆・予算委(平成28年度第2次補正予算集中審議「安倍内閣の基本姿勢」、締めくり質疑、平成28年度第2次補正予算可決)
- 衆・本会議(平成28年度第2次補正予算可決)
- 5(水) ○ 参・予算委(平成28年度第2次補正予算趣旨説明、総括質疑)
- 参・情報監視審査会
- 6(木) ○ 参・予算委(平成28年度第2次補正予算総括質疑)
- 11(火) ○ 参・予算委(平成28年度第2次補正予算集中審議「内政・外交の諸問題等」、締めくり質疑、平成28年度第2次補正予算可決)
- 参・本会議(平成28年度第2次補正予算可決)
- 参・憲法審査会
- 若狭勝衆議院議員、公職選挙法第90条により退職
- 12(水) ○ 衆・予算委(集中審議「安倍内閣の基本姿勢」)
- 参・「希望の会(生活・社民)」、「希望の会(自由・社民)」に会派名変更
- 13(木) ○ 参・予算委(集中審議「内政・外交の諸問題等」)
- 衆・「生活の党と山本太郎となかまたち」、「自由党」に会派名変更
- 14(金) ○ 衆・TPP特別委(TPP協定、TPP協定整備法案質疑)
- 衆・情報監視審査会
- 16(日) ○ 新潟県知事選、米山隆一氏当選
- 17(月) ○ 衆・TPP特別委(TPP協定、TPP協定整備法案質疑)
- 衆・情報監視審査会
- 渡辺美知太郎参議院議員、自由民主党へ入会
- 18(火) ○ 衆・TPP特別委(TPP協定、TPP協定整備法案質疑)
- 衆・本会議(税制抜本改革消費税法案、税制抜本改革地方税法案趣旨説明・質疑)
- 19(水) ○ 参・本会議(パリ協定趣旨説明・質疑)
- 参・情報監視審査会
- 衆・TPP特別委(TPP協定、TPP協定整備法案質疑)
- 衆議院東京都選挙区、田畑毅氏繰上補充当選(若狭勝君の補欠)、自由民主党・無所属の会に入会
- 21(金) ○ 衆・TPP特別委(TPP協定、TPP協定整備法案参考人質疑)
- 参・本会議(TPP特別委設置)
- 参・TPP特別委
- 小坂憲次元参議院議員(元文科相、元衆議院議員)逝去
- 23(日) ○ 富山県知事選、石井隆一氏4選
- 岡山県知事選、伊原木隆太氏再選
- 24(月) ○ 参・災害対策特別委員長派遣(北海道)
- 25(火) ○ 衆・TPP特別委(TPP協定、TPP協定整備法案参考人質疑)
- 衆・本会議(外国人技能実習法案修正議決)
- 衆議院福岡県6区補選、鳩山二郎氏当選、自由民主党・無所属の会に入会

- 浅尾慶一郎衆議院議員、自由民主党・無所属の会へ入会
- 26(水) ○ 衆・情報監視審査会
- 衆議院東京都10区補選、若狭勝氏当選、自由民主党・無所属の会に入会
- 衆・TPP特別委地方公聴会(第1班北海道、第2班宮崎県)
- 27(木) ○ 衆・TPP特別委(TPP協定、TPP協定整備法案参考人質疑、質疑)
- 参・外交防衛委(パリ協定承認)
- 三笠宮崇仁親王殿下薨去
- 28(金) ○ 衆・TPP特別委(TPP協定、TPP協定整備法案質疑)
- 参・本会議(外国人技能実習法案趣旨説明・質疑、パリ協定承認)
- 衆・本会議(パリ協定趣旨説明・質疑)
- 沼川洋一元衆議院議員逝去
- 31(月) ○ 衆・TPP特別委(TPP協定、TPP協定整備法案参考人質疑、質疑)
- 11. 1(火) ○ 衆・TPP特別委(TPP協定、TPP協定整備法案質疑)
- 衆・本会議(国民年金法案趣旨説明・質疑)
- ロシア連邦・マトヴィエニコ連邦院議長一行(参議院招待)、伊達議長訪問
- 2(水) ○ 参・本会議(年金制度強化国民年金法案趣旨説明・質疑)
- 参・情報監視審査会
- 4(金) ○ 衆・TPP特別委(TPP協定、TPP協定整備法案質疑、TPP協定承認、TPP協定整備法案可決)
- 故三笠宮崇仁親王喪儀葬場の儀
- 8(火) ○ 衆・本会議(税制抜本改革消費税法案可決、税制抜本改革地方税法案可決、パリ協定承認)
- カザフスタン共和国大統領歓迎会
- 森ゆうこ参議院議員、希望の会(自由・社民)へ入会
- 9(水) ○ 衆・情報監視審査会
- 参・本会議(税制抜本改革消費税法案、税制抜本改革地方税法案趣旨説明・質疑)
- 10(木) ○ 参・法務、厚生労働連合審査会(外国人技能実習法案、出入国管理法案質疑)
- 衆・本会議(農林水産大臣山本有二君不信任決議案否決、TPP協定承認、TPP協定整備法案可決)
- 11(金) ○ 参・本会議(TPP協定、TPP協定整備法案趣旨説明・質疑)
- 参・TPP特別委(TPP協定、TPP協定整備法案趣旨説明)
- 14(月) ○ 参・TPP特別委(TPP協定、TPP協定整備法案質疑)
- 五島正規元衆議院議員逝去
- 15(火) ○ 参・TPP特別委(TPP協定、TPP協定整備法案質疑)
- 参・厚生労働委(年金制度強化国民年金法案可決)
- 16(水) ○ 参・本会議(年金制度強化国民年金法案可決)
- 参・TPP特別委(TPP協定、TPP協定整備法案質疑)
- 参・憲法審査会(憲法に対する考え方について意見交換)
- 奥野誠亮元衆議院議員(元国土庁長官)逝去
- 17(木) ○ 衆・憲法審査会(「憲法制定経緯と憲法公布70年を振り返って」について自由討議)
- 参・法務委(外国人技能実習法案可決)
- 参・財政金融委(税制抜本改革消費税法案可決)
- 衆・本会議
- 参・総務委(税制抜本改革地方税法案可決)
- 参・TPP特別委地方公聴会(第1班北海道、第2班茨城県)
- 安倍総理、米国、ペルー、アルゼンチン訪問(APEC首脳会議出席、～23日)

18(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・本会議(外国人技能実習法案可決、税制抜本改革消費税法案可決、税制抜本改革地方税法案可決) ○ 参・TPP特別委(TPP協定、TPP協定整備法案参考人質疑) ○ 衆・本会議 ○ 和田政宗参議院議員、日本のこころを退会
20(日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 栃木県知事選、福田富一氏4選
21(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・TPP特別委(TPP協定、TPP協定整備法案質疑) ○ 衆・情報監視審査会 ○ 和田政宗参議院議員、自由民主党へ入会 ○ 倉田雅年元衆議院議員逝去
22(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・TPP特別委(TPP協定、TPP協定整備法案質疑) ○ 衆・本会議
24(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衆・憲法審査会(「立憲主義、憲法改正の限界、違憲立法審査の在り方」について自由討議) ○ 参・TPP特別委(TPP協定、TPP協定整備法案質疑)
25(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・本会議(アジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議出席等に関する報告・質疑) ○ 参・TPP特別委公聴会 ○ 衆・本会議
28(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・本会議(平成27年度決算の概要報告・質疑) ○ 参・決算委(平成27年度決算概要説明)
29(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衆・本会議(厚生労働委員長長丹羽秀樹君解任決議案否決、厚生労働大臣塩崎恭久君不信任決議案否決、会期を12月14日まで14日間延長することを議決、国民年金法案修正議決)
30(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衆・情報監視審査会
12. 1(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・TPP特別委(TPP協定、TPP協定整備法案質疑)
2(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・本会議(国民年金法案趣旨説明・質疑) ○ 参・TPP特別委(TPP協定、TPP協定整備法案参考人質疑)
5(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・TPP特別委(TPP協定、TPP協定整備法案質疑)
6(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・TPP特別委(TPP協定、TPP協定整備法案参考人質疑) ○ 衆・本会議
7(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・本会議(IR推進法案趣旨説明・質疑) ○ 国家基本政策委合同審査会(党首討論)
8(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・TPP特別委(TPP協定、TPP協定整備法案質疑)
9(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・TPP特別委(TPP協定、TPP協定整備法案質疑、TPP協定承認、TPP協定整備法案可決) ○ 衆・本会議 ○ 参・本会議(TPP協定承認、TPP協定整備法案可決)
13(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・内閣委(IR推進法案修正議決) ○ 参・厚生労働委(国民年金法案可決)
14(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・本会議(議長不信任決議案否決、国民年金法案可決、IR推進法案修正議決、事務総長辞任・選挙) ○ 衆・本会議(会期を12月17日まで3日間延長することを議決) ○ 小里貞利元衆議院議員(元総務庁長官)逝去
15(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衆・本会議(14日の延会)(安倍内閣不信任決議案否決、IR推進法案参議院の修正に同意)
16(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・情報監視審査会
17(土)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第192回国会閉会